千葉県

# 一般廃棄物処理
# 長期広域化・集約化計画
（素案）



令和9（2027）年●月

千葉県

# 目次

第1章　計画の基本的事項 ..... 1
　第1節　計画策定の趣旨 ..... 1
　第2節　計画の位置付け ..... 1
　第3節　計画期間 ..... 1
第2章　広域化・集約化の必要性及び効果 ..... 2
　第1節　広域化・集約化の必要性 ..... 2
　第2節　広域化・集約化の効果 ..... 7
第3章　現状評価・分析と課題の整理 ..... 15
　第1節　現在の処理体制 ..... 15
　第2節　これまでの広域化・集約化の取組 ..... 20
　第3節　現状評価・分析 ..... 21
　第4節　課題の整理と解決に向けた方向性 ..... 27
第4章　将来予測 ..... 34
　第1節　人口の将来予測 ..... 34
　第2節　ごみ排出量等の将来予測 ..... 37
第5章　広域化ブロック区割り及びブロックごとの処理体制 ..... 44
　第1節　広域化ブロック区割り ..... 44
　第2節　ブロックごとの処理体制 ..... 50
　第3節　プラスチックごみの再資源化等の取組 ..... 56
第6章　計画の推進 ..... 66
　第1節　県の役割 ..... 66
　第2節　市町村等の役割 ..... 66
　第3節　千葉県ごみ処理広域化・集約化協議会等を活用した計画の推進体制及び計画の進行管理 ..... 69

# 第1章　計画の基本的事項

## 第1節　計画策定の趣旨

千葉県（以下「県」という。）では、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下「平成31年国通知」という。）を受けて、「第10次千葉県廃棄物処理計画」（令和3年（2021年）3月策定）に位置付ける形で、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度末までの10年間を計画期間とした「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」（以下「令和3年広域化計画」という。）を策定し、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と意見交換を行い、広域化等の可能性を検討してきたところです。

今般、環境省から「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号。以下「令和6年国通知」という。）が発出され、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、気候変動対策、災害対策強化等の推進の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制の確保のため、都道府県が主体となり、令和9（2027）年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう求められています。

本県においても、将来の人口減少やごみ減量化等の社会状況の変化に加え、令和6年国通知の趣旨を踏まえ、中長期的な視点で持続可能な適正処理を確保するための安定的・効率的な処理体制の構築に向けて、長期広域化・集約化計画である「千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 第2節　計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、県が策定する廃棄物処理計画の一部に該当し、一般廃棄物処理の長期的な方向性を示すものです。

なお、本計画策定後、令和3年広域化計画は本計画に統合します。

## 第3節　計画期間

令和9（2027）年度を初年度とし、令和32（2050）年度を目標年度とします。

なお、概ね5年ごとに、社会情勢の変化、国の方針や市町村等の状況等の現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定を行うこととします。

# 第2章　広域化・集約化の必要性及び効果

## 第1節　広域化・集約化の必要性

令和6年国通知で、広域化・集約化の必要性として挙げられている表2.1－1に示す1. ～5. の項目を参考に、本計画における広域化・集約化の必要性を以降に整理します。

表2. 1－1　広域化・集約化の必要性

| 項目 |
|---|
| 1. 持続可能な適正処理の確保 |
| 2. 気候変動対策・脱炭素化の推進 |
| 3. 資源循環の強化 |
| 4. 災害対策の強化 |
| 5. 地域への多面的価値の創出 |

### 1. 持続可能な適正処理の確保

今後、人口減少やごみ量の減少が見込まれ、また、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、持続可能な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があります。

そうした状況において、広域化・集約化による施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備によるトータルコストの縮減が期待できます。

【期待される効果】

（1） ごみ処理事業経費（建設費、維持管理費）の削減

広域化・集約化により、建設費や維持管理費の削減など、ごみ処理事業経費全体の削減が期待できます。

（建設費）

広域化・集約化により、施設当たりの処理能力は大きくなる一方で、施設数が減少することから、建設費にスケールメリットが働くことが予想されます。

このため、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を1施設整備する方が、建設費の総額は安価になることが期待できます。

（維持管理費）

処理能力が小さい場合であっても、施設の運転にはある程度の人員が必要であり、広域化・集約化により、施設の必要人員数にスケールメリットが働くことが予想されます。

このため、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を1施設整備する方が、人件費を含む維持管理費の総額は安価になることが期待できます。

（2） エネルギーの外部供給による収入の確保

エネルギー回収型廃棄物処理施設においては、広域化・集約化により、ごみ量確保による施設稼働率の維持や、施設の大規模化による熱エネルギー等の効率的な回収が可能となり、エ

ネルギーの外部供給が可能となる、または外部供給量が増加することが予想されます。

このため、エネルギーの外部供給による収入を確保でき、ごみ処理事業の収支改善に寄与することが期待できます。

（3） 自治体間の連携による人手不足への対応及び技術の継承、民間活用による人材の確保

一般的に、今後も我が国の生産労働人口が減少することが予測されている中、従来の処理体制での施設整備では、施設の建設期間及び運転期間を通して、それぞれの段階で必要な人員の確保が困難になる可能性があります。

結果的に人件費単価の上昇による事業費高騰、施設運営が不安定になる可能性があるため、人手不足への対応という視点において、広域化・集約化を行う効果が期待できます。

また、広域化・集約化により、市町村が連携した広域的なごみ処理体制を構築することで、他分野での先行事例のように[1]、市町村間での人事交流や、市町村等での技術系職員の雇用といった協働での人材確保が可能となり、人材の確保及び技術の継承が図られることが期待できます。

一方で、近年では、ごみ処理事業の一部又は全部を民間事業者に委託する事例も増えてきており、ごみ処理事業経費の削減を図ることができるものの、市町村等の職員がごみ処理事業への関与が少なくなることで、ごみ処理事業に対する知見を有した人材が少なくなり、これまで蓄積されてきた技術が活用・継承されなくなる懸念があります。

民間活用に当たっては、市町村が一般廃棄物の処理について統括的な責任を有していることと、上記の懸念点を踏まえながら、市町村等が担うべき役割を理解した上で、民間事業者と市町村等が密に連携し、各地域の処理体制に応じた人材の確保を行うことが重要です。

## 2. 気候変動対策の推進

広域化・集約化による施設の大規模化により、エネルギー消費量の低減やエネルギー回収型廃棄物処理施設におけるエネルギー回収効率の向上等が期待できます。

【期待される効果】

（1） 施設規模の拡大によるエネルギー回収効率の向上

広域化・集約化により、エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理能力が大きくなることで、エネルギーを熱として回収するだけではなく、タービン発電機等を導入し、電気として回収することが可能となります。

エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理能力が大きくなるほど、タービン発電機の効率が向上し、ごみ処理量当たりの発電量が増加するため、エネルギー回収効率の向上が期待できます。

（2） 施設の省エネルギー化

広域化・集約化により、熱回収量が増加することで、電気・温水など外部からの調達の抑制、送風機やポンプなど設備のスケールメリットや安定燃焼による補助燃料消費量の削減などによ

[1] 持続可能な地域を創る広域連携の深化に向けて
公共施設の集約化・専門人材の確保取組事例集（総務省自治行政局市町村課　令和7年３月）

る施設の省エネルギー化が図られることが期待できます。

（3） 資源循環強化による $CO_2$排出量の削減、$CO_2$回収・利用技術の導入可能性の向上

国、県、市町村において、令和32年（2050年）カーボンニュートラルに向けた取組が進められている中、廃棄物分野でも熱回収の高度化や、今後の技術開発の動向を踏まえて、将来的には廃棄物の焼却により発生する$CO_2$の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：CCUS）等の技術の導入により、脱炭素化を推進することが期待されます。

$CO_2$回収設備で使用する電力を廃棄物発電で賄う場合、一定の規模が必要となるため、広域化・集約化を進めることは、将来のCCUS等の導入可能性につながります。

## 3. 資源循環の強化

広域化・集約化により、再資源化等を通じた素材・原料等の一定量の確保や、選別・再資源化技術の高度化・高効率化による資源循環の強化が期待できます。

【期待される効果】

（1） プラスチックを含む資源回収量の確保を通じた効率的な資源循環の促進

単独または少数の市町村等では効率的な資源循環が困難な場合、適切な範囲での広域的な収集や、広域化・集約化による施設の大規模化により、効率的な収集運搬や中間処理を行うことで、資源回収量の確保を通じた効率的な資源循環の促進が期待できます。

一定量が確保されることで、選別システムや再資源化技術の高度化・高効率化への設備投資が可能となるため、廃棄物分野からの素材・原料等の供給を拡大することができ、地域の産業界での需要に貢献することも可能となります。

そのため、適正処理を前提に、従来のシステムに捉われず、収集運搬から中間処理、再商品化までの処理システムを一体的に捉え、広域化・集約化の検討を進めることが重要です。

（2） 廃棄物系バイオマスの広域的な収集に基づく効率的な利活用可能性の向上

生ごみ、木質系廃棄物等の廃棄物系バイオマスは、広域的な収集を行うことで、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な一定量を安定的に確保することが可能となります。

近年では、県外において分別収集された生ごみ等を処理対象とする湿式のメタンガス化施設に加え、可燃ごみとして収集された生ごみ等を機械選別した上で処理する乾式のメタンガス化施設と焼却施設を併設したコンバインド（ハイブリッド）方式の施設も整備されています。また、発生したメタンガスについては発電利用のほか、一部地域では都市ガス原料に利用されている事例もあります。

このようなメタン発酵や燃料化といった廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められています。

広域化・集約化の検討の中で、量を確保することで廃棄物系バイオマスからのエネルギー回収や堆肥化等の事業の効率化に繋がる場合、地域特性に応じたバイオマス利活用の促進が期待できます。

## 4. 災害対策の強化

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震・浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点としての機能や、焼却施設については、施設が持つエネルギー回収機能を活かし、周辺のまちづくりの中で、災害時の自立分散型の電力供給や熱供給等の役割が期待できます。

【期待される効果】

（1） 施設やシステムの強靭化に対する投資の重点化

ごみ処理施設を集約した場合、整備する施設数が削減されるため、地震対策など施設やシステムの強靭化に対する投資を重点化できます。

また、災害に備えて、広域的な防災拠点としての活用を見据え、避難所、災害対策の拠点、防災備蓄基地として準備することや電力消失時でも自立稼働が可能となるよう非常用発電機を設置すること等が挙げられます。

## 5. 地域への多面的価値の創出

広域化・集約化により、上記1. ～4. の観点も含め、単なるごみ処理施設としてだけではなく、社会インフラとしての機能を高め、普段から地域住民が利用し、地域に受け入れられる施設を目指すことで、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが期待できます。

【期待される効果】

（1） 地域へのエネルギーや資源の供給、リユース拠点や災害時の防災拠点としての活用

広域化・集約化により、処理量が確保できることで各種機能の高度化・効率化が図られ、資源化率及びエネルギー回収率の向上が期待できるとともに、施設への投資を重点化することで、費用対効果を高めることが期待できます。

その結果、地域へのエネルギー供給や自立稼働等による災害時の防災拠点として機能するほか、民間事業者やNPO等と連携し、本来粗大ごみとして処理されていた家具等の譲渡・販売を行うなど、リユース品の回収拠点としての機能なども期待できます。

（2） 環境教育・環境学習や地域コミュニティ形成の場としての活用

（1）に示す機能を活かし、処理工程の見学等を通じた環境教育の場としての活用や、熱エネルギーを供給した温水プール等を併設することによる日常での地域住民の利用のほか、環境教育に特化した地元NPOや民間事業者が活躍する機会が創出され、地域コミュニティ形成の場として機能することが期待できます。

単なる廃棄物処理施設としての活用ではなく、施設が持つエネルギー回収や資源供給の拠点という機能を活かし、資源循環や脱炭素への貢献など、地域全体の環境事業全般の啓発拠点として活用されることも期待できます。

## コラム：廃棄物系バイオマスの利活用等を含めた広域化・集約化の事例（中・北空知地域14市町）

高効率発電を行う焼却施設とバイオガス化施設を組み合わせることで、効率的にエネルギー回収を行っている事例

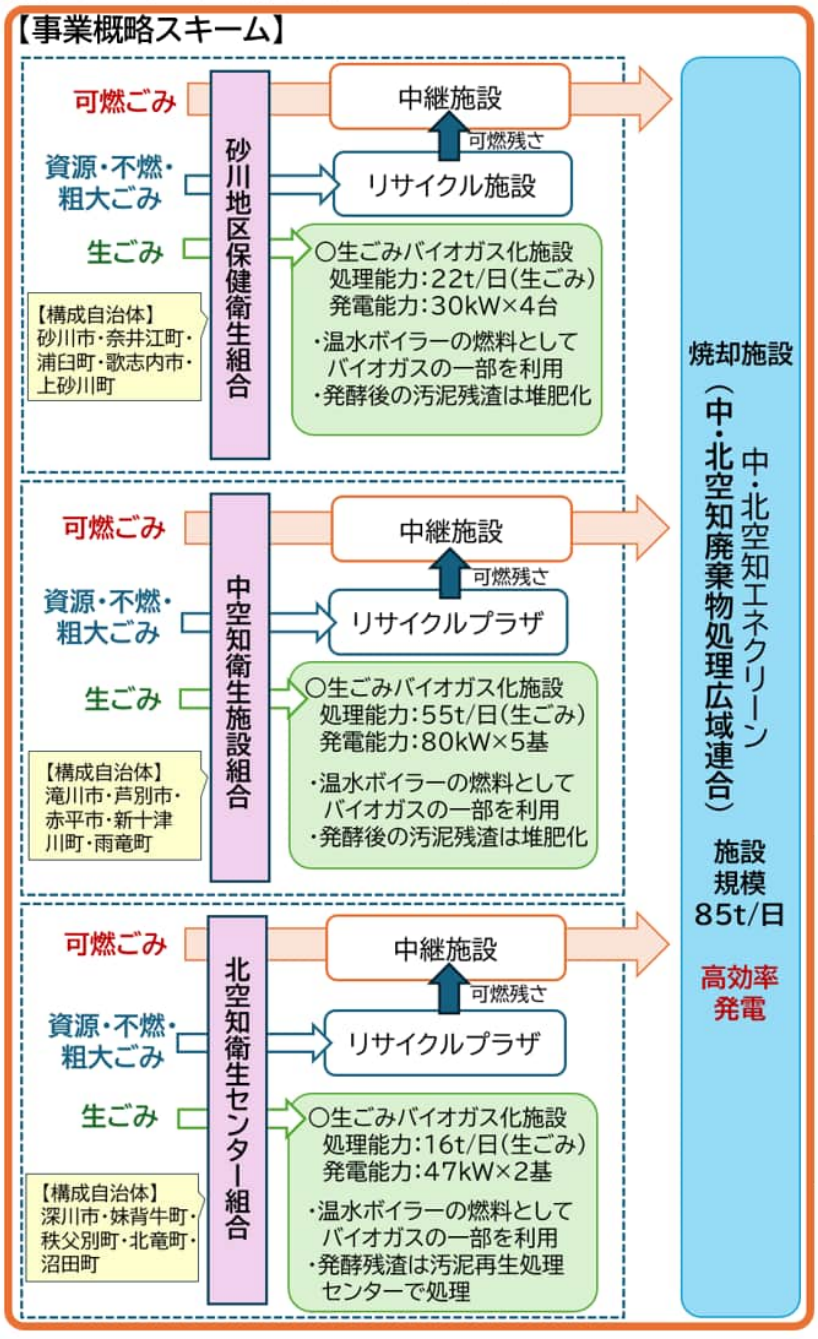


| 自治体 | 人口（万人） |
|---|---|
| 赤平市 | 約0.8 |
| 滝川市 | 約3.5 |
| 砂川市 | 約1.5 |
| 歌志内市 | 約0.2 |
| 深川市 | 約1.8 |
| 奈井江町 | 約0.5 |
| 上砂川町 | 約0.2 |
| 浦臼町 | 約0.2 |
| 新十津川町 | 約0.6 |
| 妹背牛町 | 約0.2 |
| 秩父別町 | 約0.2 |
| 雨竜町 | 約0.2 |
| 北竜町 | 約0.2 |
| 沼田町 | 約0.3 |
| 合計 | 約10.4 |

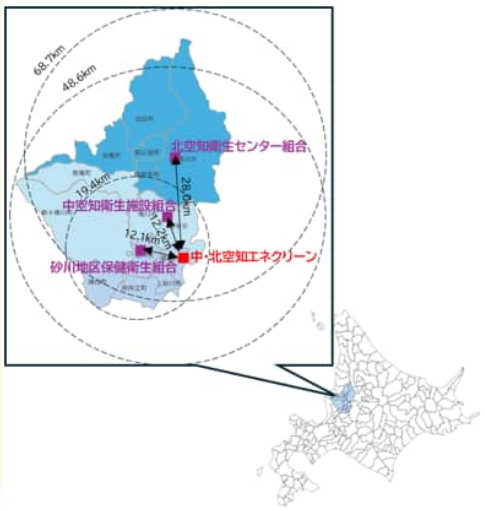


### 【事業概要】

- 中・北空知地域（5市9町）では、北海道が平成9年12月に策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、区域を3ブロック（砂川地区保険衛生組合、北空知衛生センター組合、中空知衛生施設組合）に集約し、それぞれの組合が民間事業者に焼却処理委託を行っていたが、事業者の撤退に伴い、共同で焼却処理施設を建設することとなった。
- 平成21年11月30日には、5市9町による「中・北空知廃棄物処理広域連合」の設置を決定、広域連合によるごみ焼却施設の建設、運営及び管理事務について合意し、平成22年2月に広域連合が設立された。
- 各組合では、それぞれ同一敷地内に可燃ごみ中継施設、リサイクル施設、生ごみバイオガス化施設を整備し、リサイクル施設から発生する可燃残さも中継施設に搬入している。生ごみは各組合でメタン発酵させエネルギー回収・堆肥化等を行い、生ごみ以外の可燃物は中継施設（コンパクタ・コンテナ方式）でまとめた後、1箇所に集約した焼却施設（中・北空知エネクリーン）に運搬し高効率発電を実施している。

### 【事例から考えられるメリット】

✓ 各組合で中継施設とリサイクル施設を一体的に整備するとともに、可燃ごみはより大きな範囲で広域化を行うことで、品目に応じた2段階の広域化によりごみ処理全体の効率化が期待できる。

## 第2節　広域化・集約化の効果

広域化・集約化により得られる効果として、建設費、維持管理費、収集運搬費、売電収入、$CO_2$排出量、エネルギー回収量等について、広域化・集約化を行わなかった場合との比較を行います。

そのため、千葉県内の現状の処理体制と将来の人口予測等を踏まえ、仮想都市を設定し評価を行いました。

試算方法及び結果の詳細は、資料編に示します。

また、定量評価では示すことが難しい事項については、定性的な整理を行いました。

### 1. 検討条件及び評価項目

広域化・集約化のシミュレーションを行う仮想都市と、組合せの設定を表2．2－1に示します。

仮想都市の設定においては、現状の処理体制を踏まえ、「第4章　将来予測」で示す令和32年（2050年）の将来予測を基に設定しました。なお、現状の処理体制では、組合等による複数市町村での処理を行っている場合があるが、1つの都市と見なし設定を行いました。

ケース①は、2つの仮想都市が、広域化・集約化前はそれぞれ1施設ずつ焼却施設を単独で保有していると仮定し、ケース②は、3つの仮想都市が、広域化・集約化前はそれぞれ1施設ずつ焼却施設を単独で保有していると仮定しました。

施設の更新に当たっては、各都市が単独で施設を更新する場合と、広域化・集約化によって複数都市で1つの施設を整備・更新する場合の試算を行い、比較しました。

評価項目を表2．2－2に示します。なお、本シミュレーションでは、施設の基幹的設備改良工事前までの費用比較とし、維持管理費、収集運搬費、売電収入、$CO_2$排出量及びエネルギー回収量の算出期間は20年と設定しました。

表2．2－1　広域化・集約化シミュレーションの設定

<table>
<tr><th>ケース</th><th>概要</th><th>仮想都市①条件</th><th>仮想都市②条件</th><th>仮想都市③条件</th></tr>
<tr><td>ケース①</td><td>2都市での広域化・集約化<br>（300t/日）</td><td>【都市A】<br>施設更新<br>必要処理能力<br>150 t/日<br>人口　15万人<br>面積　300 km$^2$</td><td>【都市B】<br>施設更新<br>必要処理能力<br>150 t/日<br>人口　15万人<br>面積　300 km$^2$</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ケース②</td><td rowspan="2">3都市での広域化・集約化<br>（600t/日）</td><td>【都市G】<br>施設更新<br>必要処理能力<br>350 t/日<br>人口　50万人<br>面積　80 km$^2$</td><td>【都市H】<br>施設更新<br>必要処理能力<br>125 t/日<br>人口　15万人<br>面積　30 km$^2$</td><td>【都市I】<br>施設更新<br>必要処理能力<br>125 t/日<br>人口　15万人<br>面積　30 km$^2$</td></tr>
<tr><td colspan="3">建設費について、財源（交付金、起債、一般財源）の内訳も算出<br><br>※循環型社会形成推進交付金交付要綱において、長期広域化・集約化計画に沿って、次のいずれかを満たす先進的な広域化・集約化を行う場合は、交付率の嵩上げを行っているため、その効果を示します。<br>①計画区域内の焼却施設を2施設以上廃止し、計画区域内の対象市町村を2市町村以上増加<br>②計画区域内の廃止施設数と対象市町村増加数が合計して4以上</td></tr>
</table>

表2.2－2 評価項目

| 大項目 | 小項目 | 概要 |
|---|---|---|
| 経済性 | ①建設費 | 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度の落札実績から設定する回帰式から試算 |
| | ②維持管理費 | 令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査結果から設定する回帰式から試算 |
| | ③売電収入 | 令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査結果から売電単価13.6 円/kWh と設定し、⑥のエネルギー回収量を乗じて試算 |
| | ④収集運搬費 | 令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査結果から単価を設定。その内、固定費90%、変動費10%と設定し、以下の距離を乗じて算定<br>＜距離＞<br>モデル都市(500mメッシュ)を作成し、ごみ量に応じた搬入台数を設定し、各メッシュから施設までの直線距離の総往復距離を試算 |
| 環境性 | ⑤$CO_2$ 排出量 | |
| | 施設運転に係るもの | プラスチックごみ等(プラスチック製容器包装廃棄物、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物、化学繊維)の焼却に伴って発生する $CO_2$ 排出量 |
| | 収集運搬に係るもの | ④で算出した走行距離×燃費(4.0km/L)×$CO_2$ 排出係数(2.62kg-$CO_2$/L) |
| | ⑥エネルギー回収量 | 規模別の交付金要件であるエネルギー回収率とごみの発熱量(8,800kJ/kg)から試算 |

※②～⑥の項目は20年間の合計で比較

## 2. 検討結果

本シミュレーションで用いた仮想都市の組合せにおいて、広域化・集約化により、経済性・環境性のメリットが確認されました。

今後、広域化・集約化を検討する際には、具体的な地域の実態を踏まえて、詳細検討を行うことが必要となります。

検討結果のまとめは、以下のとおりです。

＜検討結果のまとめ＞

- ✓ 2都市での広域化・集約化の場合、施設の立地場所に関わらず、経済性と環境性のメリットが示されました。
- ✓ 3都市での広域化・集約化の場合、2都市での広域化・集約化と同様、経済性と環境性のメリットが示され、さらに、交付金の嵩上げの効果として、起債額が抑えられることによる償還期間中の利息支払いの抑制や、整備期間中の一般財源支出額が削減できます。
- ✓ 施設の大規模化を図るほど、経済性・環境性のメリットが大きくなります。
- ✓ 施設立地場所、人口分布、運搬距離との関係で収集運搬に係る費用が変わり、広域化・集約化全体の効果が変動するため、立地場所の設定が重要です。

検討結果の概要は、以下のとおりです。

(1)ケース①

広域化・集約化により、図2．2－2～図2．2－3及び表2．2－3で示すとおり事業全体で費用削減効果が高いことが示されました。

・建設費、維持管理費、売電収入による費用削減効果が高いことが分かりました。

・収集運搬費の費用増加は僅かであり、都市Aまたは都市Bにおいて、条件が不利な場所に施設を立地しても、建設費等の費用削減効果が上回ることが示されました。

・経済性について、単独整備では、都市A及び都市Bの総事業費（建設費、維持管理費、収集運搬費の合計から売電収入を差し引いた金額）の合計が約770億円となりますが、広域化・集約化した場合は、施設の立地によって差が出ますが、総事業費は約687～706億円となり、約64～83億円の経費削減となります。

・環境性について、単独整備では、都市A及び都市Bの$CO_2$ 排出量（施設運転、収集運搬の合計）の合計が約26,300t-$CO_2$/年となりますが、広域化・集約化した場合は施設の立地場所によって約20，100～20，400t-$CO_2$/年となり、単独整備と比較して約6,000t-$CO_2$/年の$CO_2$ 削減となります。

なお、表2．2－3で示す効果の違いは、施設立地場所の違いによる収集運搬費の差ですが、いずれの条件でも事業全体として広域化・集約化の効果があることが示されています。

また、詳細の条件（人口分布メッシュの説明等）及び結果は、資料編に示します。

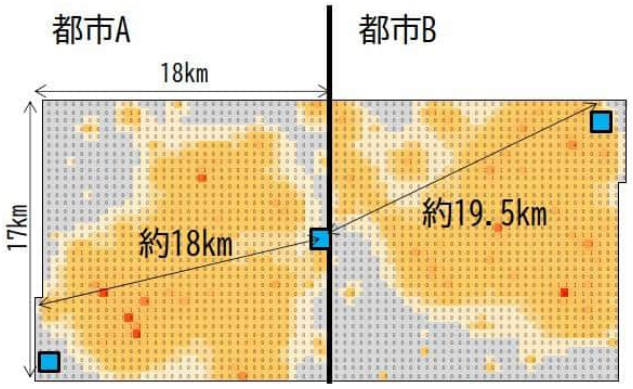


※青い位置に施設を配置するものとして、単独整備と集約化整備での複数条件で検討

図2．2－1　仮想都市A、Bの人口分布メッシュ（二極分布型）

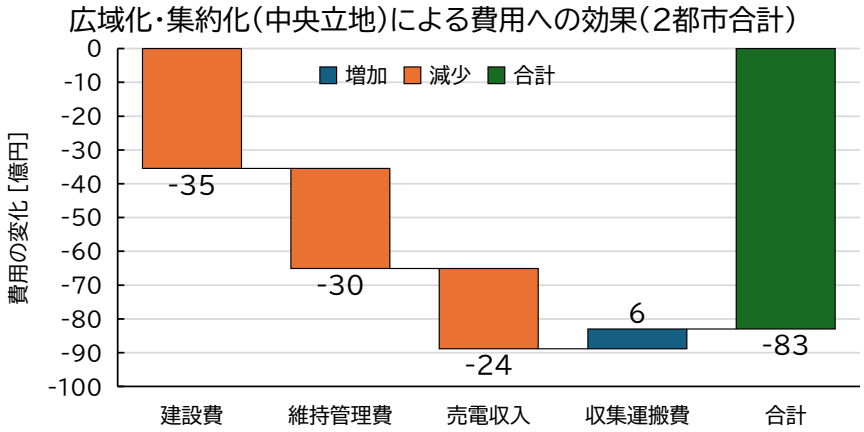


図2．2－2　広域化・集約化（中央立地）による費用への効果（ケース①）

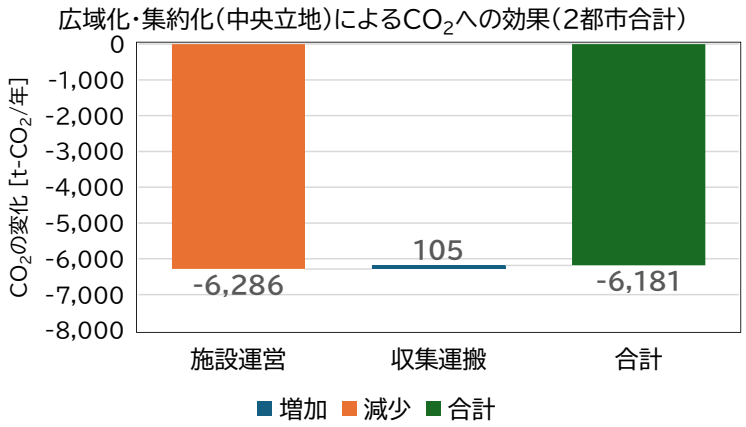


図2.2－3 広域化・集約化(中央立地)による $CO_2$ 排出量への効果(ケース①)

表2.2－3 検討結果(ケース①)

| 項目 | | 単独更新(150t/日、150t/日) | 広域化・集約化(300t/日) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 中央立地 | 都市 A 立地 | 都市 B 立地 |
| 経済性<br>(合計)<br>・建設費<br>・維持管理費<br>・売電収入<br>・収集運搬費 | | 約 770 億円 | 約 687 億円<br>効果:約 83 億円<br>(約 11%)削減<br><br>収集運搬費単独<br>(約6億円増) | 約 706 億円<br>効果:約 64 億円<br>(約 8%)削減<br><br>収集運搬費単独<br>(約 25 億円増) | 約 702 億円<br>効果:約 68 億円<br>(約 9%)削減<br><br>収集運搬費単独<br>(約 21 億円増) |
| | 都市 A | 約 385 億円 | 約 342 億円<br>効果:約 43 億円削減 | 約 341 億円<br>効果:約 44 億円削減 | 約 362 億円<br>効果:約 23 億円削減 |
| | 都市 B | 約 385 億円 | 約 345 億円<br>効果:約 40 億円削減 | 約 365 億円<br>効果:約 20 億円削減 | 約 340 億円<br>効果:約 45 億円削減 |
| 環境性<br>(合計)<br>$CO_2$ 排出量<br>・施設運転<br>・収集運搬 | | 約 26,300<br>t-$CO_2$/年 | 約 20,100<br>t-$CO_2$/年<br>効果:<br>約 6,200t-$CO_2$/年<br>(約 24%)削減<br><br>収集運搬単独<br>(105 t-$CO_2$/年増) | 約 20,400<br>t-$CO_2$/年<br>効果:<br>約 5,900t-$CO_2$/年<br>(約 22%)削減<br><br>収集運搬単独<br>(463 t-$CO_2$/年増) | 約 20,400<br>t-$CO_2$/年<br>効果:<br>約 5,900t-$CO_2$/年<br>(約 22%)削減<br><br>収集運搬単独<br>(399 t-$CO_2$/年増) |
| | 都市 A | 約13,100<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,000<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,000<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,400<br>t-$CO_2$/年 |
| | 都市 B | 約13,100<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,000<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,400<br>t-$CO_2$/年 | 約 10,000<br>t-$CO_2$/年 |
| 備考 | | 図2.2－1中の都市A、都市 B の青い位置に各都市で単独更新 | 図2.2－1中の中央の青い位置に集約化した施設を配置と仮定 | 図2.2－1中の都市 A 内の青い位置に集約化した施設を配置と仮定 | 図2.2－1中の都市 B 内の青い位置に集約化した施設を配置と仮定 |

※端数処理で合計が合わない場合があります。

(2)ケース②

広域化・集約化により、図2.2－5～図2.2－6及び表2.2－4～表2.2－5で示すとおり事業全体で費用削減効果が高いことが示されました。

また、ケース①と比較すると、大規模化するほどスケールメリットが得られ、各都市の負担の削減効果が高いことが示されました。

・建設費、維持管理費、売電収入による費用削減効果が高いことが分かりました。

・収集運搬費の費用増加は僅かです。

・経済性について、単独整備では、3都市の総事業費の合計が約 1,370 億円となりますが、広域化・集約化した場合は、総事業費は約 1,160 億円となり、約 210 億円の経費削減となります。

・環境性について、単独整備では、3都市の $CO_2$ 排出量の合計が約 44,500t-$CO_2$/年となりますが、広域化・集約化した場合は約 27,000t-$CO_2$/年となり、約 17,500t-$CO_2$/年の $CO_2$ 削減となります。

・ケース②での広域化・集約化の場合、循環型社会形成推進交付金要綱に示される要件を満たすため、交付率の嵩上げを受けられ(交付率を 1/3→2/5、1/2→3/5 に嵩上げ)、その効果として、起債額が抑えられることによる償還期間中の利息支払いの抑制や、整備期間中の一般財源支出額が削減できます。

・ただし、立地場所により効果に差が出るため、公平な費用負担の調整が必要となります。

なお、詳細の条件(人口分布メッシュの説明等)及び結果は、資料編に示します。

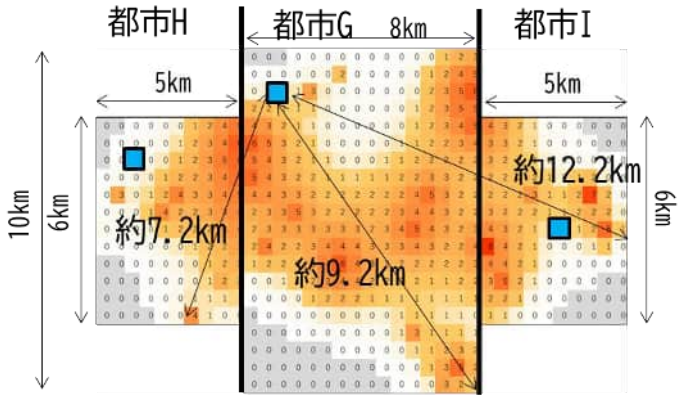


※単独整備では各自治体が青い位置に施設を配置するものとし、広域化・集約化後は都市 G の施設の位置に新施設整備と設定

図2.2－4 仮想都市 G、H、I の人口分布メッシュ

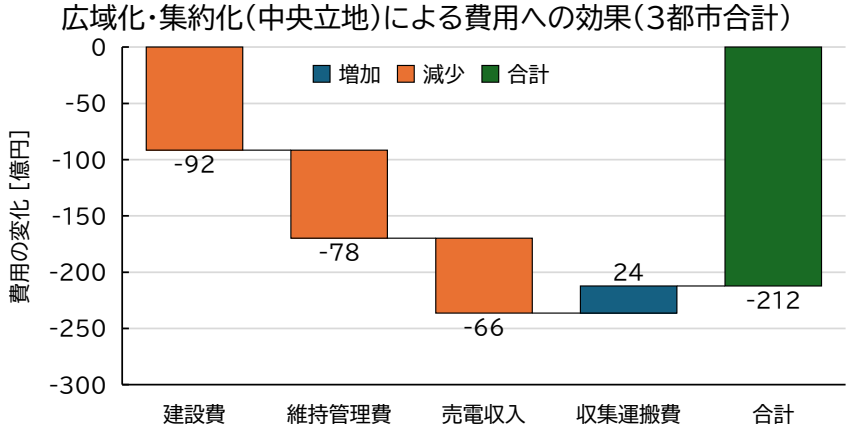


図2.2－5 広域化・集約化(中央立地)による費用への効果(ケース②)

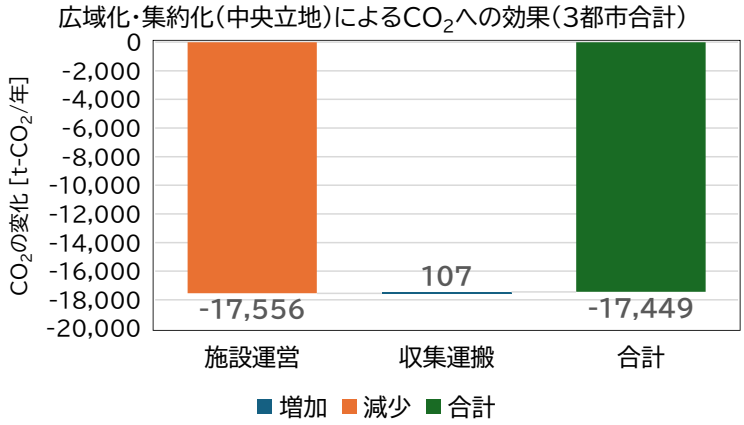


図2.2－6 広域化・集約化(中央立地)による $CO_2$ 排出量への効果(ケース②)

表2.2－4 試算結果(ケース②)

| 項目 | | 単独更新 | 広域化・集約化<br>(600t/日)<br>中央立地 | 効果 |
|---|---|---|---|---|
| 経済性(合計)<br>・建設費<br>・維持管理費<br>・売電収入<br>・収集運搬費 | | 約 1,370 億円 | 約 1,160 億円 | 約 210 億円<br>(約 16%削減)<br><br>収集運搬費単独<br>(約 24 億円増) |
| | 都市 G:350t/日 | 約 748 億円 | 約 675 億円 | 約 73 億円 |
| | 都市 H:125t/日 | 約 310 億円 | 約 231 億円 | 約 79 億円 |
| | 都市 I:125t/日 | 約 310 億円 | 約 250 億円 | 約 60 億円 |
| 環境性(合計)<br>$CO_2$ 排出量<br>・施設運転<br>・収集運搬 | | 約 44,500<br>t-$CO_2$/年 | 約 27,000<br>t-$CO_2$/年 | 約 17,500<br>t-$CO_2$/年<br>(約 39%削減)<br><br>収集運搬単独<br>(107 t-$CO_2$/年増) |
| | 都市 G:350t/日 | 約 21,500<br>t-$CO_2$/年 | 約 15,800<br>t-$CO_2$/年 | 約 5,700<br>t-$CO_2$/年 |
| | 都市 H:125t/日 | 約 11,500<br>t-$CO_2$/年 | 約 5,600<br>t-$CO_2$/年 | 約 5,900<br>t-$CO_2$/年 |
| | 都市 I:125t/日 | 約 11,500<br>t-$CO_2$/年 | 約 5,700<br>t-$CO_2$/年 | 約 5,800<br>t-$CO_2$/年 |

表2.２－５ 建設費の財源内訳

（単位：億円）

| | 単独更新 | | | 広域化（従来交付率） | | | 広域化（交付率嵩上げ） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都市Ｇ | 都市Ｈ | 都市Ｉ | 都市Ｇ | 都市Ｈ | 都市Ｉ | 都市Ｇ | 都市Ｈ | 都市Ｉ |
| 整備費 | 約275 | 約120 | 約120 | 約248 | 約88 | 約88 | 約248 | 約88 | 約88 |
| 財源内訳 | | | | | | | | | |
| 交付金 | 約84 | 約37 | 約37 | 約76 | 約27 | 約27 | 約91 | 約33 | 約33 |
| 起債 | 約164 | 約71 | 約71 | 約147<br>（－17） | 約52<br>（－19） | 約52<br>（－19） | 約133<br>（－31） | 約47<br>（－24） | 約47<br>（－24） |
| 一般財源 | 約27 | 約12 | 約12 | 約25<br>（－2） | 約9<br>（－3） | 約9<br>（－3） | 約23<br>（－4） | 約8<br>（－4） | 約8<br>（－4） |

※端数処理で合計が合わない場合があります。交付金対象事業は整備費の80%と仮定し、その内の30%が交付率（1/2又は3/5）、70%が交付率（1/3又は2/5）として試算

※（　）の数字は単独更新時からの削減額

（3）その他

建設費や維持管理費等のほか、定量評価では示すことが難しい下記の事項については、定性的な整理を行いました。

ア．人手不足への対応

厚生労働省からは、平成29年（2017年）以降、労働力供給量が労働力需要量を下回り、人手不足の産業・職業の範囲が広がっていることが示されており、今後の影響が懸念されます。

特に、エネルギー回収型廃棄物処理施設においては、第2種以上の電気主任技術者や BT 主任技術者の配置が必要となりますが、この内、第2種電気主任技術者については、国内の全産業での将来需要に対して、資格保有技術者が不足する可能性が指摘されています[2]。

また、例えば既存の2施設が単独更新する場合には、広域化・集約化によって1施設となる場合と比較して、地域全体で1．5～2倍の運転人員の確保が必要となり、集約化施設が増えるほど、必要な人員の削減効果は高まります。

このように労働力の減少が予測される中、従来の処理体制での施設整備では、必要な人員の確保が困難になる可能性があり、人手不足への対応という視点においても、広域化・集約化を行う効果が期待できます。

イ．各種計画支援業務等の費用低減

計画策定等における費用縮減効果が期待できます。

・施設整備を行う場合、表2．２－6で示す施設整備に必要な計画支援業務等を集約できるため、事業費削減につながります。

・施設用地の拡張や新たな用地の確保において、広域化・集約化しない場合、各市町村等で周回道路や駐車場を整備する必要があります。広域化・集約化により、用地取得の総面積が小さくなり、用地取得費の削減につながります。

[2] 電気主任技術者制度について（令和5年（2023年）3月31日　経産産業省）

・広域化・集約化しない場合、将来、各市町村等で解体に関する業務（計画、発注支援）、解体工事等の費用が発生します。

表2.２－６ 施設整備に必要な計画支援業務等

| | 計画支援業務 |
|---|---|
| 1 | 施設整備基本構想 |
| 2 | 建設候補地選定 |
| 3 | 循環型社会形成推進地域計画 |
| 4 | 施設整備基本計画 |
| 5 | 施設整備基本設計 |
| 6 | 民間活力導入可能性調査 |
| 7 | 事業者選定支援 |
| 8 | 環境影響評価（条例アセス）<br>※焼却施設処理能力 100t/日以上 |
| 9 | 生活環境影響調査<br>※焼却施設（100t/日未満） |
| 10 | 測量調査 |
| 11 | 地質調査 |
| 12 | 設計・施工監理 |
| 13 | 運営モニタリング |
| 14 | 長寿命化総合計画 |

※ 個別の状況、事業内容によって一部の業務は不要となる場合があります。

# 第3章　現状評価・分析と課題の整理

## 第1節　現在の処理体制

令和7年（2024年）3月末現在における、県内市町村等が整備する焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備状況を表3．1－1に示します。

施設種類別の詳細については、表3．1－2～表3．1－3及び図3．1－1～図3．1－2に示します。

表3．1－1　焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備状況

| 施設種類 | | | 施設数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 焼却施設 | | | 36 施設 | PFI 事業による民間施設を含みます |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 粗大ごみ処理施設 | | 21施設 | 廃止、稼働前は含みません |
| | | 上記の内 | 1施設 | 設置届対象外 |
| | 資源化施設 | | 20施設 | 廃止、稼働前は含みません |
| | | 上記の内 | 3施設 | 設置届対象外 |

出典：清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について｜千葉県オープンデータサイト　令和6年度実績及び市町村提供情報

表3.1－2 焼却施設一覧

| No | 市町村・一部事務組合名 | 施設名称 | 処理能力[t/日] | 炉数 | 炉型式 | 処理方式 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 千葉市 | 北清掃工場 | 570 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 2 | 千葉市 | 新港清掃工場 | 435 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 3 | 市川市 | クリーンセンター | 600 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 4 | 船橋市 | 北部清掃工場 | 396 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 5 | 船橋市 | 南部清掃工場 | 339 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 6 | 館山市 | 清掃センター | 100 | 2 | 准連続燃焼式 | ストーカ |
| 7 | 松戸市 | 和名ケ谷クリーンセンター | 300 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 8 | 野田市 | 清掃工場 | 145 | 2 | 准連続燃焼式 | ストーカ |
| 9 | 成田市 | 成田富里いずみ清掃工場 | 212 | 2 | 全連続燃焼式 | シャフト式ガス化溶融 |
| 10 | 習志野市 | 芝園清掃工場 | 219 | 3 | 全連続燃焼式 | シャフト式ガス化溶融 |
| 11 | 柏市 | 清掃工場 | 300 | 3 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 12 | 柏市 | 第二清掃工場 | 250 | 2 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 13 | 勝浦市 | クリーンセンター | 35 | 1 | 准連続燃焼式 | 流動床 |
| 14 | 市原市 | 福増クリーンセンター第一工場 | 300 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 15 | 市原市 | 福増クリーンセンター第二工場 | 220 | 2 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 16 | 流山市 | クリーンセンターごみ焼却施設 | 207 | 3 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 17 | 八千代市 | 清掃センター1・2号炉 | 120 | 2 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 18 | 八千代市 | 清掃センター3号炉 | 100 | 1 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 19 | 我孫子市 | クリーンセンター | 120 | 2 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 20 | 浦安市 | クリーンセンター(ごみ処理施設) | 270 | 3 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 21 | 四街道市 | クリーンセンター | 165 | 2 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 22 | 八街市 | クリーンセンター | 125 | 2 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 23 | いすみ市 | いすみクリーンセンター | 96 | 2 | 機械化バッチ式 | ストーカ |
| 24 | 御宿町 | 清掃センター | 32.5 | 1 | 准連続燃焼式 | ストーカ |
| 25 | 長生郡市広域市町村圏組合 | 環境衛生センターごみ処理場 | 225 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 26 | 鋸南地区環境衛生組合 | 大谷クリーンセンター | 80 | 2 | 准連続燃焼式 | ストーカ |
| 27 | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | クリーンセンターしらさぎ | 256.5 | 3 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 28 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 酒々井リサイクル文化センター<br>焼却処理施設(A及びB系焼却炉) | 60 | 1 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 29 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 酒々井リサイクル文化センター<br>焼却処理施設(C系焼却炉) | 100 | 1 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 30 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 酒々井リサイクル文化センター<br>焼却処理施設(D系焼却炉) | 100 | 1 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 31 | 山武郡市環境衛生組合 | ごみ処理施設(焼却施設) | 110 | 2 | 全連続燃焼式 | 流動床 |
| 32 | 東金市外三市町清掃組合 | 東金市外三市町<br>環境クリーンセンター | 210 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 33 | 印西地区環境整備事業組合 | 印西クリーンセンター | 300 | 3 | 全連続燃焼式 | ストーカ |
| 34 | 香取広域市町村圏事務組合 | 伊地山クリーンセンター | 135 | 3 | 准連続燃焼式 | ストーカ |
| 35 | 東総地区広域市町村圏事務組合 | 東総地区クリーンセンター | 198 | 2 | 全連続燃焼式 | シャフト式ガス化溶融 |
| 36 | 木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市 | (株)かずさクリーンシステム<br>君津地域広域廃棄物処理施設 | 450 | 4 | 全連続燃焼式 | シャフト式ガス化溶融 |

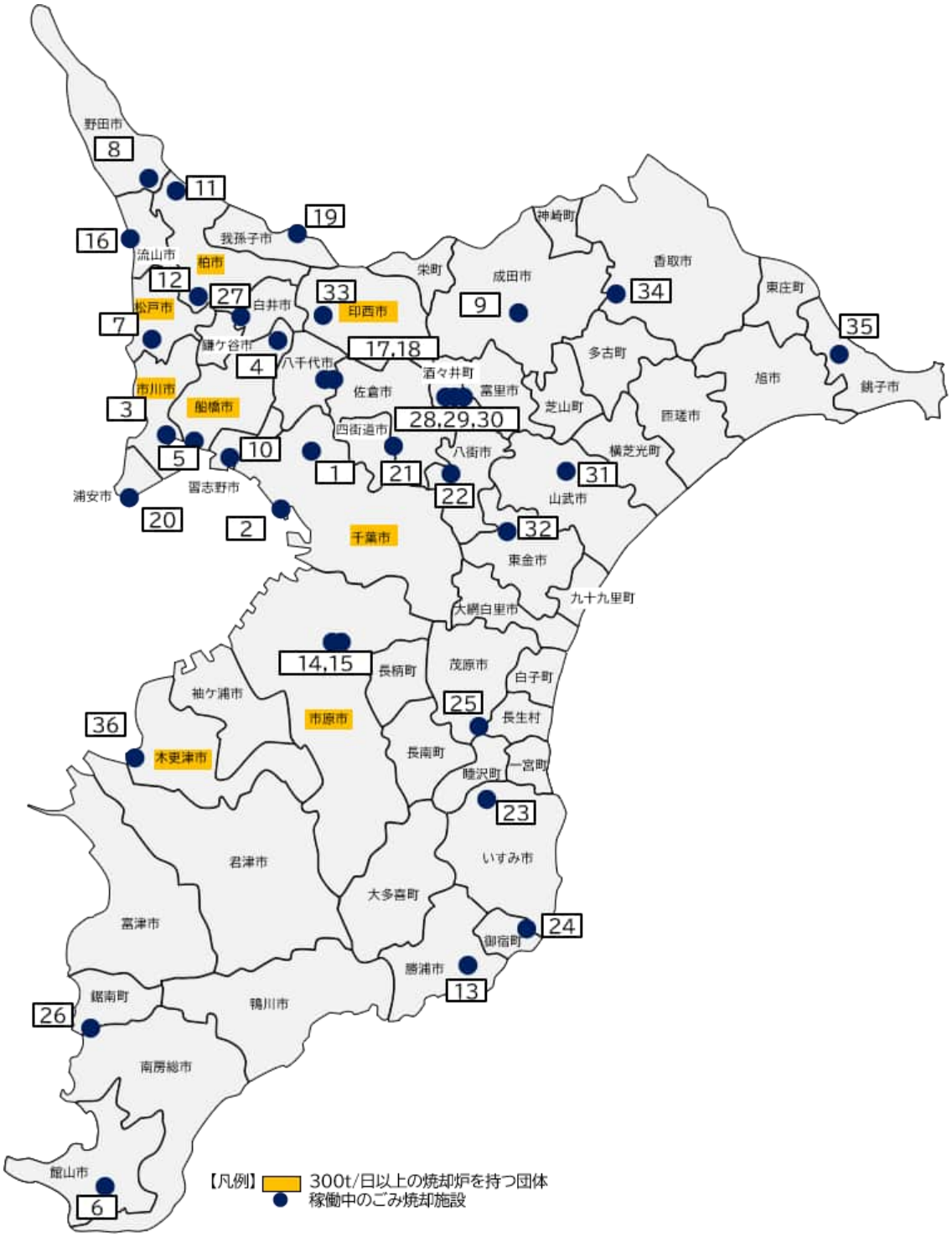


図3.1－1 焼却施設位置図

表3.1－3 マテリアルリサイクル推進施設一覧

| No | | 市町村・一部事務組合名 | 施設名称 | 処理能力[t/日] |
|---|---|---|---|---|
| 粗大ごみ処理施設 | 1 | 千葉市 | 新浜リサイクルセンター | 125 |
| | 2 | 市川市 | クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設) | 75 |
| | 3 | 船橋市 | 西浦資源リサイクル施設 | 63 |
| | 4 | 木更津市 | クリーンセンター | 25 |
| | 5 | 松戸市 | 日暮クリーンセンター | 80 |
| | 6 | 柏市 | 清掃工場粗大ごみ処理施設 | 50 |
| | 7 | 市原市 | 福増クリーンセンター第一粗大ごみ処理施設 | 60 |
| | 8 | 市原市 | 福増クリーンセンター第二粗大ごみ処理施設 | 113 |
| | 9 | 流山市 | クリーンセンターリサイクルプラザ・リサイクル館 | 57 |
| | 10 | 八千代市 | 粗大ごみ処理施設 | 50 |
| | 11 | 我孫子市 | 粗大ごみ処理施設 | 50 |
| | 12 | 君津市 | 粗大ごみ処理施設 | 30 |
| | 13 | 浦安市 | クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設) | 70 |
| | 14 | 四街道市 | クリーンセンター粗大ごみ処理施設 | 15 |
| | 15 | 袖ケ浦市 | 袖ケ浦クリーンセンター粗大ごみ処理施設 | 16 |
| | 16 | 長生郡市広域市町村圏組合 | 環境衛生センターごみ処理場 | 36 |
| | 17 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設 | 50 |
| | 18 | 東金市外三市町清掃組合 | 東金市外三市町環境ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ粗大ごみ処理施設 | 10 |
| | 19 | 印西地区環境整備事業組合 | 印西クリーンセンター破砕処理施設 | 50 |
| | 20 | 香取広域市町村圏事務組合 | 粗大ごみ処理施設 | 35 |
| 資源化施設 | 1 | 千葉市 | 新浜リサイクルセン ター | 95 |
| | 2 | 松戸市 | リサイクルセンター | 39 |
| | 3 | 野田市 | リサイクルセンター | 32 |
| | 4 | 成田市 | リサイクルプラザ | 40 |
| | 5 | 習志野市 | リサイクルプラザ | 50 |
| | 6 | 柏市 | リサイクルプラザ | 176 |
| | 7 | 君津市 | リサイクルプラザ | 44 |
| | 8 | 富津市 | 環境センター 不燃物処理施設 | 12 |
| | 9 | 浦安市 | クリーンセンター(再資源化施設) | 43 |
| | 10 | 富里市 | クリーンセンター（不燃物処理施設） | 25 |
| | 11 | いすみ市 | いすみクリーンセンター(不燃物処理施設) | 10 |
| | 12 | 大多喜町 | 環境センター | 7 |
| | 13 | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | リサイクルセンター（資源化施設） | 20 |
| | 14 | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | リサイクルセンター（圧縮処理施設） | 15 |
| | 15 | 香取広域市町村圏事務組合 | 長岡不燃物処理場 | 15 |
| | 16 | 山武郡市環境衛生組合 | ごみ処理施設(リサイクルプラザ) | 22 |
| | 17 | 東総地区広域市町村圏事務組合 | 東総地区クリーンセンター | 6 |

| No | 市町村・一部事務組合名 | 施設名称 |
|---|---|---|
| ①~③ | 八千代市 | ペットボトル減容化施設 |
| | | 缶・金属類減容化施設 |
| | | びん処理用施設 |
| ④ | 館山市 | 粗大ごみ処理施設 |

※休止中の施設も含む

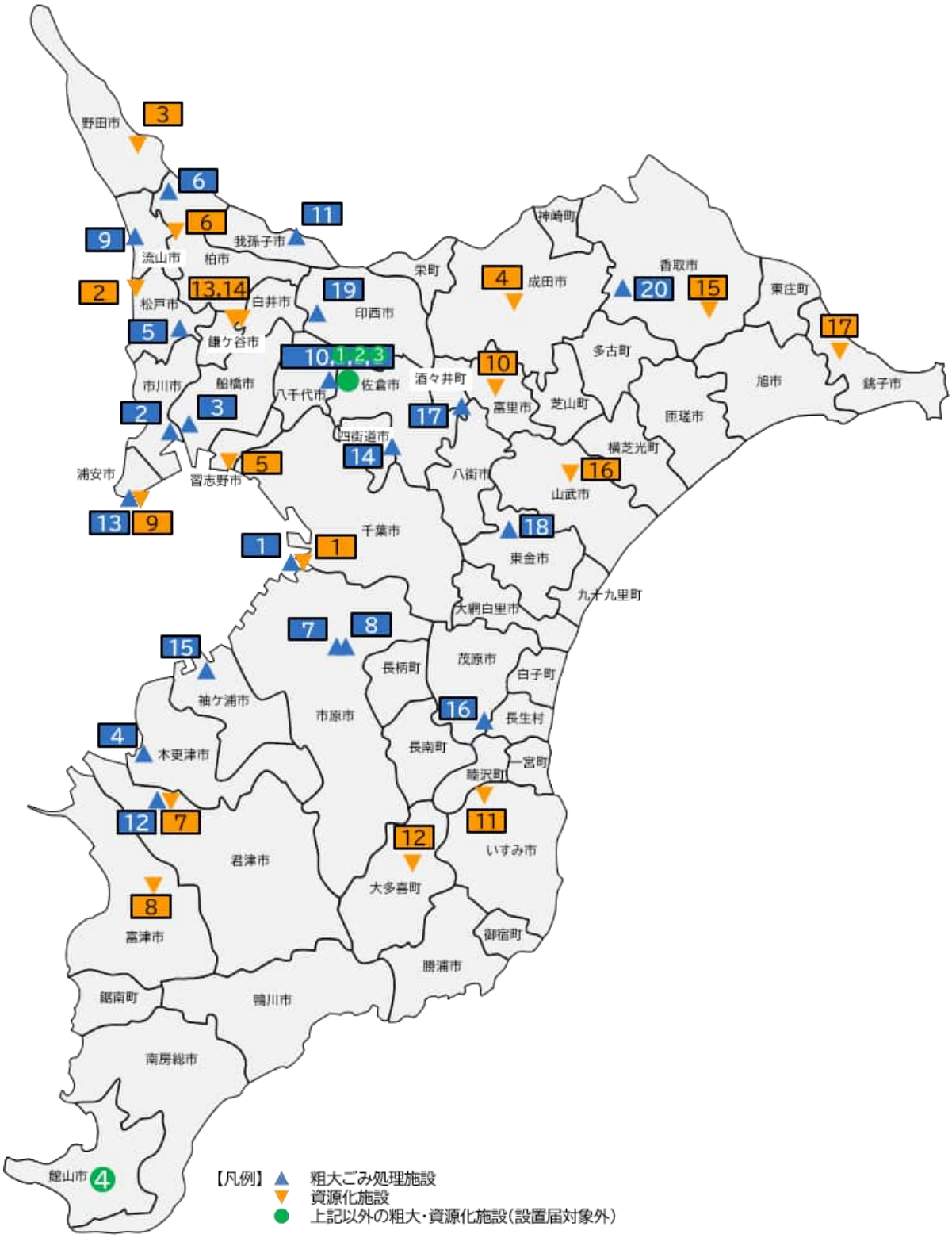


図3.1－2　マテリアルリサイクル推進施設位置図

## 第2節　これまでの広域化・集約化の取組

ごみ処理の広域化等については、平成9年（1997年）に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号。以下「平成9年国通知」という。）が国から発出され、本県においては平成11年（1999年）3月に、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進等を目的とする「千葉県ごみ処理広域化計画」（以下「平成11年広域化計画」という。）を策定しました。

平成11年広域化計画では、計画策定時に55施設ある焼却施設を、平成19（2007）年度までに40 施設にすること等を目標としており、計画を基に施設の集約化等が進められました。

こうした中、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年国通知）が発出され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、本県においては、令和3年（2021年）3月31日策定の「第10次千葉県廃棄物処理計画」の中に、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度末までの10年間を計画期間とした「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」（令和3年広域化計画）を盛り込み、持続可能な適正処理の確保に向けた取組の一つとして、当面、焼却処理・施設を対象とし、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進することを掲げ、検討の対象となった市町村等を含む31自治体を対象に、広域化・集約化に係る意見交換会を開催し、広域化・集約化に向けた意識の醸成を図り、一部地域において、広域化・集約化の実施に向けた具体の検討が進んできたところです。（表3．2－1、図3．2－1）

表3．2－1　第10次千葉県廃棄物処理計画において検討対象とした市町村等

| 市町村・組合 | 施設稼働年 |
|---|---|
| 館山市 | 1984年 |
| 松戸市 | 1995年 |
| 習志野市 | 2002年 |
| 柏市 | 1991年, 2005年 |
| 勝浦市　（☆） | 1985年 |
| 市原市　（☆） | 1984年, 1994年 |
| 流山市 | 2004年 |
| 八千代市 | 1989年, 2001年 |
| 鎌ケ谷市（柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合） | 2000年 |
| 八街市　（☆） | 2002年 |
| いすみ市（☆） | 1994年 |
| 大多喜町（☆） | いすみ市に処理委託 |
| 御宿町　（☆） | 1984年 |
| 香取広域市町村圏事務組合 | 1996年 |
| 長生郡市広域市町村圏組合 | 1996年, 1999年 |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 1987年, 1990年, 2005年 |

※市町村等が設置するごみ処理施設等については、老朽化が進んでいるものや設置して間もないものなど様々な状況にあることから、検討の対象とする市町村等については、今後10年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等を検討の対象として抽出しました。

※具体的には、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。

①2010年度以降に設置された施設を有している市町村等。

②新設または改良工事（2041年度以降まで共用するもの。）が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和3年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等。

※勝浦市、市原市、八街市、いすみ市、大多喜町、御宿町については、具体の検討が進んでいることから、星印を付けました。

（出典：第 11 次千葉県廃棄物処理計画（令和8年（2026年）3月））

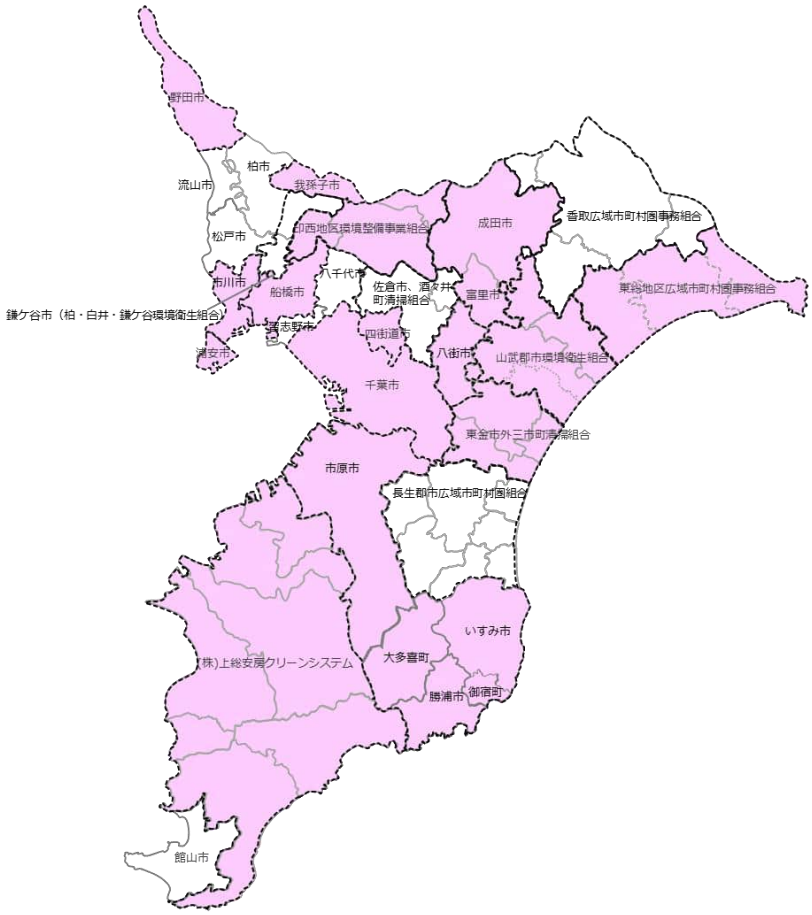


※勝浦市、市原市、八街市、いすみ市、大多喜町、御宿町については、具体の検討が進んでいることから、着色を行いました。

図3.２−1 第10次千葉県廃棄物処理計画において検討対象とした市町村等(白色部分)

(出典:第 11 次千葉県廃棄物処理計画(令和8年(2026年)3月))

## 第3節 現状評価・分析

現時点での広域化・集約化の状況等を、以下のとおり評価・分析します。

＜評価・分析の視点＞

平成11年広域化計画策定時から令和6(2024)年度までの期間について、以下の3つの状況を評価・分析します。

①広域化・集約化の状況:焼却施設数及び発電電力量の推移

②ダイオキシン類の発生防止:バッチ運転、准連続運転、全連続運転の施設数の推移

③サーマルリサイクルの状況:発電電力量と発電機能付施設数の推移

なお、①については、令和8年(2026年)7月時点における、各市町村等で検討が進んでいる焼却施設の整備見通しを併せて整理しています。

### 1. 広域化・集約化の状況

平成11年広域化計画策定以降、焼却施設の広域化・集約化が進み、平成11年広域化計画の目標年度である平成19(2007)年度には47施設まで広域化・集約化されたものの、目標の40施設には届いていません。

その後、令和3年広域化計画策定時（令和2（2020）年度）には37施設となりました。

令和3年広域化計画策定以降の広域化・集約化の状況としては、東総地区広域市町村圏事務組合が令和3年度に新施設（198t/日）を稼働開始したことに合わせ、銚子市（165t/日）、旭市（95t/日）、匝瑳市（80t/日）にそれぞれ立地していた焼却施設を停止しています。

また、我孫子市においては、1号炉（105t/日）と2号炉（90t/日）の2施設の更新に合わせ、施設集約化（120t/日：令和5年度稼働開始）を行っています。

加えて、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が共同事業として進めている第2期君津地域広域廃棄物処理事業では、令和9（2027）年度からの新施設稼働を目指しており、広域化・集約化に向けて、鴨川市では老朽化した施設を停止し、中継施設を整備しており、新施設稼働までは民間委託で処理を行っています。

その結果、令和6（2024）年度時点では、36施設まで広域化・集約化が進行しています。

平成9（1997）年度から令和6（2024）年度までの県内焼却施設の変遷を表3．3－1に示します。

その後、令和14（2032）年度時点では、さらに31施設まで広域化・集約化が進む見通しです。

なお、山武郡市環境衛生組合では、現在、東金市外三市町清掃組合で処理を行っている山武市の旧成東町地域のごみ処理を令和10（2028）年から受入予定となっています。

これらの状況を反映した焼却処理体制を図3．3－1に示します。

＜令和14（2032）年度時点で、広域化・集約化が予定されている地域＞

① 木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が共同事業として進めている第2期君津地域広域廃棄物処理事業が令和9（2027）年度から開始されることに合わせ、No.28、36 の施設が停止となります。

② 市原市が整備する新施設において、夷隅地域の4市町（いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町）からのごみを受入れ、広域でごみ処理事業を進める方針となったため、将来的に No.26、27、32、33、34 の施設が停止となる想定です。

※将来停止する施設 No.は計画策定時点で稼働中の表3．3－1右端欄の赤字の数字を指します。

# 表3.3－1 県内焼却施設の変遷

| No. | 施設名称 | 施設規模（t/日） | 稼働開始年度 | 1997（H9） | ～ | 2007（H19） | ～ | 2017（H29） | ～ | 2020（R2） | ～ | 2024（R6） | No. |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 千葉市北谷津清掃工場 | 450 | 1977 | | | | ↓集約化し、市内2施設体制に移行 | | | | | | |
| 2 | 千葉市北清掃工場 | 570 | 1996 | | | | | | | | | | 1 |
| 3 | 千葉市新港清掃工場 | 450 | 1973 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 405 | 2002 | | 更新 | | 変更→435 | | | | | | 2 |
| 4 | 浦安市クリーンセンター（ごみ処理施設） | 270 | 1995 | | | | | | | | | | 3 |
| 5 | 市川市クリーンセンターごみ焼却処理施設 | 600 | 1994 | | | | | | | | | | 4 |
| 6 | 船橋市南部清掃工場 | 375 | 1989 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 339 | 2020 | | | | | | 更新 | | | | 5 |
| 7 | 船橋市北部清掃工場 | 435 | 1992 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 396 | 2017 | ※処理能力のうち15tは粗大ごみ処理能力 | | | 更新 | | | | | | 6 |
| 8 | 習志野市芝園清掃工場 | 180 | 1983 | | | | | | | | | | |
| 新 | 芝園清掃工場 | 201 | 2002 | | 更新 変更→219 | | | | | | | | 7 |
| 9 | 八千代市清掃センター（1・2号炉） | 120 | 1989 | | | | | | | | | | 8 |
| 10 | 八千代市清掃センター（3号炉） | 100 | 1981 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 100 | 2001 | | 更新 | | | | | | | | 9 |
| 11 | 野田市清掃工場 | 145 | 1984 | | | | | | | | | | 10 |
| 12 | 関宿町クリーンセンター | 40 | 1991 | | | | | | | | | | |
| 13 | 流山市清美園（ごみ焼却施設） | 140 | 1981 | | | | | | | | | | |
| 新 | 流山市クリーンセンターごみ焼却施設 | 207 | 2004 | | 更新 | | | | | | | | 11 |
| 14 | 松戸市六和クリーンセンター新炉 | 200 | 1976 | | | | | | | | | | |
| 15 | 松戸市和名ヶ谷クリーンセンター | 300 | 1995 | | | | | | | | | | 12 |
| － | 松戸市クリーンセンター | 200 | 1980 | 基幹改良 | | | | | | | | | |
| 16 | 柏市清掃工場 | 300 | 1991 | | | | | | | | | | 13 |
| 新 | 柏市第二清掃工場 | 250 | 2005 | | | | | | | | | | 14 |
| 17 | 我孫子市クリーンセンター（1号炉） | 50 | 1973 | | 変更→90 | | | | | | | | |
| 18 | 我孫子市クリーンセンター（2号炉） | 70 | 1992 | | 変更→105 | | | | | | | | |
| 新 | 我孫子市クリーンセンター | 120 | 2023 | | | | | | | | 更新 | | 15 |
| 19 | 沼南町清掃工場 | 50 | 1975 | | | | | | | | | | |
| 20 | 鎌ケ谷市クリーンセンター | 70 | 1986 | | | | | | | | | | |
| 新 | クリーンセンターしらさぎ | 171 | 2000 | | 広域化 | | 変更→256.5 | | | | | | 16 |
| 21 | 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター（1号炉） | 100 | 1986 | | | | | | | | | | |
| 22 | 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター（2号炉） | 100 | 1986 | | | | | | | | | | |
| 新 | 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター（3号炉） | 100 | 1999 | | | | | | | | | | |
| － | →設置届に合わせて1～3号炉を1施設として集計 | 300 | | | | | | | | | | | 17 |
| 23 | 四街道市クリーンセンターごみ焼却施設 | 110 | 1992 | | | | 変更→165 | | | | | | 18 |
| 24 | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（AB系） | 120 | 1987 | | | | | | 変更→60 | | | | 19 |
| 25 | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（C系） | 100 | 1990 | | | | | | | | | | 20 |
| 新 | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（D系） | 100 | 2005 | | | | | | | | | | 21 |
| 26 | 成田市いずみ清掃工場 | 144 | 1978 | | | | | | | | | | |
| 27 | 富里町クリーンセンター焼却施設 | 50 | 1978 | | | | | | | | | | |
| 新 | 成田富里いずみ清掃工場 | 212 | 2012 | | | | 広域化 | | | | | | 22 |
| 28 | 八街市クリーンセンター | 60 | 1985 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 125 | 2002 | | 更新 | | | | | | | | 23 |
| 29 | 小見川町外二ケ町清掃組合清掃工場 | 70 | 1980 | | ↓ | | | | | | | | |
| | ⇒香取市東庄町清掃組合清掃工場 | | | | 名称変更 | | | | | | | | |
| 30 | 北総西部衛生組合伊地山クリーンセンター | 135 | 1996 | | ↓ | | | | | | | | |
| | ⇒香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンター | | | | 名称変更 | | 集約化 | | | | | | 24 |
| 31 | 銚子市清掃センター（焼却施設） | 110 | 1986 | | 変更→165 | | | | | | | | |
| 32 | 東総塵芥処理組合ごみ処理施設 | 95 | 1992 | | | | | | | | | | |
| 33 | 八日市場市ほか三町環境衛生組合松山清掃工場 | 80 | 1984 | | | | | | | | | | |
| 新 | 東総地区クリーンセンター | 198 | 2021 | | | | | | | 広域化 | | | 25 |
| 34 | 市原市福増クリーンセンター第二工場 | 220 | 1994 | | | | | | | | | | 26 |
| 35 | 市原市福増クリーンセンター第一工場 | 300 | 1984 | | | | | | | | | | 27 |
| 36 | 君津市清掃工場 | 120 | 1992 | | 変更→180 | | | | | | | | |
| 37 | 袖ケ浦クリーンセンターごみ処理施設 | 120 | 1988 | | | | | | | | | | |
| 38 | 木更津市クリーンセンター | 210 | 1988 | | 変更→140 | | | | | | | | |
| 39 | 富津市環境センター | 60 | 1976 | | | | | | | | | | |
| 新 | 株式会社かずさクリーンシステム 君津地域広域廃棄物処理施設 | 450 | 2002 | | 広域化 | | | | | | | | 28 |
| 40 | 東金市外三町清掃組合東金市外三町環境クリーンセンター（焼却施設） | 100 | 1982 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 210 | 1998 | 更新 | | | | | | | | | 29 |
| 41 | 山武郡環境衛生事業振興組合ごみ焼却施設 | 73 | 1996 | | | | | | | | | | |
| | ⇒山武郡市環境衛生組合ごみ焼却施設（名称変更） | | | | 変更→110 | | | | | | | | 30 |
| 42 | 長生郡市広域市町村圏組合環境衛生センターごみ処理場3号炉 | 81 | 1996 | | | | | | | | | | |
| 43 | 長生郡市広域市町村圏組合環境衛生センターごみ処理場1,2号炉 | 120 | 1979 | | | | | | | | | | |
| 新 | | 144 | 1999 | | 更新 | | | | | | | | |
| － | →設置届に合わせて1～3号炉を1施設として集計 | 225 | | | | | | | | | | | 31 |
| 44 | 勝浦市清掃センター | 70 | 1985 | | 変更→35 | | | | | | | | 32 |
| 45 | 御宿町清掃センター | 60 | 1984 | | | | | | | | | | 33 |
| 46 | 大原町大原クリーンセンター | 30 | 1980 | | 変更→32.5 | | | | | | | | |
| 47 | 夷隅町、岬町清掃組合焼却処理施設 | 32 | 1993 | | 変更→48 | | | | | | | | |
| | ⇒いすみクリーンセンター（名称変更） | | | | | | | | 変更→96 | | | | 34 |
| 48 | 大多喜町環境センター | 15 | 1985 | | | | | | | | | | |
| 49 | 館山市清掃センター | 100 | 1984 | | | | | | | | | | 35 |
| 50 | 鴨川市・和田町環境衛生組合塵芥焼却場 | 20 | 1980 | | 変更→16 | | | | | | | | |
| 51 | 天津小湊町衛生センター | 20 | 1978 | | | | | | | | | | |
| 52 | 鴨川市清掃センター | 63 | 1986 | | | 変更→95 | 集約化 | | | | | | |
| 53 | 千倉町清掃センター | 60 | 1983 | | | | | | | | | | |
| 54 | 白浜町清掃センター | 54 | 1982 | | | | | | | | | | |
| 55 | 鋸南地区環境衛生組合鋸南地区大谷クリーンセンター | 80 | 1983 | | | | | | | | | | 36 |
| 施設数内訳 | 300t/日以上 | | | 9 | | 11 | | 10 | | 10 | | 10 | |
| | 200t/日～300t/日未満 | | | 4 | | 8 | | 10 | | 9 | | 9 | |
| | 100t/日～200t/日未満 | | | 18 | | 15 | | 13 | | 11 | | 12 | |
| | 100t/日未満 | | | 24 | | 13 | | 8 | | 7 | | 5 | |
| | 合計 | | | 55 | ～ | 47 | ～ | 41 | ～ | 37 | ～ | 36 | |

備考：「清掃事業の現況と実績」（千葉県）、一般廃棄物処理実態調査（環境省）及び廃棄物処理法届出情報等を基に県で作成　　：処理実績がある場合に着色した

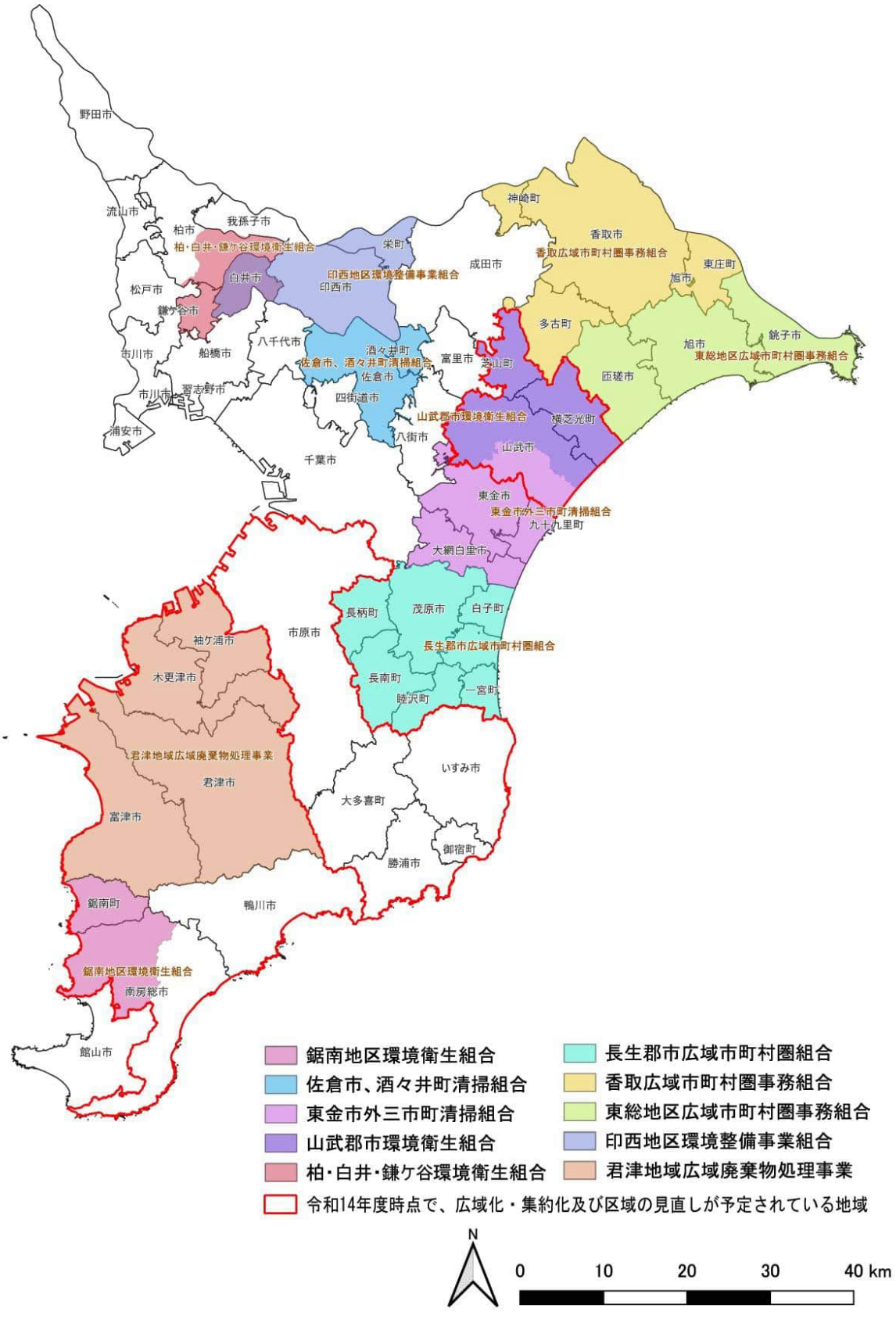


図3.３－1　現状の焼却処理体制
（令和 14（2032）年度時点で、広域化・集約化の予定を含みます）

(1)焼却施設数

規模別の焼却施設数及び発電電力量の推移を図3．3－2に示します。

平成9(1997)年と比較すると令和6(2024)年までに施設数は約3割減少しており、主に100t/日未満の小規模施設が減少し、施設の集約化が進んだものと考えられます。

より大規模な施設が稼働することにより、事務の効率化や安定的な処理体制の確保が進んだものと考えられます。

(2)発電電力量

図3．3－2のとおり、平成9(1997)年と比較すると令和6(2024)年の発電電力量は約3倍に増加しており、これは、発電能力を持った施設への更新や施設の大規模化により発電効率が向上したことが要因と考えられます。

発電後の電力は売電等のほか、地域への還元等に利活用が進んだものと考えられます。

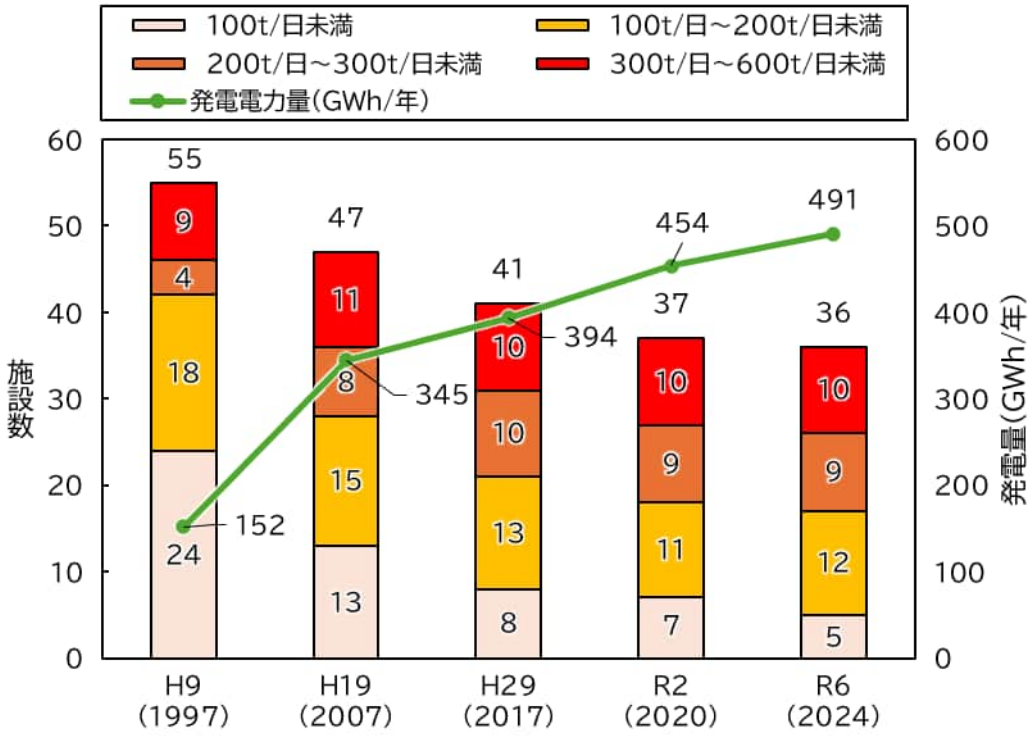


図3．3－2　焼却施設数及び発電電力量の推移

2．ダイオキシン類の発生防止

平成9年国通知において、ダイオキシン削減対策として「今後新たに建設される焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。」とされています。

本県では、表3．3－1の変遷のとおり施設整備が行われ、その中で全連続運転の施設への移行が進み、バッチ運転、准連続運転の施設数は減少しています。図3．3－3に示すとおり、平成11年広域化計画策定時には、バッチ運転、准連続運転がそれぞれ9施設、25施設あったものの、令和6年(2024年)時点では1施設、6施設まで減少しました。

このことから、広域化・集約化によって全連続運転の施設への移行が進み、ダイオキシン削減対策として一定の効果が得られています。

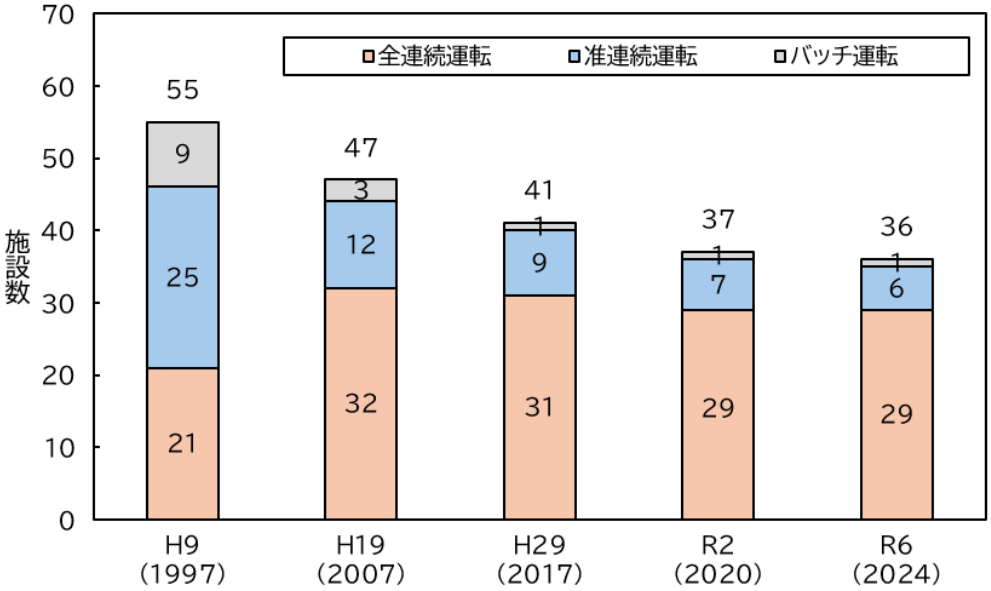


図3.３－３　炉形式別の施設数推移

## 3. サーマルリサイクルの状況

平成11年広域化計画では、サーマルリサイクルの推進を掲げています。

発電電力量と発電機能付施設数の推移を図3.３－4に示します。

平成9(1997)年度から平成19(2007)年度の発電機能付施設数の増加は、柏市第二清掃工場、酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設(C系、D系)、習志野市芝園清掃工場、流山市クリーンセンター、長生郡市広域市町村圏組合環境衛生センターごみ処理場施設、㈱かずさクリーンシステム君津地域広域廃棄物処理施設の整備によるものです。

その後、平成29(2017)年度以降は、広域化・集約化によって成田富里いずみ清掃工場、東総地区クリーンセンター、我孫子市クリーンセンターがそれぞれ発電機能付施設として整備されており、県内全体の発電機能付施設数の増加に伴って、発電量は増加しています。

このことから、広域化・集約化によって施設の大規模化が図られ、発電能力が向上し、サーマルリサイクルの推進の面でも一定の効果が得られています。

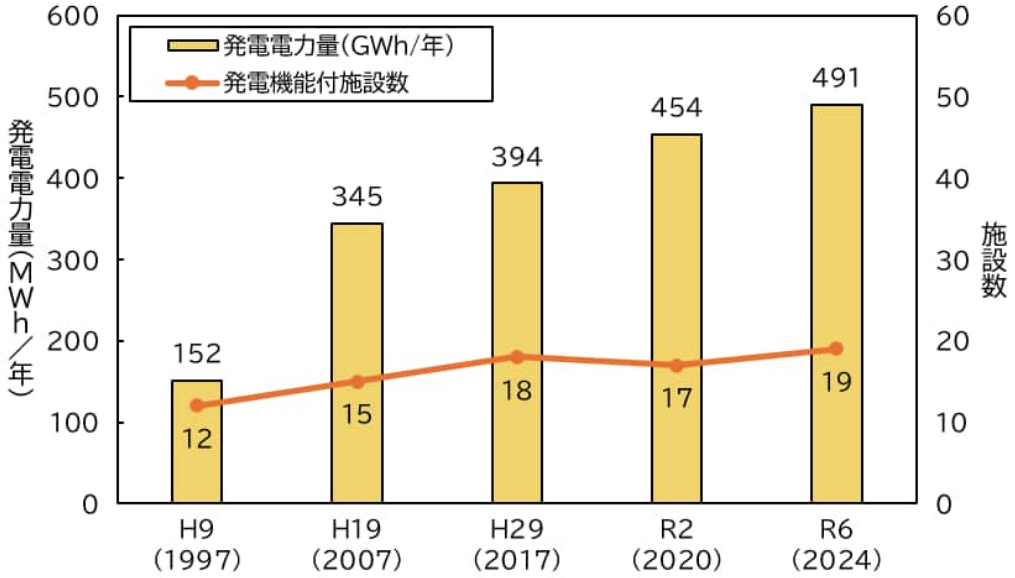


図3.３－４　発電電力量と発電機能付施設数の推移

## 第4節　課題の整理と解決に向けた方向性

### 1. 人口やごみ総排出量の減少、施設の老朽化

本県のごみ総排出量は、一時的に上昇した年度はあるものの、人口減少や各市町村におけるごみ減量化の推進等によって、過去 10 年間で 10%以上減少しています。

図3．4－1に示すとおりごみ総排出量は減少傾向にあり、今後も人口減少や各種施策の展開によって、減少が見込まれることや表3．4－1に示すとおり県内のごみ処理施設の老朽化が進行する中で、自治体単独でのごみ処理の継続は、財政上または担い手不足の観点から困難となる場合が見込まれます。

これらの課題を解決するためには、持続可能な廃棄物処理体制を確保するための広域化・集約化の検討が必要です。

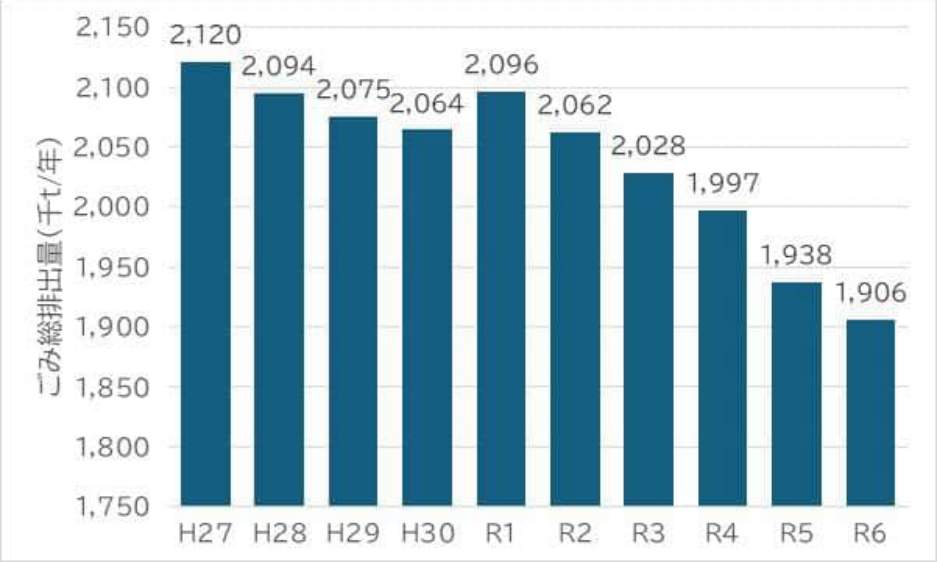


図3．4－1　ごみ総排出量の推移（県全体）

表3．4－1　県内のごみ処理施設の稼働年数の状況

| 区分＼年数 | | | 令和6年度（2024 年度） | 令和12年度（2030 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 焼却施設 | | a）総施設数 | 36 | 35 |
| | | b）30年経過施設数 | 15 | 17 |
| | | c）割合（b/a） | 42% | 49% |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 粗大ごみ処理施設 | a）総施設数 | 19 | 18 |
| | | b）30年経過施設数 | 11 | 13 |
| | | c）割合（b/a） | 58% | 72% |
| | 資源化施設 | a）総施設数 | 17 | 17 |
| | | b）30年経過施設数 | 2 | 9 |
| | | c）割合（b/a） | 12% | 53% |

※令和12（2030）年度の数値は、具体的な施設更新の検討・計画が進んでいない施設を除き、既存施設の改廃がないと仮定した場合の値です。

#### (1)ごみ処理事業経費の上昇

ごみ総排出量が減少している一方、図3．4－2に示すとおり、ごみ処理事業経費（総額及び1人あたり経費）は、県内において上昇傾向にあり、令和6（2024）年/平成27（2015）年比で約 1．3倍となっています。

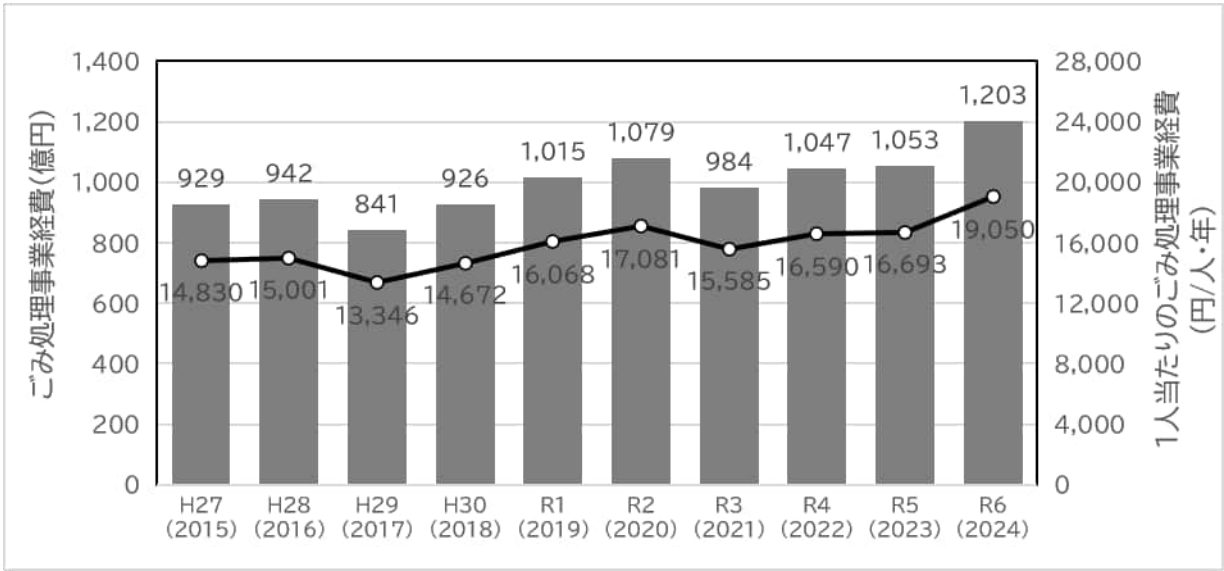


図3.４－２　ごみ処理事業経費の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

（2）ごみ処理従事職員数の減少

千葉県内のごみ処理従事職員数は減少傾向にあり、過去10年間で約14％減となっています。

ごみ処理従事職員数の減少に伴い、民間委託が進み事業の効率化が進んでいる半面、市町村等の中での技術・ノウハウの継承が難しくなっているという課題があります。

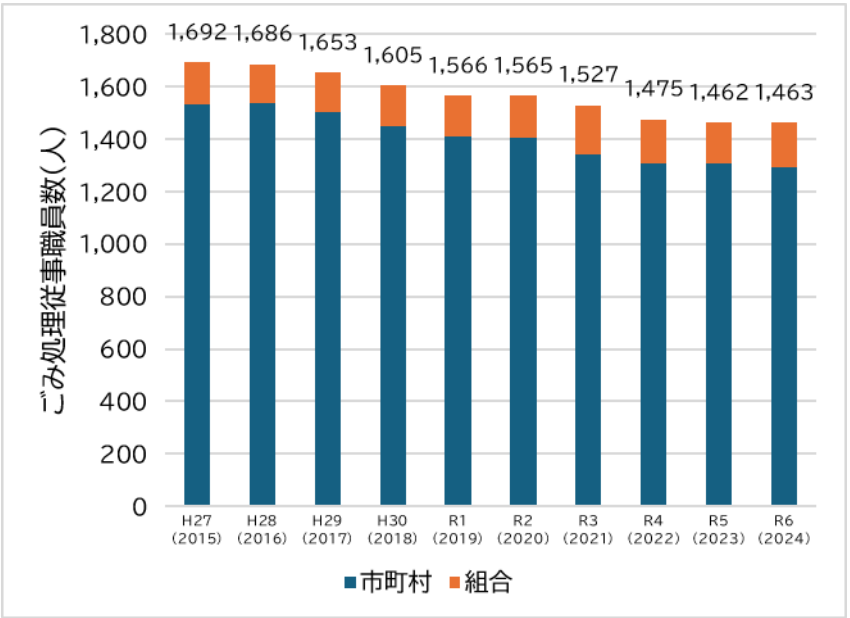


図3.４－３　ごみ処理従事職員数の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成

（3）ごみ処理に係る担い手不足

従来の処理体制のまま施設の整備・更新・運営を行っていく場合、建設期間及び運転期間を通して人員確保が困難となることで、運営が不安定になる可能性があります。

ア．専門技術者の不足

発電機能を有する焼却施設では、第2種電気主任技術者以上が必要となりますが、国内の全産業での将来需要に対して、資格保有技術者が不足する可能性が指摘されています。

イ. 労働力の不足

一般的に、今後も我が国の生産労働人口が減少することが予測されており、厚生労働省が示す労働経済の分析では、平成29年（2017年）以降、ごみ処理を含めた一部の産業・職種で労働力供給量が労働力需要量を下回っていることが示されています。[3]

そのため、将来的にごみ処理に係る担い手が不足する可能性も懸念されます。

## 2. ごみ処理体制の枠組み作りや調整

表3．4－2に示すとおり、単独で事業を進める場合、ごみ処理施設の供用に向けては、構想段階から供用まで10年以上の期間を要する場合があります。

現在の処理体制を変更し、広域化・集約化を行う場合、単独で事業を進める場合よりも、以下のような点に、さらに時間を要する可能性があります。

○ ごみ処理体制の枠組み作り
○ 分別区分の調整
○ 建設地の検討　など

また、以下の点については、広域化・集約化に向けて特に綿密な協議・検討が必要です。

① 建設費、維持管理費や収集運搬費等の市町村間での負担割合の設定
② 住民の理解、エネルギー利活用や災害リスク等を踏まえた立地場所の選定
③ 収集運搬の長距離化に伴う、輸送効率向上のための中継施設の設置の必要性
④ 広域化・集約化した施設が被災により長期間稼働停止した場合に備えた、市町村間での相互支援などの災害時の連携体制

これらの課題を解決するためには、施設の更新時期を見据え、中長期的な視点で、施設整備時期等の調整を図ることが必要です。

なお、広域化・集約化に当たっては、既存施設の余剰処理能力を最大限活用した集約化も選択肢の一つとして考えられます。

ごみ処理体制の枠組み作りに当たっては、令和6年国通知において、広域化・集約化の主な方法として表3．4－3に掲げた方法が示されています。

[3] 令和6年版　労働経済の分析　―人手不足への対応―　（令和6年9月　厚生労働省）

表3.４－２ ごみ処理施設の供用に向けた作業スケジュール(イメージ)

| 事業区分 | 年（目安） | 項目 | 必要となる具体的な作業等 |
|---|---|---|---|
| 構想計画 | ～３年前程度 | １．一般廃棄物処理基本計画の策定 | ①計画策定のための基礎調査<br>②一般廃棄物処理基本計画の作成 |
| | 1～2年前 | ２．施設整備基本構想の策定 | 施設整備基本構想の作成 |
| | | （この時点までに建設用地決定） | （施設建設用地の選定） |
| | 事業開始前年度 | ３．循環型社会形成推進地域計画の策定 | 循環型社会形成推進地域計画の作成・提出 |
| 交付申請 | 事業開始～事業終了 | ４．循環型社会形成推進交付金の交付申請等 | 循環型社会形成推進交付金の交付申請<br>要望額調査への対応 |
| 調査<br>計画<br>設計 | １～3年目 | ５．施設建設に必要な調査の実施 | 各種調査（測量・地質・生活環境）の実施 |
| | | ６．施設整備基本計画の策定等 | ①施設整備基本計画の策定<br>②基本設計、（実施設計） |
| | | （建設用地取得、都市計画決定） | 関連手続き作業 |
| 工事発注 | ２～３年目 | ７．施設建設工事の発注 | ①民間活力導入可能性調査<br>②事業者選定 |
| 建設工事 | ４～７年目 | ８．施設建設工事 | 設計監理・施工監理 |
| 供用 | 8年目～ | ９．施設供用開始 | 運営モニタリング |
| | 10数年目～ | 10．長寿命化計画の策定 | 長寿命化総合計画の作成 |

出典:一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル(令和4年(2022 年)11 月 環境省)

表3.４－３ 広域化･集約化の主な方法

| ①組合設立 | ②ごみ種別処理分担 | ③大都市受入 |
|---|---|---|
| ➢ 関係市町村が構成員となる組合等を設立し、関係市町村のごみ処理を実施。<br>➢ 都道府県境を超えた組合等の設立事例も存在。<br>➢ 組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取組も進行中。 | ➢ 複数の市町村においてごみの種類毎に分担(最終処分含む)を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理。 | ➢ 大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理。<br>➢ 地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受入を実施。 |
| ④相互支援 | ⑤他のインフラとの連携 | ⑥民間活用 |
| ➢ 定期整備及び改良等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受け入れ。<br>➢ 施設停止時のごみの受入は、他の市町村ではなく民間の廃棄物処理業者となる事例もある。 | ➢ 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理<br>➢ 廃棄物処理法第 11 条第2項により一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて処理<br>➢ し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例等がある。 | ➢ 市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託。<br>➢ 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であるが、近年では民間の廃棄物処理業者へ一定期間ごみ処理を委託する事例も出てきており、施設能力の有効活用や他のインフラとの連携などによる地域全体での安定化･効率化も重要。 |

出典:広域化･集約化に係る手引き(令和7年(2025 年)3月改定 環境省)を基に作成

## コラム：広域化・集約化における既存施設の活用等

### ①中継施設の整備・廃止焼却施設の解体

条件によっては広域化・集約化に伴って収集運搬距離が長距離化し、負担増加が懸念されます。その対応策の一つとして、輸送効率向上のための中継施設の設置が挙げられます。

その際、既存の焼却施設のピットを活用した改造を行い、中継施設に転用する方法や同一敷地内に中継施設を新設する方法があります。

その結果、自区域内の収集運搬体制を変更することなく、市民や事業者の直接搬入先も変わらずに市民サービスを維持することが可能です。

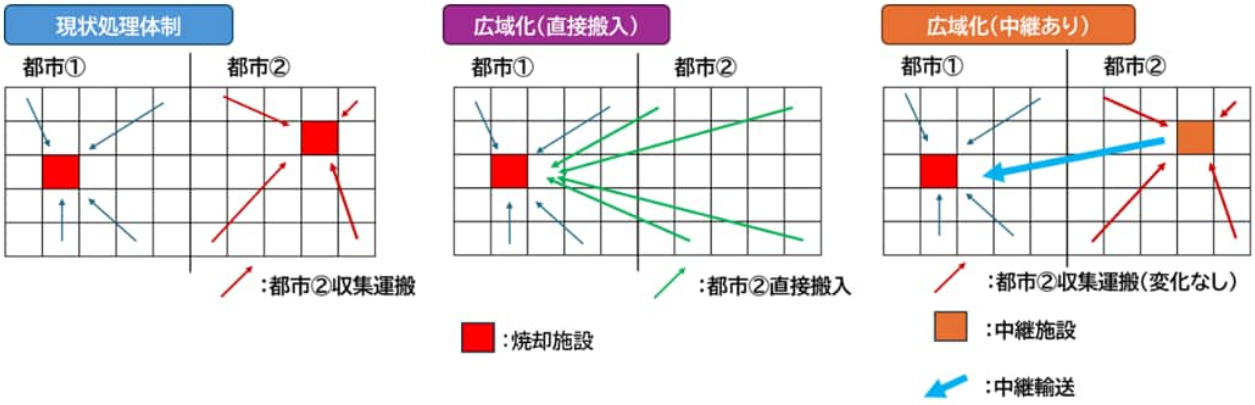


図　広域化・集約化に伴う収集運搬の方法（イメージ）

### ②余力活用[4]

施設の広域化・集約化については、新施設の整備あるいは既存施設の更新（以下「更新」という。）時のみならず、長寿命化・延命化のための基幹的設備改良（以下「改良」という。）時においても実施可能です。例えば、A市とB市の施設で広域化・集約化を検討する場合、以下のようにそれぞれの施設を改良あるいは更新するよりも、A市の施設の余剰処理能力を最大限活用しつつA市の施設に集約化※させることで、トータルコストの縮減や温室効果ガス排出量の削減等が可能となり、結果として効率的な施設整備にもつながります。

※改良時における余剰処理能力を活用した施設の集約化を「余力活用」と呼びます。

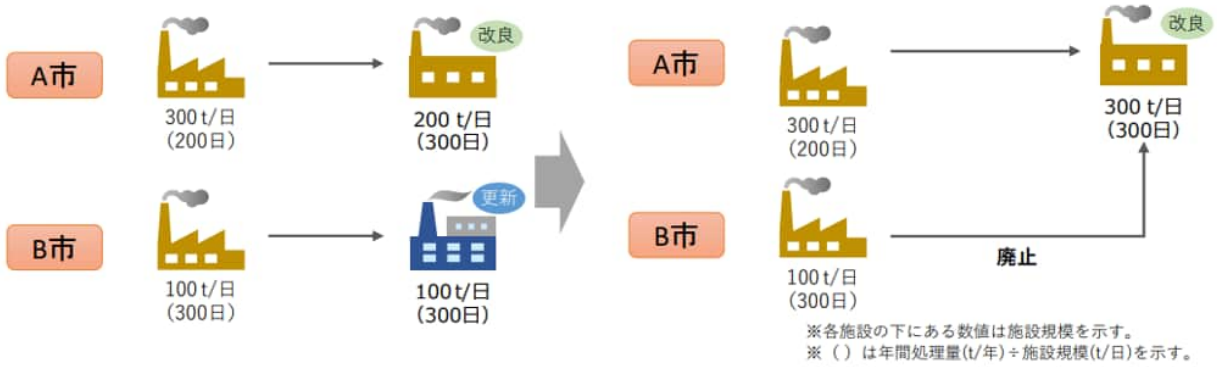


図　ごみ焼却施設の長寿命化・延命化における余剰処理能力の最大限の活用（余力活用）のイメージ

[4] 広域化・集約化に係る手引き（令和7年（2025年）3月改訂　環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課）

### 3. プラスチックごみの再資源化

市町村では、従来から行われている廃棄物の減量化、再資源化に加え、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）等の制定により、プラスチックごみ※の更なる再資源化が求められています。

これまで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、プラスチックごみのうち、プラスチック製容器包装廃棄物（以下「容リプラ」という。）は、分別収集、再商品化が進められてきましたが、容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラ」という。）は、燃えるごみ等として処理されていることが多い状況でした。

同じプラスチックという素材でありながら、収集区分や処理方法が異なるというわかりにくい状況にあったため、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指し、プラスチック資源循環促進法では製品プラについても再商品化できる仕組みが設けられることとなりました。

具体的には、市町村は、プラスチックごみの分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこととされています。

本制度により、市町村は、分別収集されたプラスチックごみを、市町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となりました。

（1）容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法

（2）市町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

プラスチック資源循環促進法において、市町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能（プラスチック資源循環促進法第33条）となっており、市町村が施設整備を行うだけではなく、民間事業者と連携することで広域処理を行うことができます。

課題を解決するためには、効率的な処理体制を確保し、資源循環の促進を図るため、民間事業者と連携した取組も模索できるよう、従来の枠組みに捉われない体制を検討することが必要です。

※本計画において、プラスチックごみとは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装（容リプラ）とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の総称

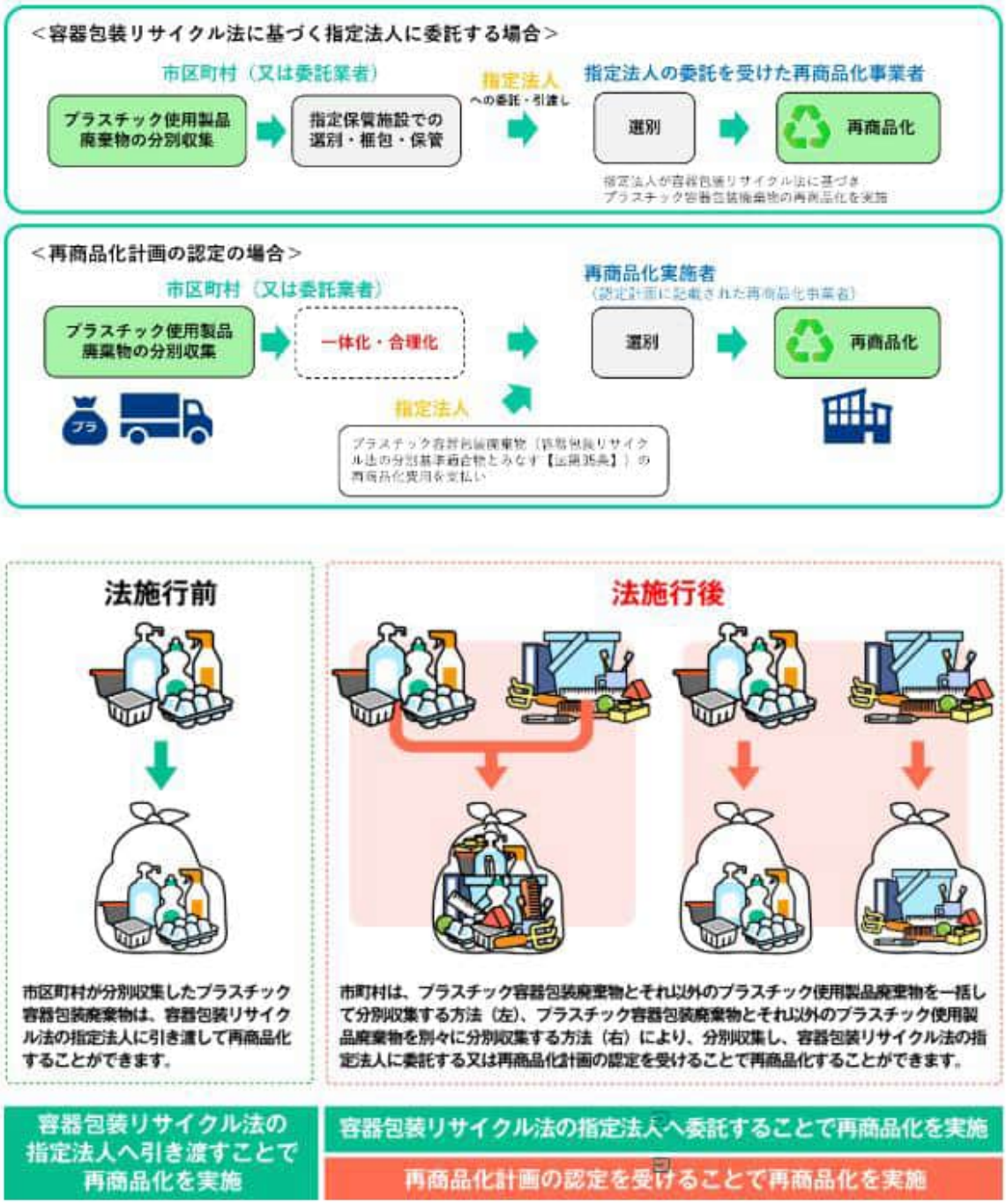


図3.４－４　プラスチック資源循環促進法の概略

（出典:環境省　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の普及啓発ページプラスチック資源循環総合サイト）

※「プラスチック使用製品廃棄物」＝本計画における「プラスチックごみ」

# 第4章　将来予測

## 第1節　人口の将来予測

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）における各市町村の将来人口（中位推計、令和32（2050）年度まで）を採用しています。

社人研推計は、令和2年（2020年）国勢調査の確定数を出発点とする人口学的手法（コーホート要因法）に基づく推計結果です。

社人研推計の方法及び市町村別の詳細は、資料編に示します。

社人研推計を地域別に整理したものを図4．1－1に、市町村別の結果を表4．1－1に示します。また、社人研推計及び「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」における将来人口の推計値及び仮定値を使用している国土数値情報を基にした 500mメッシュの人口分布を図4．1－2に示します。

県全体では、令和6年（2024年）の約631万人から令和32年（2050年）には約569万人まで減少する見込みです。地域別では、県全体で令和32年（2050年）にかけて人口減少が進みますが、減少速度は地域差があります。

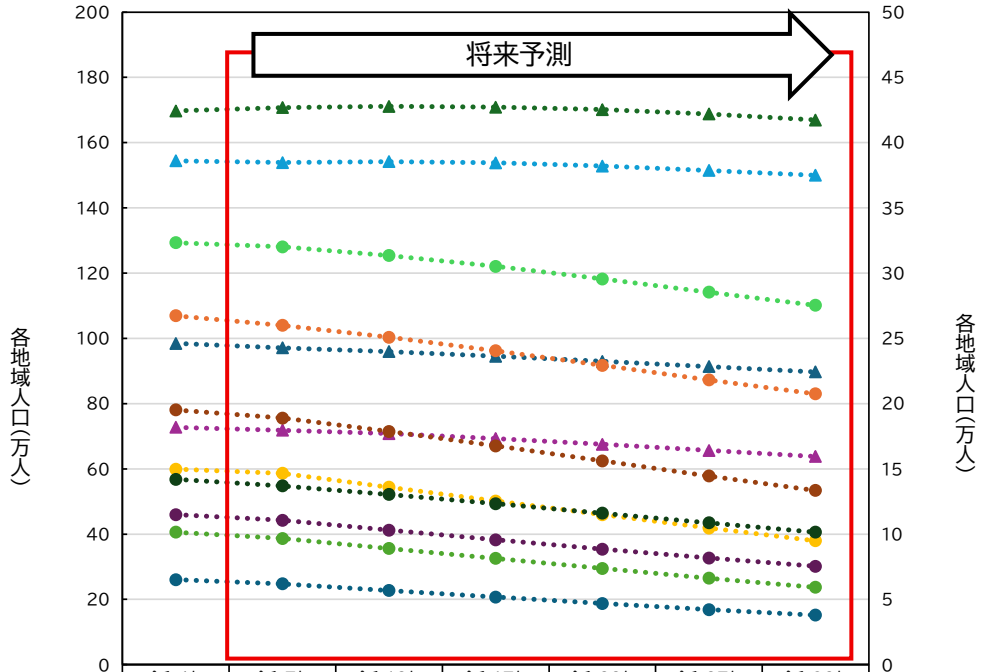


| | | 令和6年（2024年） | 令和7年（2025年） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） | 令和27年（2045年） | 令和32年（2050年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 左軸 | 千葉市 | 98 | 97 | 96 | 95 | 93 | 91 | 90 |
| 左軸 | 葛南地域 | 170 | 171 | 171 | 171 | 170 | 169 | 167 |
| 左軸 | 東葛飾地域 | 154 | 154 | 154 | 154 | 153 | 151 | 150 |
| 左軸 | 印旛地域 | 73 | 72 | 71 | 69 | 68 | 66 | 64 |
| 右軸 | 市原市 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 |
| 右軸 | 香取地域 | 10 | 10 | 9 | 8 | 7 | 7 | 6 |
| 右軸 | 海匝地域 | 15 | 15 | 14 | 13 | 11 | 10 | 9 |
| 右軸 | 山武地域 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 14 | 13 |
| 右軸 | 長生地域 | 14 | 14 | 13 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| 右軸 | 夷隅地域 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 右軸 | 安房地域 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| 右軸 | 君津地域 | 32 | 32 | 31 | 31 | 30 | 29 | 28 |

単位：万人

※地域振興事務所の所管区域単位で集計

図4．1－1　地域別将来人口

## 表4.1−1 社人研推計における各市町村の将来人口

単位:人

| 市町村 | 令和6年（2024年） | 令和7年（2025年） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） | 令和27年（2045年） | 令和32年（2050年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉県 | 6,312,557 | 6,258,104 | 6,178,890 | 6,076,243 | 5,955,795 | 5,824,413 | 5,690,156 |
| 千葉市 | 984,598 | 970,981 | 959,376 | 945,362 | 929,803 | 913,633 | 897,073 |
| 銚子市 | 54,261 | 53,079 | 47,726 | 42,550 | 37,622 | 32,996 | 28,770 |
| 市川市 | 494,824 | 498,861 | 498,711 | 497,856 | 495,319 | 490,409 | 483,307 |
| 船橋市 | 649,489 | 654,810 | 659,308 | 660,381 | 659,063 | 656,259 | 651,603 |
| 館山市 | 43,672 | 42,440 | 40,024 | 37,685 | 35,327 | 32,962 | 30,710 |
| 木更津市 | 136,921 | 137,970 | 138,409 | 138,027 | 136,987 | 135,565 | 133,860 |
| 松戸市 | 500,082 | 498,909 | 496,472 | 492,959 | 488,305 | 482,576 | 476,057 |
| 野田市 | 153,533 | 150,572 | 147,252 | 143,267 | 139,091 | 135,088 | 131,593 |
| 茂原市 | 85,978 | 83,718 | 80,284 | 76,439 | 72,300 | 68,047 | 63,935 |
| 成田市 | 133,094 | 134,387 | 134,288 | 133,590 | 132,266 | 130,171 | 127,821 |
| 佐倉市 | 169,656 | 165,235 | 159,892 | 153,733 | 147,329 | 141,189 | 135,752 |
| 東金市 | 56,660 | 56,505 | 54,410 | 52,001 | 49,291 | 46,537 | 43,866 |
| 旭市 | 62,133 | 61,028 | 58,161 | 55,156 | 52,010 | 48,776 | 45,570 |
| 習志野市 | 175,009 | 178,762 | 179,464 | 179,392 | 178,588 | 177,174 | 175,271 |
| 柏市 | 437,390 | 435,045 | 439,526 | 441,320 | 440,804 | 438,567 | 435,479 |
| 勝浦市 | 15,323 | 15,238 | 13,868 | 12,481 | 11,181 | 9,924 | 8,815 |
| 市原市 | 267,336 | 260,022 | 250,863 | 240,486 | 229,289 | 218,144 | 207,507 |
| 流山市 | 212,203 | 217,368 | 225,466 | 232,030 | 236,575 | 239,504 | 241,539 |
| 八千代市 | 206,540 | 201,996 | 201,705 | 200,669 | 199,278 | 197,628 | 195,520 |
| 我孫子市 | 131,241 | 128,176 | 124,907 | 121,326 | 117,816 | 114,724 | 112,074 |
| 鴨川市 | 30,318 | 29,748 | 28,186 | 26,610 | 25,092 | 23,663 | 22,407 |
| 鎌ケ谷市 | 109,629 | 108,882 | 108,254 | 107,091 | 105,704 | 104,399 | 103,245 |
| 君津市 | 79,775 | 77,472 | 73,295 | 68,770 | 64,055 | 59,401 | 54,982 |
| 富津市 | 40,528 | 38,765 | 35,838 | 32,832 | 29,823 | 26,931 | 24,286 |
| 浦安市 | 171,355 | 172,942 | 172,024 | 170,516 | 168,969 | 166,478 | 163,769 |
| 四街道市 | 94,802 | 95,373 | 94,844 | 93,789 | 92,406 | 91,053 | 89,822 |
| 袖ケ浦市 | 66,109 | 65,953 | 65,996 | 65,580 | 64,693 | 63,532 | 62,246 |
| 八街市 | 66,607 | 64,061 | 60,200 | 55,943 | 51,413 | 46,766 | 42,276 |
| 印西市 | 111,575 | 109,538 | 113,660 | 116,621 | 118,444 | 119,404 | 119,819 |
| 白井市 | 62,272 | 62,102 | 61,002 | 59,647 | 58,284 | 57,047 | 55,915 |
| 富里市 | 49,772 | 48,872 | 47,610 | 46,048 | 44,243 | 42,345 | 40,574 |
| 南房総市 | 34,186 | 32,286 | 29,346 | 26,525 | 23,900 | 21,445 | 19,201 |
| 匝瑳市 | 33,365 | 32,544 | 30,106 | 27,713 | 25,325 | 22,932 | 20,643 |
| 香取市 | 69,789 | 66,487 | 61,139 | 55,838 | 50,598 | 45,446 | 40,605 |
| 山武市 | 47,886 | 45,111 | 41,647 | 38,059 | 34,396 | 30,775 | 27,339 |
| いすみ市 | 34,863 | 32,240 | 29,674 | 27,150 | 24,692 | 22,364 | 20,218 |
| 大網白里市 | 47,771 | 46,941 | 45,403 | 43,623 | 41,638 | 39,563 | 37,560 |
| 酒々井町 | 20,078 | 20,112 | 19,125 | 18,042 | 17,015 | 16,087 | 15,329 |
| 栄町 | 19,704 | 18,927 | 17,423 | 15,797 | 14,084 | 12,397 | 10,885 |
| 神崎町 | 5,616 | 5,480 | 5,158 | 4,818 | 4,448 | 4,073 | 3,697 |
| 多古町 | 13,454 | 12,763 | 11,771 | 10,793 | 9,833 | 8,900 | 8,018 |
| 東庄町 | 12,642 | 11,994 | 10,977 | 9,920 | 8,857 | 7,832 | 6,895 |
| 九十九里町 | 14,058 | 13,319 | 12,025 | 10,733 | 9,493 | 8,295 | 7,210 |
| 芝山町 | 6,659 | 6,517 | 6,029 | 5,567 | 5,090 | 4,607 | 4,148 |
| 横芝光町 | 22,161 | 20,591 | 19,132 | 17,663 | 16,184 | 14,742 | 13,382 |
| 一宮町 | 12,256 | 11,847 | 11,738 | 11,628 | 11,527 | 11,423 | 11,291 |
| 睦沢町 | 6,558 | 6,326 | 5,883 | 5,427 | 4,965 | 4,512 | 4,108 |
| 長生村 | 13,340 | 12,948 | 12,350 | 11,737 | 11,120 | 10,480 | 9,847 |
| 白子町 | 10,483 | 9,562 | 8,816 | 8,019 | 7,223 | 6,470 | 5,779 |
| 長柄町 | 6,239 | 6,137 | 5,580 | 5,030 | 4,480 | 3,909 | 3,378 |
| 長南町 | 7,110 | 6,460 | 5,764 | 5,089 | 4,437 | 3,792 | 3,192 |
| 大多喜町 | 8,034 | 8,048 | 7,259 | 6,514 | 5,792 | 5,117 | 4,498 |
| 御宿町 | 6,914 | 6,455 | 6,026 | 5,590 | 5,165 | 4,765 | 4,381 |
| 鋸南町 | 6,706 | 6,199 | 5,498 | 4,811 | 4,163 | 3,595 | 3,089 |

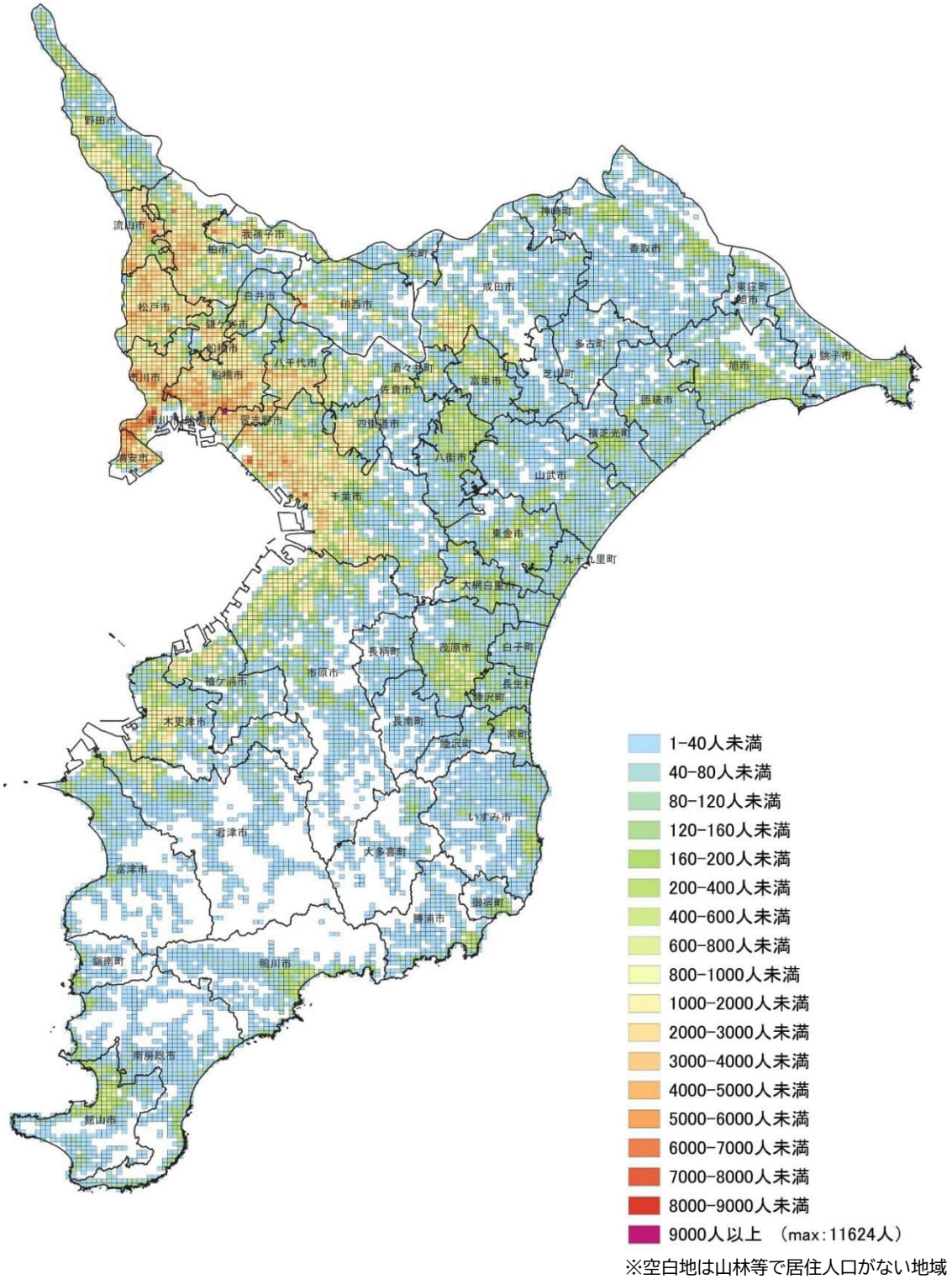


図4.1－2 500mメッシュの人口分布(令和32年(2050年)推計)

(出典:国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口データ(令和6年(2024年)国政局推計)を基に作成)

## 第2節　ごみ排出量等の将来予測

### 1. 方法

#### (1)ごみ総排出量

将来のごみ総排出量は、「将来人口」と「1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）（以下「原単位」という。）」を基に、次式から算出しています。

将来のごみ総排出量(t/年)＝将来人口(人)×原単位(g/人・日)×年間日数(日)・・・式(a)

将来のごみ総排出量予測の目的は、ごみ総排出量の目標を設定することではなく、将来の各地域の将来見通しを示し、広域化ブロック区割り等の検討材料とすることにあります。

そのため、将来人口は第1節に示す数値を用い、ごみ総排出量の予測は以下に示す3つの検討ケースで行いました。

各ケースの詳細な予測方法は、資料編に示します。

なお、原単位については、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（以下「実態調査結果」という。）または各市町村が公表している一般廃棄物処理基本計画を用いて整理しています。

＜検討ケース＞

① 各市町村の過去10年分の原単位を用いて、令和32（2050）年度までトレンド予測した場合

② 各市町村の一般廃棄物処理基本計画の目標値を原単位とし、令和32（2050）年度まで固定した場合

③ 直近3年間（令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）の原単位の平均値を、令和32（2050）年度まで固定した場合

#### (2)品目別ごみ処理量及び各施設の必要処理能力

ごみ総排出量の予測結果から式(b)の考えで各市町村の品目別ごみ処理量を推計し、各施設の将来の必要処理能力を算出し、「第5章第1節　広域化ブロック区割り」の根拠資料の一つとして整理します。

算定方法の詳細は、資料編に示します。

＜品目別ごみ処理量＞

品目別ごみ処理量(t/年)＝＜式(a):将来のごみ総排出量(t/年)＞×処理割合※(%)・・・式(b)

※処理割合は「焼却処理」、「粗大ごみ処理」、「資源ごみ処理」を設定

＜各施設の必要処理能力＞

ア　焼却施設

焼却処理量(t/年)＝ごみ総排出量(t/年)×焼却処理割合(%)・・・(式(b)より)

必要処理能力(t/日)＝焼却処理量(t/年)÷年間稼働日数(290日[5])

※留意点

・焼却処理量について、将来の各市町村における容リプラ及び製品プラの資源化の取組状況に応じて、焼却されていたプラスチックのうち一定割合が資源化に回ることを考慮して算出しています。詳細は資料編に示します。

・算出した必要処理能力には、災害廃棄物の処理量を考慮していません。

[5] 年間稼働日数については、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（令和6年3月29日）に基づき290日としました。

イ　マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）

粗大ごみ処理量（t/年）＝ごみ総排出量（t/年）×粗大ごみ処理割合（%）・・・（式(b)より）
資源ごみ処理量（t/年）＝ごみ総排出量（t/年）×資源ごみ処理割合（%）・・・（式(b)より）
必要処理能力（t/日）
＝粗大ごみ処理量または資源ごみ処理量（t/年）÷年間日数（365日）÷実稼働率×月変動係数（1.15）
実稼働率（0.693）＝253日（365日－年間停止日数）÷365日
年間停止日数（112日）＝週2日休業×52週＋年末休止3日＋施設補修5日

※留意点

・資源ごみ処理量について、上記式に加え、上記アで記載のとおり、焼却から資源化に回った分のプラスチックの処理量を追加しています。詳細は資料編に示します。

## 2. 予測結果

### (1)ごみ総排出量

予測結果を図4.2－1に示します。

令和6（2024）年度のごみ総排出量（約191 万t）から、令和32（2050）年度には、検討ケースに応じて、約136～174 万tに減少する見込みです。

地域別の詳細は、資料編に示します。

この結果を、第5章の広域化ブロック区割り及びブロックごとの処理体制の検討に用います。

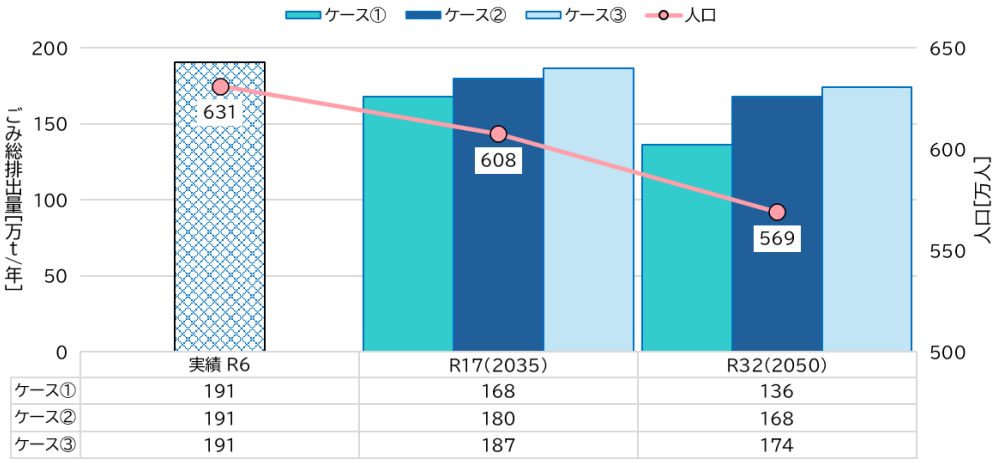


| | 実績 R6 | R17(2035) | R32(2050) |
|---|---|---|---|
| ケース① | 191 | 168 | 136 |
| ケース② | 191 | 180 | 168 |
| ケース③ | 191 | 187 | 174 |

図4.2－1　人口及びごみ総排出量の各検討ケースの予測結果

### (2)品目別ごみ排出量及び各施設の必要処理能力

ア　焼却施設

焼却処理量の予測結果を図4.2－2に、地域別の詳細は資料編に示します。

焼却施設の必要処理能力について、現状の処理体制で整理した結果を表4.2－1に示します。

現状の処理体制では、県内のほとんどの地域で、令和6年国通知で目安とされている処理能力300t/日以上の施設の確保は難しいという結果となっています。

また、一部地域では、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年（2021年）4月改訂　環境省）で、高効率発電は言うまでもなく発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いとされている70t/日未満となっています。

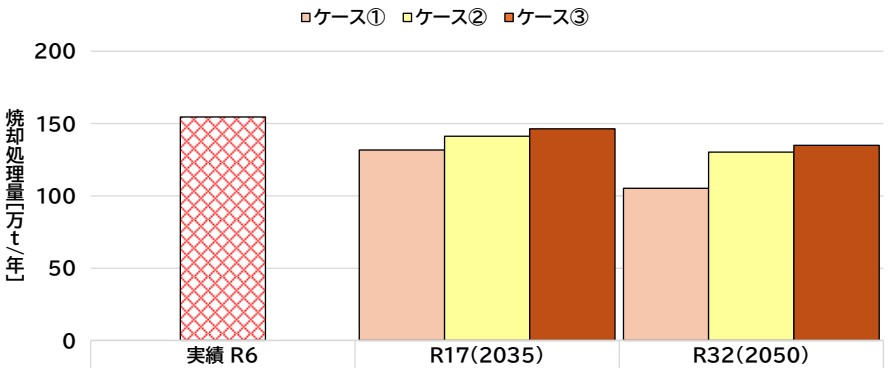


| | 実績 R6 | R17(2035) | R32(2050) |
|---|---|---|---|
| ケース① | 155 | 132 | 105 |
| ケース② | 155 | 141 | 130 |
| ケース③ | 155 | 146 | 135 |

図4.２－２ 焼却処理量の予測結果

## 表4.2－1 現状の処理体制における焼却施設の必要処理能力

（t/日）

| No. | 自治体 | 現状の処理体制 | 必要処理能力 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 既存施設 | 令和17(2035)年度 | | | 令和32(2050)年度 | | |
| | | | | ケース① | ケース② | ケース③ | ケース① | ケース② | ケース③ |
| 1 | 千葉市 | 単独 | 1,005 | 704 | 668 | 738 | 647 | 634 | 700 |
| 2 | 市川市 | 単独 | 600 | 315 | 356 | 363 | 244 | 345 | 352 |
| 3 | 船橋市 | 単独 | 735 | 464 | 577 | 560 | 345 | 549 | 533 |
| 4 | 館山市 | 単独 | 100 | 41 | 43 | 44 | 29 | 35 | 36 |
| 5 | 松戸市 | 単独 | 300 | 276 | 342 | 334 | 210 | 333 | 326 |
| 6 | 野田市 | 単独 | 145 | 74 | 72 | 91 | 52 | 66 | 84 |
| 7 | 習志野市 | 単独 | 219 | 155 | 172 | 180 | 120 | 162 | 169 |
| 8 | 柏市(旧柏地域) | 単独 | 550 | 288 | 336 | 315 | 247 | 328 | 307 |
| 9 | 流山市 | 単独 | 207 | 158 | 167 | 163 | 157 | 174 | 169 |
| 10 | 八千代市 | 単独 | 220 | 130 | 136 | 149 | 103 | 132 | 145 |
| 11 | 我孫子市 | 単独 | 120 | 83 | 88 | 90 | 69 | 81 | 83 |
| 12 | 浦安市 | 単独 | 270 | 140 | 165 | 170 | 102 | 153 | 157 |
| 13 | 四街道市 | 単独 | 165 | 57 | 66 | 65 | 45 | 63 | 63 |
| 14 | 八街市 | 単独 | 125 | 46 | 48 | 50 | 31 | 37 | 38 |
| 15 | 成田市 | 広域処理 | 212 | 147 | 171 | 178 | 102 | 159 | 166 |
| 16 | 富里市 | | | | | | | | |
| 17 | 市原市 | 広域処理 | 344 | 249 | 265 | 272 | 183 | 222 | 227 |
| 18 | 勝浦市 | | | | | | | | |
| 19 | いすみ市 | | | | | | | | |
| 20 | 大多喜町 | | | | | | | | |
| 21 | 御宿町 | | | | | | | | |
| 22 | 銚子市 | 東総地区広域市町村圏事務組合 | 198 | 161 | 137 | 149 | 128 | 96 | 111 |
| 23 | 旭市 | | | | | | | | |
| 24 | 匝瑳市 | | | | | | | | |
| 25 | 佐倉市 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 260 | 137 | 131 | 143 | 111 | 115 | 126 |
| 26 | 酒々井町 | | | | | | | | |
| 27 | 東金市 | 東金市外三市町清掃組合 | 210 | 101 | 107 | 108 | 76 | 87 | 88 |
| 28 | 大網白里市 | | | | | | | | |
| 29 | 九十九里町 | | | | | | | | |
| 30 | 柏市(旧沼南地域) | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 256.5 | 40 | 46 | 44 | 34 | 45 | 43 |
| 31 | 鎌ケ谷市 | | | 60 | 68 | 70 | 45 | 65 | 67 |
| 32 | 印西市 | 印西地区環境整備事業組合 | 300 | 147 | 150 | 157 | 129 | 146 | 152 |
| 33 | 白井市 | | | | | | | | |
| 34 | 栄町 | | | | | | | | |
| 35 | 香取市 | 香取広域市町村圏事務組合 | 135 | 68 | 74 | 73 | 44 | 54 | 55 |
| 36 | 神崎町 | | | | | | | | |
| 37 | 多古町 | | | | | | | | |
| 38 | 東庄町 | | | | | | | | |
| 39 | 山武市 | 山武郡市環境衛生組合 | 110 | 62 | 54 | 57 | 49 | 39 | 42 |
| 40 | 芝山町 | | | | | | | | |
| 41 | 横芝光町 | | | | | | | | |
| 42 | 茂原市 | 長生郡市広域市町村圏組合 | 225 | 120 | 117 | 129 | 87 | 93 | 105 |
| 43 | 一宮町 | | | | | | | | |
| 44 | 睦沢町 | | | | | | | | |
| 45 | 長生村 | | | | | | | | |
| 46 | 白子町 | | | | | | | | |
| 47 | 長柄町 | | | | | | | | |
| 48 | 長南町 | | | | | | | | |
| 49 | 木更津市 | (仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業 | 486 | 351 | 344 | 381 | 270 | 303 | 337 |
| 50 | 鴨川市 | | | | | | | | |
| 51 | 君津市 | | | | | | | | |
| 52 | 富津市 | | | | | | | | |
| 53 | 袖ケ浦市 | | | | | | | | |
| 54 | 南房総市 | | | | | | | | |
| 55 | 鋸南町 | | | | | | | | |
| 合計 | | | 7,498 | 4,574 | 4,900 | 5,073 | 3,659 | 4,516 | 4,681 |

＜凡例＞

| | | |
|---|---|---|
| | 70t/日未満 | 発電設備そのものを設置することが困難な場合が多い |
| | 70～200t/日 | 高効率発電は可能 |
| | 200～300t/日 | 令和6年国通知の目安300t/日に満たない |
| | 300～600t/日 | 令和6年国通知の目安300t/日に該当 |
| | 600t/日以上 | 令和6年国通知の目安600t/日に該当 |

イ　マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）

粗大ごみ処理量及び資源ごみ処理量の予測結果を図4．2－3及び図4．2－4に、地域別の詳細は資料編に示します。

粗大ごみ処理量は、令和17（2035）年度のケース②、③の値が実績値よりも増えていますが、これは過去5年間の処理割合の平均値（1．（2）及び資料編を参照）を将来のごみ総排出量（各ケース）に一律に乗じているため、実績値よりも増える結果となっていますが、長期的には減少傾向となります。

資源ごみ処理量は、ケースによる違いはみられますが、プラスチックごみの再資源化等の取組の進展により、将来的に増加傾向となります。

マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）の必要処理能力について、現状の処理体制で整理した結果を、粗大ごみ処理施設は表4．2－2に、資源化施設は表4．2－3に示します。

表4．2－3では、現在民間委託等により処理施設を有していない自治体については、将来整備する場合の必要処理能力を示しています。

なお、山武市について、現在、旧成東町のごみは東金市外三市町清掃組合で処理していますが、令和10（2028）年度より、市全域のごみを山武郡市環境衛生組合で処理する予定のため、令和10（2028）年度以降の処理体制で整理しています。

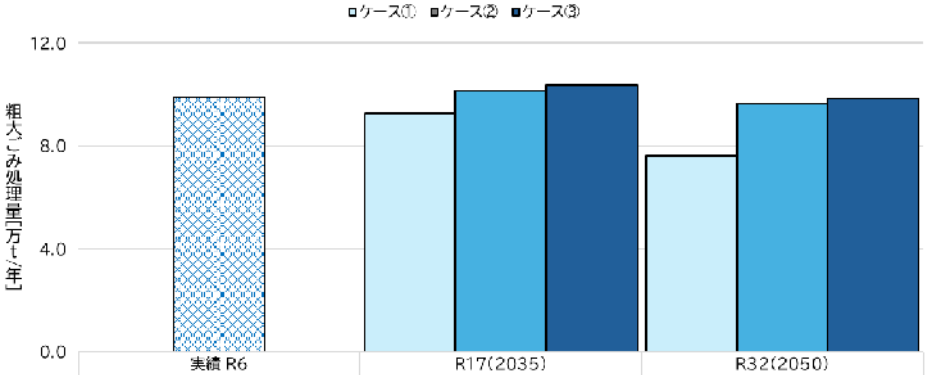


| | 実績 R6 | R17(2035) | R32(2050) |
|---|---|---|---|
| ケース① | 9.9 | 9.3 | 7.6 |
| ケース② | 9.9 | 10.1 | 9.6 |
| ケース③ | 9.9 | 10.4 | 9.8 |

図4．2－3　粗大ごみ処理量の予測結果

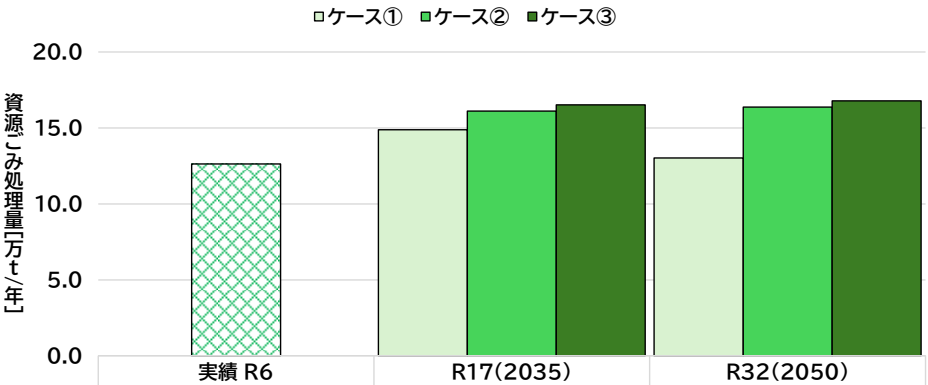


| | 実績 R6 | R17(2035) | R32(2050) |
|---|---|---|---|
| ケース① | 12.6 | 14.9 | 13.0 |
| ケース② | 12.6 | 16.1 | 16.4 |
| ケース③ | 12.6 | 16.5 | 16.8 |

図4．2－4　資源ごみ処理量の予測結果

## 表4.2－2 現状の処理体制における粗大ごみ処理施設の必要処理能力

（t/日）

| No. | 自治体 | 現状の処理体制 | 必要処理能力 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 既存施設 | 令和17(2035)年度 | | | 令和32(2050)年度 | | |
| | | | | ケース① | ケース② | ケース③ | ケース① | ケース② | ケース③ |
| 1 | 千葉市 | 単独 | 125 | 57 | 54 | 60 | 52 | 51 | 57 |
| 2 | 市川市 | 単独 | 75 | 20 | 22 | 22 | 15 | 21 | 22 |
| 3 | 船橋市 | 単独 | 63 | 47 | 59 | 57 | 36 | 58 | 56 |
| 4 | 館山市 | | | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 5 | 木更津市 | 単独 | 25 | 12 | 10 | 13 | 10 | 10 | 12 |
| 6 | 松戸市 | 単独 | 80 | 36 | 45 | 44 | 28 | 43 | 42 |
| 7 | 野田市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 習志野市 | | | 23 | 25 | 26 | 18 | 25 | 26 |
| 9 | 柏市(旧柏地域) | 単独 | 50 | 24 | 29 | 27 | 21 | 28 | 26 |
| 10 | 勝浦市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 市原市 | 単独 | 173 | 29 | 32 | 32 | 21 | 28 | 28 |
| 12 | 流山市 | 単独 | 57 | 45 | 48 | 46 | 45 | 50 | 48 |
| 13 | 八千代市 | 単独 | 50 | 7 | 8 | 8 | 6 | 8 | 8 |
| 14 | 我孫子市 | 単独 | 50 | 7 | 7 | 8 | 6 | 7 | 7 |
| 15 | 鴨川市 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 君津市 | 単独 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 富津市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 浦安市 | 単独 | 70 | 14 | 17 | 17 | 11 | 16 | 17 |
| 19 | 四街道市 | 単独 | 15 | 4 | 5 | 5 | 3 | 5 | 5 |
| 20 | 袖ケ浦市 | 単独 | 16 | 11 | 13 | 13 | 8 | 12 | 12 |
| 21 | 八街市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 南房総市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 御宿町 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 鋸南町 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 成田市 | 広域処理 | | 8 | 9 | 9 | 6 | 8 | 9 |
| 26 | 富里市 | | | | | | | | |
| 27 | いすみ市 | 広域処理 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 28 | 大多喜町 | | | | | | | | |
| 29 | 銚子市 | 東総地区広域市町村圏事務組合 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 旭市 | | | | | | | | |
| 31 | 匝瑳市 | | | | | | | | |
| 32 | 佐倉市 | 佐倉市、酒々井町清掃組合 | 50 | 22 | 21 | 23 | 18 | 18 | 21 |
| 33 | 酒々井町 | | | | | | | | |
| 34 | 東金市 | 東金市外三市町清掃組合 | 10 | 10 | 10 | 11 | 6 | 7 | 8 |
| 35 | 大網白里市 | | | | | | | | |
| 36 | 九十九里町 | | | | | | | | |
| 37 | 柏市(旧沼南地域) | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | | 14 | 16 | 15 | 12 | 16 | 15 |
| 38 | 鎌ケ谷市 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 39 | 印西市 | 印西地区環境整備事業組合 | 50 | 12 | 12 | 13 | 11 | 13 | 13 |
| 40 | 白井市 | | | | | | | | |
| 41 | 栄町 | | | | | | | | |
| 42 | 香取市 | 香取広域市町村圏事務組合 | 35 | 8 | 9 | 9 | 6 | 7 | 7 |
| 43 | 神崎町 | | | | | | | | |
| 44 | 多古町 | | | | | | | | |
| 45 | 東庄町 | | | | | | | | |
| 46 | 山武市 | 山武郡市環境衛生組合 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 47 | 芝山町 | | | | | | | | |
| 48 | 横芝光町 | | | | | | | | |
| 49 | 茂原市 | 長生郡市広域市町村圏組合 | 36 | 26 | 24 | 26 | 19 | 20 | 23 |
| 50 | 一宮町 | | | | | | | | |
| 51 | 睦沢町 | | | | | | | | |
| 52 | 長生村 | | | | | | | | |
| 53 | 白子町 | | | | | | | | |
| 54 | 長柄町 | | | | | | | | |
| 55 | 長南町 | | | | | | | | |
| 合計 | | | 1,060 | 444 | 483 | 492 | 365 | 458 | 469 |

※「既存施設」の欄では、現在施設を保有していない市町村に関しては、空欄としています。
　また、実態調査結果において処理量が0の場合、将来の必要処理能力は0としています。

# 表4.2－3 現状の処理体制における資源化施設の必要処理能力

（t/日）

| No. | 自治体 | 現状 | | | | | | | | | | | | | | 必要処理能力 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 処理対象廃棄物 | | | | | | | | | | | | 令和17(2035)年度 | | | 令和32(2050)年度 | | |
| | | 現状の処理体制 | 既存施設 | 紙類 | 金属類 | ガラス類 | ペットボトル | その他プラスチック | 布類 | 家庭系生ごみ | その他資源ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | その他 | ケース① | ケース② | ケース③ | ケース① | ケース② | ケース③ |
| 1 | 千葉市 | 単独 | 95 | － | ○ | ○ | ○ | － | － | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | 94 | 89 | 99 | 87 | 85 | 94 |
| 2 | 市川市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 53 | 60 | 61 | 41 | 58 | 60 |
| 3 | 船橋市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 42 | 53 | 51 | 49 | 78 | 76 |
| 4 | 館山市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | 6 | 4 | 5 | 5 |
| 5 | 木更津市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 24 | 21 | 26 | 21 | 21 | 25 |
| 6 | 松戸市 | 単独 | 39 | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | 41 | 51 | 50 | 28 | 44 | 43 |
| 7 | 野田市 | 単独 | 32 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | － | 7 | 7 | 9 | 5 | 6 | 8 |
| 8 | 成田市 | 単独 | 40 | － | ○ | ○ | ○ | － | － | － | ○ | － | － | ○ | － | 14 | 16 | 17 | 11 | 17 | 18 |
| 9 | 習志野市 | 単独 | 49.7 | － | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | ○ | ○ | － | 9 | 10 | 11 | 13 | 18 | 18 |
| 10 | 柏市(旧柏地域) | 単独 | 176 | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | － | － | － | － | － | － | 93 | 108 | 101 | 84 | 111 | 104 |
| 11 | 勝浦市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 市原市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 19 | 21 | 22 | 14 | 18 | 19 |
| 13 | 流山市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 19 | 20 | 19 | 19 | 21 | 20 |
| 14 | 八千代市 | 単独 | 14 | － | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | 19 | 20 | 21 | 15 | 19 | 21 |
| 15 | 我孫子市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 29 | 30 | 31 | 24 | 28 | 29 |
| 16 | 鴨川市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 17 | 君津市 | 単独 | 44 | － | ○ | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | － | 8 | 8 | 9 | 6 | 7 | 7 |
| 18 | 富津市 | 単独 | 12 | － | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | ○ | － | － | 5 | 5 | 6 | 4 | 4 | 4 |
| 19 | 浦安市 | 単独 | 42.5 | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | 20 | 23 | 24 | 20 | 30 | 30 |
| 20 | 四街道市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 8 | 9 | 9 | 6 | 9 | 9 |
| 21 | 袖ケ浦市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 10 | 11 | 12 | 7 | 11 | 11 |
| 22 | 八街市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 11 | 11 | 11 | 7 | 8 | 9 |
| 23 | 富里市 | 単独 | 25 | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | ○ | － | － | 5 | 6 | 6 | 4 | 5 | 5 |
| 24 | 南房総市 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 |
| 25 | いすみ市 | 単独 | 10 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 26 | 大多喜町 | 単独 | 6.5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 27 | 御宿町 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 28 | 鋸南町 | 民間 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 29 | 銚子市 | 東総地区広域市町村圏事務組合 | 6.2 | － | ○ | － | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | 6 | 5 | 6 | 9 | 7 | 8 |
| 30 | 旭市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | 匝瑳市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | 佐倉市 | 佐倉市、酒々井町清掃組合(民間) | | | | | | | | | | | | | | 21 | 20 | 22 | 17 | 18 | 20 |
| 33 | 酒々井町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 東金市 | 東金市外三市町清掃組合(民間) | | | | | | | | | | | | | | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| 35 | 大網白里市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | 九十九里町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | 柏市(旧沼南地域) | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 34.8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | 11 | 13 | 13 | 10 | 14 | 13 |
| 38 | 鎌ケ谷市 | | | | | | | | | | | | | | | 20 | 23 | 24 | 16 | 23 | 24 |
| 39 | 印西市 | 印西地区環境整備事業組合(民間) | | | | | | | | | | | | | | 39 | 39 | 41 | 34 | 39 | 40 |
| 40 | 白井市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | 栄町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | 香取市 | 香取広域市町村圏事務組合 | 15 | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 10 | 11 | 11 | 7 | 8 | 8 |
| 43 | 神崎町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 多古町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | 東庄町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 46 | 山武市 | 山武郡市環境衛生組合 | 12.2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | 5 | 4 | 4 | 6 | 5 | 5 |
| 47 | 芝山町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | 横芝光町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 茂原市 | 長生郡市広域市町村圏組合(民間) | | | | | | | | | | | | | | 8 | 8 | 8 | 10 | 11 | 12 |
| 50 | 一宮町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 51 | 睦沢町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 52 | 長生村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | 白子町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 54 | 長柄町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55 | 長南町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 654 | | | | | | | | | | | | | 677 | 732 | 751 | 592 | 745 | 763 |

※「既存施設」の欄では、現在施設を保有していない市町村に関しては空欄とし、民間委託等により処理しているものと整理しています。

# 第5章　広域化ブロック区割り及びブロックごとの処理体制

## 第1節　広域化ブロック区割り

### 1. 広域化・集約化に当たっての基本方針

本計画は、中長期的な視点で、持続可能な適正処理を確保するための安定的・効率的な処理体制を構築することが目的です。

このことから、地域の実情を考慮した上で、広域化・集約化を検討するブロック区割りを設定することとします。

なお、各ブロックは、広域化・集約化の要否や枠組み等を検討するための場であり、各施設の数や処理能力については、必ずしも設定したブロック内で1施設に集約することを目指すものではなく、ブロックごとに様々な観点から検討していくことに留意する必要があります。

また、ブロック境界の市町村間の地理的な関係や各施設の整備時期などを踏まえ、柔軟に協議・検討できるよう、状況に応じて市町村等は複数のブロックの協議に参加することも可能です。

本計画は令和32（2050）年度までの長期計画であり、既に今後10年程度の施設整備の方針が決まっている地域も存在しています。

このため、現施設が稼働中であり、次期施設の整備方針が定まっていない地域については次期施設を対象に、既に次期施設の整備に向けた事業・検討に取り組んでいる地域についてはその次の施設を対象に、広域化・集約化を検討することとします。

### 2. 広域化ブロック区割り設定の考え方

ごみには、焼却施設で処理される可燃ごみや、マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設）で処理される粗大ごみや資源ごみ等があり、各施設で適切に処理されています。

マテリアルリサイクル推進施設から発生する処理残さを焼却施設で処理している実態、収集運搬の効率化及び各施設の建設費や維持管理費等のトータルコストを踏まえると、マテリアルリサイクル推進施設は、焼却施設と一体的に処理体制を検討することが有効ですが、必ずしも焼却施設と合わせて整備しなければならないものではありません。

以上のことから、広域化ブロック区割りの設定に当たっては、ごみ処理の中核的な施設である焼却施設を中心に設定します。

広域化ブロック区割りについて、既往文献[6,7]や令和6年国通知、一部事務組合等の既存の社会的つながり・枠組みを踏まえ、表5．1－1に示す3つのポイントで設定しています。

ポイント1の「収集運搬距離」については、既往文献や学識者へのヒアリングを参考としています。

ポイント2の「将来必要な焼却施設の処理能力」については、「第4章第2節　ごみ排出量等の将来予測」の結果を参考としています。

ポイント3の「市町村間の関係」については、既存の一部事務組合等によるつながりを参考としています。

---

[6] ごみ処理広域化 2.0～人口財政動態の過重時代における廃棄物管理～,都市清掃　第 76 巻　第 372 号, 121-125 頁. 田崎智宏

[7] 一般廃棄物焼却施設の集約効果の全国推計－集約アルゴリズムの開発と適用－，土木学会論文集 G（環境），Vol.77, No.6（環境システム研究論文集 第 49 巻）, II_193-II_198, 2021. 田崎ら

表5.1－1 広域化ブロック区割り設定の考え方

| | ポイント | 条件 | 考え方 |
|---|---|---|---|
| 1 | 収集運搬距離 | 半径30～50km圏内<br>※人口が多く、交通量の多い地域は交通事情を考慮します | 以下の考え方に基づき、条件を設定しました。<br>・焼却施設の集約化に当たり、収集運搬効率を考慮し、半径30km程度とします。<br>・発電可能な焼却施設について、収集運搬距離の増大に伴う収集運搬コストの上昇分を、施設の大規模化及びそれに伴う発電効率の上昇による売電収入の増加等で吸収できる半径50km程度までを許容範囲とします。 |
| 2 | 将来必要な焼却施設の処理能力 | 処理能力300t/日または600t/日の設置が可能<br>※人口減少の状況によってはダウンスケールもあり得ます | 国が目安とする300t/日または600t/日の設置が可能な範囲で、条件を設定しました。 |
| 3 | 市町村間の関係 | これまでの関わり | 現在のごみ処理の一部事務組合や他事業での共同処理(消防・し尿等)のつながり等を踏まえ、条件を設定しました。 |

## 3. 広域化ブロック区割り

「2. 広域化ブロック区割り設定の考え方」に基づき、設定したブロックを図5. 1－1に示します。
設定した3つのブロックにおいて、広域化・集約化に向けた協議・検討を進めることとします。
ブロックごとの構成市町村等及び設定の根拠等を次頁以降に示します。

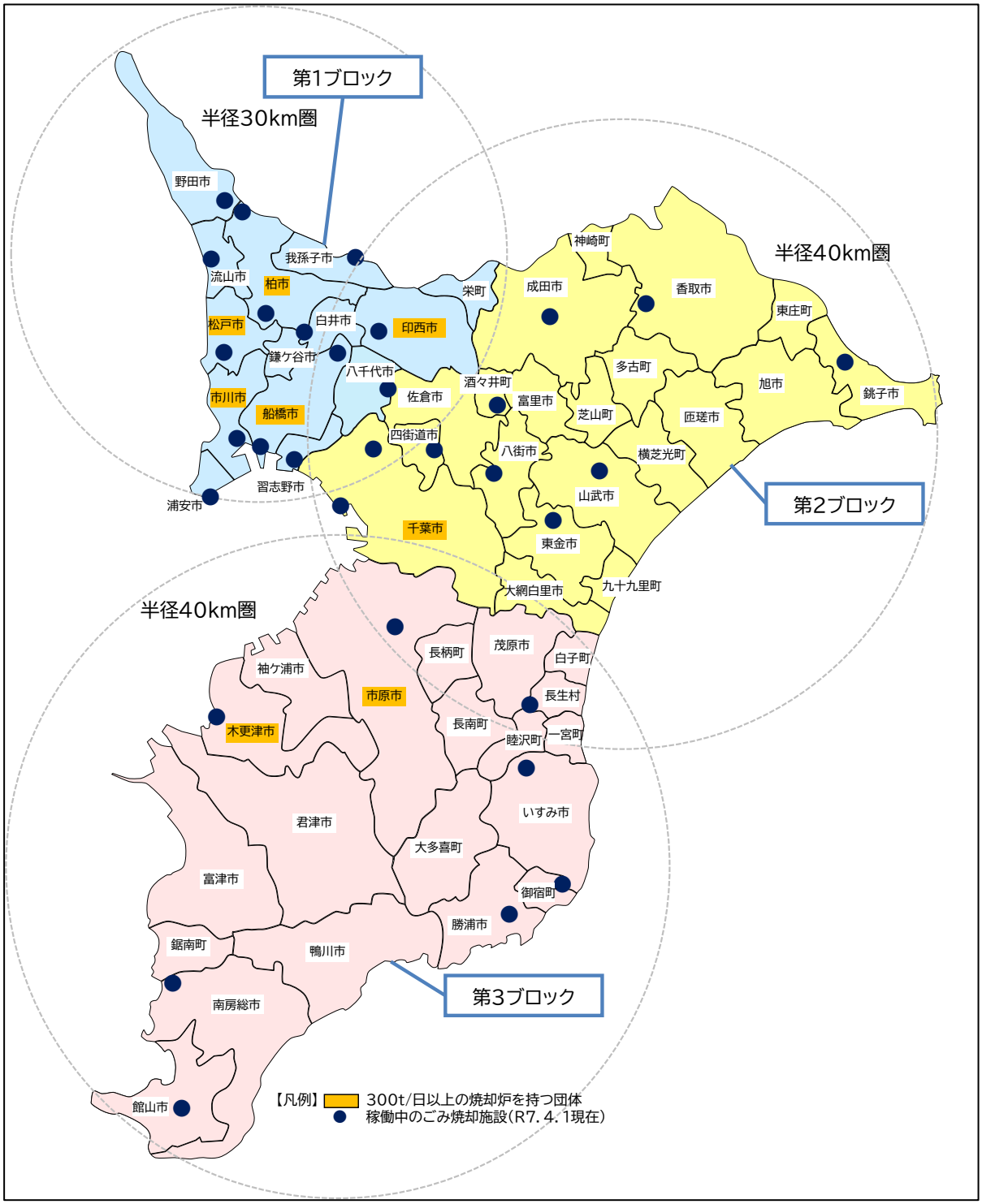


※　図中の円は、ブロックごとの半径が分かるよう便宜的に示したものであり、円の中心に施設を集約することを目指すものではありません。

図5. 1－1　広域化ブロック区割り

＜第1ブロック＞

<table>
<tr><td>構成市町村等</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市、白井市、栄町、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合、印西地区環境整備事業組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック設定の根拠等</td></tr>
<tr><td>ポイント1<br>収集運搬距離</td><td>第4章　図4.1－2のとおり、令和32(2050)年時点においても、人口が集中している地域であり、将来にわたり交通量が多いことが想定されます。<br>広域化・集約化を行う場合、収集運搬車両の往復時間を考慮する必要があるため、表5.1－1の考え方における最小範囲である半径30kmで設定しました。</td></tr>
<tr><td>ポイント2<br>将来必要な焼却施設の処理能力</td><td>表①に対象地域の令和32(2050)年度時点の必要処理能力の予測を示します。<br>現在の処理体制を継続した場合であっても、単独で 300t/日以上の処理能力を維持できる市がみられますが、令和32(2050)年までの長期計画であることを踏まえ、今後の生活様式の変化や人口構成の変化(ファミリー層の減少や高齢者層の増加)の影響により、ごみ量やごみ質が変化する可能性を考慮し、より弾力的な処理体制の検討ができるように設定しました。<br>表①<br>【単位:t / 日】
<table>
<tr><th>組合</th><th>市町村名</th><th>令和6(2024)年度<br>処理能力</th><th>令和32(2050)年度<br>想定発生ごみ量</th></tr>
<tr><td></td><td>市川市</td><td>600</td><td>244 ～ 352</td></tr>
<tr><td></td><td>船橋市</td><td>735</td><td>345 ～ 549</td></tr>
<tr><td></td><td>松戸市</td><td>300</td><td>210 ～ 333</td></tr>
<tr><td></td><td>野田市</td><td>145</td><td>52 ～ 84</td></tr>
<tr><td></td><td>習志野市</td><td>219</td><td>120 ～ 169</td></tr>
<tr><td></td><td>流山市</td><td>207</td><td>157 ～ 174</td></tr>
<tr><td></td><td>八千代市</td><td>220</td><td>103 ～ 145</td></tr>
<tr><td></td><td>我孫子市</td><td>120</td><td>69 ～ 83</td></tr>
<tr><td></td><td>浦安市</td><td>270</td><td>102 ～ 157</td></tr>
<tr><td></td><td>柏市</td><td>550</td><td>247 ～ 328</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>柏市<br>(旧沼南町)<br>鎌ケ谷市</td><td>256.5</td><td>79 ～ 112</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>印西市・白井市<br>栄町</td><td>300</td><td>126 ～ 153</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>3,923</td><td>1,854 ～ 2,639</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ポイント3<br>市町村間の関係</td><td>ブロックの境目については、現在のごみ処理の一部事務組合や他事業での共同処理(消防・し尿等)のつながり等を踏まえて設定しました。<br>令和8(2026)年7月時点において、第1ブロックの既存組合として、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合、印西地区環境整備事業組合で広域処理が行われています。<br>組合構成自治体は表①中で◎で示すとおりです。</td></tr>
</table>

＜第2ブロック＞

<table>
<tr><td>構成市町村等</td><td>千葉市、銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、佐倉市、酒々井町清掃組合、東金市外三市町清掃組合、山武郡市環境衛生組合、香取広域市町村圏事務組合、東総地区広域市町村圏事務組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック設定の根拠等</td></tr>
<tr><td>ポイント1<br>収集運搬距離</td><td>第4章　図4.1－2のとおり、令和32(2050)年時点において、人口が集中するエリアが点在する地域です。<br>表5.1－1の設定の考え方における範囲の中で、ポイント3に示す既存の処理体制も踏まえ、半径 40kmで設定しました。</td></tr>
<tr><td>ポイント2<br>将来必要な焼却施設の処理能力</td><td>表②に対象地域の令和32(2050)年度時点の必要処理能力の予測を示します。<br>現在の処理体制を継続した場合、単独で300t/日以上の処理能力を維持できるのは千葉市のみです。今後、人口減少が進む地域もあり、より効率的な処理体制を検討できるように設定しました。<br>また、千葉市以外の構成市町村等で、600t/日程度の処理能力の検討が可能になるように設定しました。<br>表②<br>【単位:t / 日】
<table>
<tr><th>組合</th><th>市町村名</th><th>令和6(2024)年度<br>処理能力</th><th>令和32(2050)年度<br>想定発生ごみ量</th></tr>
<tr><td></td><td>千葉市</td><td>1,005</td><td>634 ～ 700</td></tr>
<tr><td></td><td>四街道市</td><td>165</td><td>45 ～ 63</td></tr>
<tr><td></td><td>八街市</td><td>125</td><td>31 ～ 38</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>佐倉市<br>酒々井町</td><td>260</td><td>111 ～ 126</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>東金市<br>山武市<br>(旧成東町)<br>大網白里市<br>九十九里町</td><td>210</td><td>76 ～ 89</td></tr>
<tr><td></td><td>成田市・富里市</td><td>212</td><td>102 ～ 166</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>山武市<br>芝山町<br>横芝光町</td><td>110</td><td>39 ～ 49</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>神崎町・多古町<br>香取市・東庄町</td><td>135</td><td>41 ～ 57</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>匝瑳市・旭市<br>銚子市</td><td>198</td><td>96 ～ 128</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2,420</td><td>1,175 ～ 1,416</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ポイント3<br>市町村間の関係</td><td>ブロックの境目については、現在のごみ処理の一部事務組合や他事業での共同処理(消防・し尿等)のつながり等を踏まえて設定しました。<br>令和8(2026)年7月時点において、第2ブロックの既存組合として、佐倉市、酒々井町清掃組合、東金市外三市町清掃組合、山武郡市環境衛生組合、香取広域市町村圏事務組合、東総地区広域市町村圏事務組合で広域処理が行われています。<br>組合構成自治体は表②中で◎で示すとおりです。</td></tr>
</table>

＜第3ブロック＞

<table>
<tr><td>構成市町村等</td><td>館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、鋸南地区環境衛生組合、長生郡市広域市町村圏組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック設定の根拠等</td></tr>
<tr><td>ポイント1<br>収集運搬距離</td><td>第4章　図4.1－2のとおり、令和32(2050)年時点において、最も人口密度が低い地域です。<br>表5.1－1の設定の考え方における範囲の中で、ポイント3に示す既存の処理体制も踏まえ、半径 40kmで設定しました。</td></tr>
<tr><td>ポイント2<br>将来必要な焼却施設の処理能力</td><td>表③に対象地域の令和32(2050)年度時点の必要処理能力の予測を示します。<br>人口減少が進む地域であり、より効率的な処理体制を検討できるように設定しました。<br>また、ブロック内で、600t/日程度の処理能力の検討が可能になるように設定しました。<br>表③<br>【単位:t / 日】
<table>
<tr><th>組合</th><th>市町村名</th><th>令和6(2024)年度<br>処理能力</th><th>令和32(2050)年度<br>想定発生ごみ量</th></tr>
<tr><td></td><td>勝浦市</td><td>35</td><td>9 ～ 10</td></tr>
<tr><td></td><td>市原市</td><td>520</td><td>138 ～ 188</td></tr>
<tr><td></td><td>いすみ市･大多喜町</td><td>96</td><td>22 ～ 29</td></tr>
<tr><td></td><td>御宿町</td><td>32.5</td><td>5 ～ 6</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>茂原市･一宮町<br>睦沢町･長生村<br>白子町･長柄町<br>長南町</td><td>225</td><td>83 ～ 106</td></tr>
<tr><td></td><td>木更津市<br>君津市<br>富津市･袖ケ浦市<br>鴨川市</td><td>450</td><td rowspan="2">269 ～ 338</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>南房総市･鋸南町</td><td>80</td></tr>
<tr><td></td><td>館山市</td><td>100</td><td>29 ～ 36</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1,539</td><td>555 ～ 713</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ポイント3<br>市町村間の関係</td><td>ブロックの境目については、現在のごみ処理の一部事務組合や他事業での共同処理(消防･し尿等)のつながり等を踏まえて設定しました。<br>令和8(2026)年7月時点において、第3ブロックの既存組合として、鋸南地区環境衛生組合、長生郡市広域市町村圏組合で広域処理が行われています。<br>組合構成自治体は表③中で◎で示すとおりです。</td></tr>
</table>

## 第2節　ブロックごとの処理体制

### 1. ブロックごとの処理体制の基本的な考え方

ブロックごとの概要、各施設の整備見通しを示すとともに、広域化・集約化に向けた検討開始時期の目安を、表5．2－1～表5．2－9に示します。

広域化・集約化の検討に当たっては、焼却施設の使用最終年度の概ね10年前を目安に、各施設の広域化・集約化を検討開始できるよう、関係市町村等※に県から広域化・集約化に向けた働きかけを行います。

なお、必要に応じて検討開始時期の前倒しや、地域性などにより関係市町村等以外にも働きかけを行います。

また、マテリアルリサイクル推進施設については、焼却施設に隣接して設置されている施設が多いことなどから、焼却施設の集約化と合わせて検討することを基本としますが、必ずしも焼却施設と合わせて整備をしなければならないものではありません。

加えて、マテリアルリサイクル推進施設については、粗大ごみの補修・再販売やプラスチックの一括回収など、民間事業者との連携等による取組を近隣市町村等と広域的に実施することも考えられます。よって、焼却施設の集約化に係る検討開始時期に捉われず、マテリアルリサイクル推進施設の集約化を検討できるよう、後述する「第3節　プラスチックごみの再資源化等の取組」も参考にした上で、個別の市町村等に県から働きかけを行います。

※　表5．2－2、表5．2－5及び図5．2－8において、焼却施設の更新時期が近い施設を囲った枠（赤点線枠）内の市町村等のこと。

### 2. 第1ブロックの処理体制

表5．2－1　第1ブロックの概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 構成市町村・<br>一部事務組合 | | 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市、白井市、栄町、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合、印西地区環境整備事業組合 | |
| 面積 | | 約 804 ㎢ | |
| | | 現状（令和6（2024）年度） | 令和 32（2050）年度 |
| 人口（万人） | | 約343 | 約336 |
| ごみ量（t/年） | | 約97万 | 約 68 万～97 万 |
| 施設数 | | 現状（令和6（2024）年度） | 令和 32（2050）年度 |
| 焼却施設<br>（発電電力量） | | 15<br>（約 274GWh） | （目標）9～11 程度※1 |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 粗大ごみ処理施設 | 9 | 5※2 |
| | 資源化施設 | 10 | 6※2 |

※1　令和32（2050）年度以降、第1ブロック内の想定発生ごみ量からすると、令和32（2050）年度時点で稼働が見込まれる施設が6施設、それ以外で目安となる焼却処理能力が概ね300t/日以上の焼却施設は、地域性を考慮すると 3～5 施設と考えられます。

※2　令和32（2050）年度時点で稼働が見込まれる施設数

## 表5．2－2　第1ブロックの焼却施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設名 | 処理能力[t/日] | 稼働開始年月[西暦] | R9～R12(2027～2030) | R13～R22(2031～2040) | R23～R32(2041～2050) | R33～(2051～) | 2050年度想定発生ごみ量(t/日) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 松戸市 | 和名ヶ谷クリーンセンター | 300 | 1995/10 | | | | | 210～333 | |
| | 新焼却施設 | 402 | | | | | | | |
| 習志野市 | 芝園清掃工場 | 219 | 2002/11 | | | | | 120～169 | |
| | 新・芝園清掃工場 | 未定 | | | | | | | |
| 市川市 | クリーンセンター(焼却施設) | 600 | 1994/4 | | | | | 244～352 | |
| | エネルギー回収型廃棄物処理施設(市川市次期クリーンセンター) | 423 | | | | | | | |
| 我孫子市 | 我孫子市クリーンセンター | 120 | 2023/4 | | | | | 69～83 | |
| 印西地区環境整備事業組合※1 | 印西クリーンセンター | 300 | 1986/4 | | | | | 126～153 | |
| | 新印西クリーンセンター焼却施設 | 156 | | | | | | | |
| 船橋市 | 北部清掃工場 | 396※ | 2017/4 | | | | | 345～549 | ※処理能力のうち15tは粗大ごみ処理能力 |
| | 南部清掃工場 | 339 | 2020/4 | | | | | | |
| 八千代市 | 清掃センター1・2号炉 | 120 | 1989/4 | | | | | 103～145 | |
| | 清掃センター3号炉 | 100 | 2001/4 | | | | | | |
| 浦安市 | クリーンセンター(ごみ処理施設) | 270 | 1995/4 | | | | | 102～157 | |
| 野田市 | 清掃工場 | 145 | 1985/3 | | | | | 52～84 | |
| 柏市 | 清掃工場 | 300 | 1991/4 | | | | | 247～328 | |
| | 第二清掃工場 | 250 | 2005/4 | | | | | | |
| 流山市 | クリーンセンターごみ焼却施設 | 207 | 2004/4 | | | | | 157～174 | |
| 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合※2 | クリーンセンターしらさぎ | 256.5 | 2000/4 | | | | | 79～112 | |
| | | | | ▼ | ▼ | ▼ | | 1,854～2,639 | |

**▼:広域化・集約化に向けた検討開始時期の目安**

## 表5．2－3　第1ブロックのマテリアルリサイクル推進施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設区分 | 施設名称 | 処理能力 | 稼働開始年月[西暦] | R9～R12(2027～2030) | R13～R22(2031～2040) | R23～R32(2041～2050) | R33～(2051～) | 2050年度想定発生ごみ量(t/日) | 備考 | プラスチック類の取扱 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 松戸市 | 粗大 | 日暮クリーンセンター | 80t/5h | 1988/4 | | | | | 49～76 | 資源ごみ処理を含む | ○ |
| | 資源 | リサイクルセンター | 39t/5h | 2022/4 | | | | | 7.1～11.3 | 粗大ごみ処理を含む | |
| 習志野市 | 資源 | リサイクルプラザ | 49.65t/5h | 1996/3 | | | | | 25～36 | 粗大ごみ処理を含む | |
| | 資源 | リサイクルセンター(処理施設棟・再生棟) | 未定 | | | | | | | | |
| 市川市 | 粗大 | クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設) | 75t/5h | 1994/4 | | | | | 15～22 | | |
| | 粗大 | マテリアルリサイクル推進施設(仮称)市川市次期クリーンセンター | 27t/5h | | | | | | | | |
| 我孫子市 | 粗大 | 粗大ごみ処理施設 | 50t/5h | | | | | | 21～25 | | |
| | 粗大 | 我孫子市リサイクルセンター | 25.5t/日 | | | | | | | | ○ |
| | 資源 | | | | | | | | | | |
| 印西地区環境整備事業組合※1 | 粗大 | 印西クリーンセンター破砕処理施設 | 50t/5h | 1986/4 | 2025．4～休止 | | | | 11～13 | | |
| | 粗大 | 新印西クリーンセンターリサイクルセンター | 10t/日 | | | | | | | | |
| 船橋市 | 粗大 | 西浦資源リサイクル施設 | 63t/日 | 2013/4 | | | | | 36～58 | | |
| 八千代市 | 粗大 | 粗大ごみ処理施設 | 50t/5h | 1982/11 | | | | | 6～8 | | |
| | 資源 | ペットボトル減容化施設 | 600kg/h | 2019/4 | | | | | 2.0～2.8 | | |
| | 資源 | 缶・金属類減容化施設 | 600kg/h | 2019/4 | | | | | 4.0～5.7 | | |
| | 資源 | びん処理用施設 | 120t/月 | 1998/4 | | | | | 3.8～5.4 | | |
| 浦安市 | 粗大 | クリーンセンター(不燃・粗大ごみ処理施設) | 70t/5h | 1995/4 | | | | | 11～17 | | |
| | 粗大 | 新施設 | 未定 | | | | | | | | |
| | 資源 | クリーンセンター(再資源化施設) | 42.5t/5h | 1999/4 | | | | | 15～23 | | |
| | 資源 | 新施設 | 未定 | | | | | | | | |
| 野田市 | 資源 | リサイクルセンター | 32t/5h | 2013/3 | | | | | 4.9～8.0 | 粗大ごみ処理を含む | ○ |
| 柏市 | 粗大 | 清掃工場 粗大ごみ処理施設 | 50t/5h | 1977/9 | | | | | 21～28 | | |
| | 資源 | リサイクルプラザ | 176t/5h | 2002/4 | | | | | 55～74 | | |
| 流山市 | 粗大 | クリーンセンター リサイクル館 | 57.1t/5h | 2003/4 | | | | | 64～71 | 資源ごみ処理を含む | ○ |
| 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合※2 | 資源 | リサイクルセンター(資源化施設) | 20t/5h | 1991/4 | | | | | 17～23 | | |
| | 資源 | リサイクルセンター(圧縮処理施設) | 14.755t/5h | 2003/10 | | | | | 9.9～13.8 | | ○ |

※1 印西地区環境整備事業組合の構成団体　：印西市・白井市・栄町
※2 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合の構成団体：柏市・鎌ケ谷市
2050 年度想定発生ごみ量とは、将来予測の推計パターンに基づき、処理対象ごみ量の最小値～最大値を示します。

:更新時期が近い施設を図示したもので、現時点で点線枠での広域化・集約化が決定されているものではない。地域性や市町村等の意向を踏まえ、検討を行っていく。
:2050年度時点で稼働していない施設　:2050年度時点で稼働予定の施設　:2032年度以降の稼働が未定の施設

3. 第2ブロックの処理体制

表5.２−４ 第2ブロックの概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 構成市町村・<br>一部事務組合 | | 千葉市、銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、佐倉市、酒々井町清掃組合、東金市外三市町清掃組合、山武郡市環境衛生組合、香取広域市町村圏事務組合、東総地区広域市町村圏事務組合 | |
| 面積 | | 約 1,918 ㎢ | |
| | | 現状(令和6(2024)年度) | 令和 32(2050)年度 |
| 人口(万人) | | 約197 | 約164 |
| ごみ量(t/年) | | 約65万 | 約 46 万～55 万 |
| 施設数 | | 現状(令和6(2024)年度) | 令和 32(2050)年度 |
| 焼却施設<br>(発電電力量) | | 12<br>(約 146GWh) | (目標)6程度※1 |
| マテリアルリサイクル<br>推進施設 | 粗大ごみ処理施設 | 5 | 2※2 |
| | 資源化施設 | 6 | 2※2 |

※1 令和32(2050)年度以降、第2ブロック内の想定発生ごみ量からすると、令和32(2050)年度時点で稼働が見込まれる施設が4施設、それ以外で目安となる焼却処理能力が概ね300t/日以上の焼却施設は、地域性を考慮すると2施設程度と考えられます。

※2 令和32(2050)年度時点で稼働が見込まれる施設数

## 表5.２－５　第2ブロックの焼却施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設名 | 処理能力[t/日] | 稼働開始年月[西暦] | R9～R12(2027～2030) | R13～R22(2031～2040) | R23～R32(2041～2050) | R33～(2051～) | 2050年度想定発生ごみ量(t/日) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉市 | 北清掃工場 | 570 | 1996/10 | → | | | | 634～700 | |
| | （新港清掃工場） | 435 | 2002/12 | 2026.3休止 | | | | | |
| | 新港清掃工場（設備更新） | 450 | | | → | → | → | | |
| | 新北谷津清掃工場 | 585 | 2026/4 | → | → | → | → | | |
| 東金市外三市町清掃組合※1 | 東金市外三市町環境クリーンセンター | 210 | 1998/4 | → | | | | 76～89 | |
| | 新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設） | 125 | | | → | → | → | | |
| 東総地区広域市町村圏事務組合※2 | 東総地区クリーンセンター | 198 | 2021/4 | → | → | → | → | 96～128 | |
| 成田市 | 成田富里いずみ清掃工場 | 212 | 2012/10 | → | | | | 102～166 | 富里市分も処理 |
| 香取広域市町村圏事務組合※3 | 伊地山クリーンセンター | 135 | 1996/4 | → | | | | 41～57 | |
| | （新焼却施設） | 未定 | | | - - → | - - → | - - → | | |
| 山武郡市環境衛生組合※4 | ごみ処理施設（焼却施設） | 110 | 1996/4 | → | | | | 39～49 | |
| | （仮称）山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設 | 80 | | | - - → | - - → | - - → | | |
| 八街市 | クリーンセンター | 125 | 2002/12 | → | | | | 31～38 | |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合※5 | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（A及びB系焼却炉） | 60 | 1987/4 | → | | | | 111～126 | |
| | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（C系焼却炉） | 100 | 1990/4 | → | | | | | |
| | 酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（D系焼却炉） | 100 | 2005/4 | → | | | | | |
| | 新施設 | 153 | | | - - → | - - → | - - → | | |
| 四街道市 | クリーンセンター | 165 | 1992/4 | → | → | | | 45～63 | |
| | （仮称）四街道市エネルギー回収型廃棄物処理施設 | 80 | | | - - → | - - → | - - → | | |
| | | | | ▼ | | ▼ | | 1,175～1,416 | |

**▼：広域化・集約化に向けた検討開始時期の目安**

## 表5.２－６　第2ブロックのマテリアルリサイクル推進施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設区分 | 施設名称 | 処理能力 | 稼働開始年月[西暦] | R9～R12(2027～2030) | R13～R22(2031～2040) | R23～R32(2041～2050) | R33～(2051～) | 2050年度想定発生ごみ量(t/日) | 備考 | プラスチック類の取扱 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉市 | 粗大 | 新浜リサイクルセンター | 125t/5h | 1995/4 | → | | | | 51～57 | | |
| | 粗大 | 次期リサイクル施設 | 57t/5h | | | → | → | → | | | |
| | 資源 | 新浜リサイクルセンター | 95t/5h | 1995/4 | → | | | | 85～94 | 粗大ごみ処理を含む | |
| | 資源 | 次期リサイクル施設 | 54t/5h | | | → | → | → | | | |
| 東金市外三市町清掃組合※1 | 粗大 | 東金市外三市町環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設 | 10t/5h | 1998/4 | 2024.6～休止 | | | | 6～8 | | |
| | 粗大 | 新ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設） | 18t/日 | | | → | → | → | | | |
| 東総地区広域市町村圏事務組合※2 | 資源 | 東総地区クリーンセンター | 6.2t/5h | 2021/4 | → | → | → | → | 3.4～4.5 | | |
| 成田市 | 資源 | リサイクルプラザ | 40t/5h | 1998/4 | → | → | | | 11～18 | 粗大ごみ処理を含む | |
| 富里市 | 資源 | クリーンセンター（不燃物処理施設） | 25t/5h | 1979/4 | → | | | | 2.7～3.4 | | |
| 香取広域市町村圏事務組合※3 | 粗大 | 粗大ごみ処理施設 | 35t/5h | 1996/4 | → | | | | 6～7 | | |
| | 粗大 | マテリアルリサイクル推進施設（未定） | 未定 | | | - - → | - - → | - - → | | | |
| | 資源 | 長岡不燃物処理場 | 15t/5h | 1995/4 | 2019.12～休止 | | | | 3.4～4.7 | | |
| | 資源 | 未定 | 未定 | | | - - → | - - → | - - → | | | |
| 山武郡市環境衛生組合※4 | 資源 | ごみ処理施設（リサイクルプラザ） | 22t/5h | 1996/4 | → | | | | 7.8～8.8 | 粗大ごみ処理を含む | ○ |
| | 資源 | （仮称）山武郡市環境衛生組合新リサイクルプラザ | 12.2t/日 | | - - → | - - → | - - → | - - → | | | |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合※5 | 粗大 | 酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設 | 50t/5h | 1987/4 | → | | | | 18～21 | 資源ごみ処理を含む | |
| | 粗大 | 新施設 | 17t/5h | | | - - → | - - → | - - → | | | |
| 四街道市 | 粗大 | クリーンセンター粗大ごみ処理施設 | 15t/8h | 1992/4 | → | → | | | 7.8～11.8 | 資源ごみ処理を含む | ○ |
| | 粗大 | 未定 | 12t/5h | | | - - → | - - → | - - → | | | |

※1 東金市外三市町清掃組合の構成団体　　：東金市・山武市・大網白里市・九十九里町
※2 東総地区広域市町村圏事務組合の構成団体：匝瑳市・旭市・銚子市
※3 香取広域市町村圏事務組合の構成団体　：神崎町・多古町・香取市・東庄町
※4 山武郡市環境衛生組合の構成団体　　：山武市・芝山町・横芝光町
※5 佐倉市、酒々井町清掃組合の構成団体　：佐倉市・酒々井町
2050 年度想定発生ごみ量とは、将来予測の推計パターンに基づき、処理対象ごみ量の最小値～最大値を示します。
マテリアルリサイクル推進施設を設置していない市町村：八街市

：更新時期が近い施設を図示したもので、現時点で点線枠での広域化・集約化が決定されているものではない。地域性や市町村等の意向を踏まえ、検討を行っていく。
：2050年度時点で稼働していない施設　：2050年度時点で稼働予定の施設　：稼働未定の施設

4. 第3ブロックの処理体制

表5.2－7 第3ブロックの概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 構成市町村・一部事務組合 | | 館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、鋸南地区環境衛生組合、長生郡市広域市町村圏組合 | |
| 面積 | | 約 2,435 ㎢ | |
| | | 現状(令和6(2024)年度) | 令和 32(2050)年度 |
| 人口(万人) | | 約 91 | 約70 |
| ごみ量(t/年) | | 約 32 万 | 約 19 万～25 万 |
| 施設数 | | 現状(令和6(2024)年度) | 令和 32(2050)年度 |
| 焼却施設(発電電力量) | | 9(約 71GWh) | (目標)3 程度※1 |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 粗大ごみ処理施設 | 7 | 4※2 |
| | 資源化施設 | 4 | 2※2 |

※1 令和32(2050)年度以降、第 3 ブロック内の想定発生ごみ量からすると、令和32(2050)年度時点で稼働が見込まれる施設が1施設、それ以外で目安となる焼却処理能力が概ね300t/日以上の焼却施設は、地域性を考慮すると2施設程度と考えられます。

※2 令和32(2050)年度時点で稼働が見込まれる施設数

## 表5.２−８ 第3ブロックの焼却施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設名 | 処理能力［t/日］ | 稼働開始年月［西暦］ | R9～R12（2027～2030） | R13～R22（2031～2040） | R23～R32（2041～2050） | R33～（2051～） | 2050年度想定発生ごみ量（t/日） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市原市 | 福増クリーンセンター第一工場 | 300 | 1984/6 | | | | | 138～188 | |
| | 福増クリーンセンター第二工場 | 220 | 1994/10 | | | | | | |
| | （次期焼却施設）施設名未定 | 未定 | | | | | | | |
| 勝浦市 | クリーンセンター | 35 | 1985/4 | | | | | 9～10 | |
| いすみ市 | いすみクリーンセンター | 96 | 1994/1 | | | | | 22～29 | 大多喜町分も処理 |
| 御宿町 | 清掃センター | 32.5 | 1984/12 | | | | | 5～6 | |
| 鋸南地区環境衛生組合※1 | （大谷クリーンセンター） | 80 | 1983/4 | 2027.4廃止見込み | | | | 269～338 | |
| 木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市 | （株式会社かずさクリーンシステム君津地域広域廃棄物処理施設） | 450 | 2002/4 | 2027.3廃止見込み | | | | | 鴨川市分も処理 |
| 木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町 | 株式会社上総安房クリーンシステム第2期君津地域広域廃棄物処理施設 | 486 | | | | | | | |
| 館山市 | 清掃センター | 100 | 1984/10 | | | | | 29～36 | |
| 長生郡市広域市町村圏組合※2 | 環境衛生センターごみ処理場 | 225 | 1996/3 | | | | | 83～106 | |
| | | | | | | | | 555～713 | |

**▼:広域化・集約化に向けた検討開始時期の目安**

## 表5.２−９ 第3ブロックのマテリアルリサイクル推進施設整備見通し

| 自治体名等 | 施設区分 | 施設名称 | 処理能力 | 稼働開始年月［西暦］ | R9～R12（2027～2030） | R13～R22（2031～2040） | R23～R32（2041～2050） | R33～（2051～） | 2050年度想定発生ごみ量（t/日） | 備考 | プラスチック類の取扱 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市原市 | 粗大 | 福増クリーンセンター第一粗大ごみ処理施設 | 60t/5h | 1986/4 | | | | | 28～38 | | |
| | 粗大 | 福増クリーンセンター第二粗大ごみ処理施設 | 113t/5h | 1996/4 | | | | | | 資源ごみ処理を含む | |
| | 粗大 | 市原市リサイクル施設 | 42.1t/5h | | | | | | | | |
| いすみ市 | 資源 | いすみクリーンセンター（圧縮施設） | 10t/5h | 1977/11 | | | | | 0.4～0.5 | | |
| 大多喜町 | 資源 | 環境センター | 6.5t/5h | 1985/4 | | | | | 0.9～1.5 | | ○ |
| 木更津市 | 粗大 | クリーンセンター | 25t/5h | 1988/4 | | | | | 10～12 | | |
| 君津市 | 粗大 | 粗大ごみ処理施設 | 30t/5h | | 1997.4～休止 | | | | | | |
| | 資源 | リサイクルプラザ | 44t/5h | 1997/4 | | | | | 2.4～2.8 | 粗大ごみ処理を含む | |
| 富津市 | 資源 | 環境センター 不燃物処理施設 | 12t/6h | 1976/4 | | | | | 2.1～2.5 | | |
| | 粗大 | 新施設 | 未定 | | | | | | | | |
| 袖ケ浦市 | 粗大 | 袖ケ浦クリーンセンター粗大ごみ処理施設 | 16t/5h | 1989/4 | | | | | 13～20 | 資源ごみ処理を含む | |
| 南房総市 | 資源 | 新施設（圧縮処理施設） | 220kg/h | 2027/4 | | | | | 0.5～0.6 | | |
| 館山市 | 粗大 | 清掃センターマテリアルリサイクル施設 | 2.6/5h | 2023/4 | | | | | 1.5～1.9 | | |
| 長生郡市広域市町村圏組合※2 | 粗大 | 環境衛生センターごみ処理場 | 36t/5h | 1996/3 | | | | | 24～30 | 資源ごみ処理を含む | |

※1 鋸南地区環境衛生組合の構成団体　:南房総市・鋸南町

※2 長生郡市広域市町村圏組合の構成団体:茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町

2050 年度想定発生ごみ量とは、将来予測の推計パターンに基づき、処理対象ごみ量の最小値～最大値を示します。

マテリアルリサイクル推進施設を設置していない市町村:勝浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町

:更新時期が近い施設を図示したもので、現時点で点線枠での広域化・集約化が決定されているものではない。地域性や市町村等の意向を踏まえ、検討を行っていく。

:2050年度時点で稼働していない施設　:2050年度時点で稼働予定の施設　:廃止後、広域処理を予定している施設

## 第3節　プラスチックごみの再資源化等の取組

### 1. 現状と今後の方向性

#### (1)現状

令和8(2026)年7月時点の各市町村におけるプラスチックごみの再資源化等の取組状況を、図5.3－1に示します。

容リプラ及び製品プラの分別回収を実施している市町村(地図中の黄色)が11市町村、分別回収未実施の市町村(地図中の白色)が17市町村となっています。

また、17市町村が容リプラのみ、3市町村が製品プラのみ、6市町村が容リプラのうち白色トレイのみを分別回収しており、プラスチックごみの再資源化等の検討余地が残っている状況です。

なお、この図は、「再資源化等の取組状況」を色分けで示したものであり、「第2節　ブロックごとの処理体制」で示した「施設の設置状況」を示したものではありません。

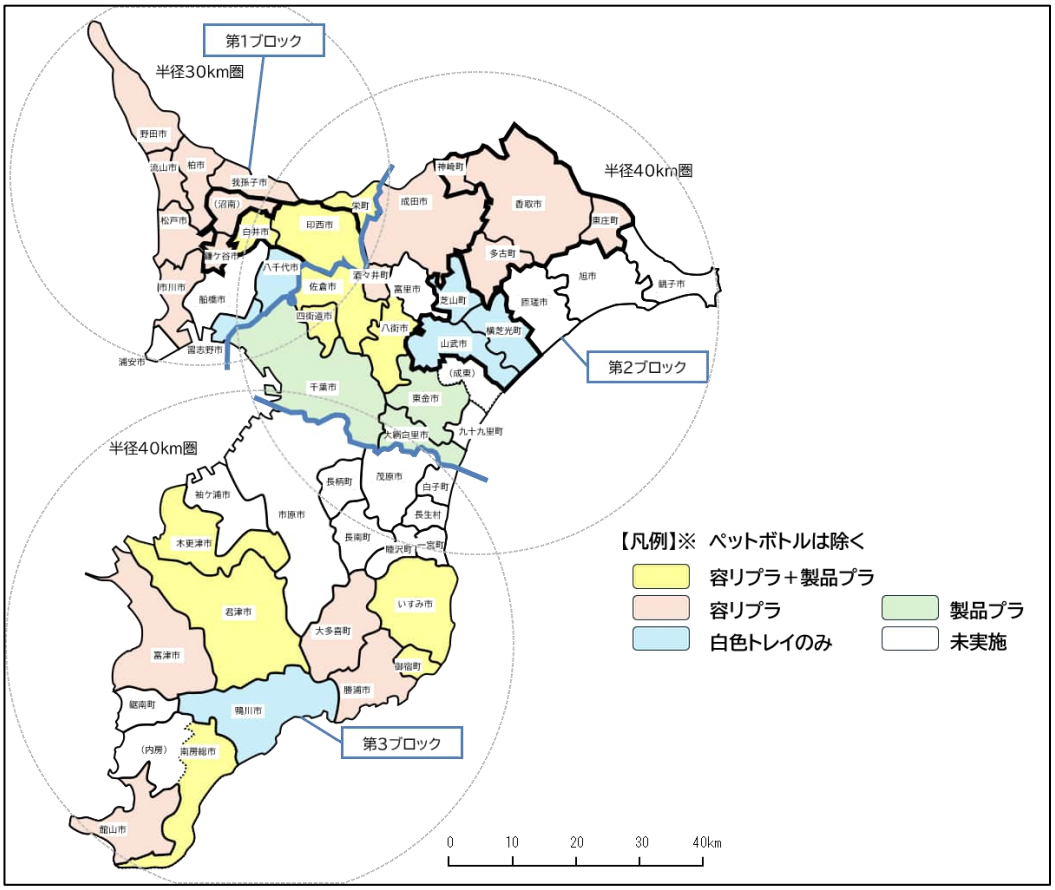


図5.3－1　プラスチックごみの再資源化等の取組状況(令和8(2026)年7月時点)

#### (2)今後の方向性

プラスチックごみの再資源化等については、プラスチック資源循環促進法の趣旨や脱炭素化の観点からの取組の必要性に加え、ごみ処理施設の新設や改良を行う際に活用している「循環型社会形成推進交付金」の要件になるなど、市町村等の財政的な面においても取組を進めていく必要があります。

プラスチックごみの再資源化等に当たっては、以下に示すとおり、多様な選択肢があるため、「第2節　ブロックごとの処理体制」に示す既存施設の更新時期のほか、近隣市町村等における取組状

況を把握し、各市町村等が実情に応じた方法を選択していく必要があります。

＜プラスチックごみの再資源化等の選択肢＞

① 各市町村等で中間処理や積替え後、民間事業者に委託

② 施設を集約化し、共同で中間処理や積替え後、民間事業者に委託

③ 施設を持たず、中間処理段階から民間事業者に委託

## 2. 今後の取組見通し

令和32(2050)年度までの市町村等のプラスチックごみの再資源化等の取組見通しを図5.3－2～図5.3－7に示します。

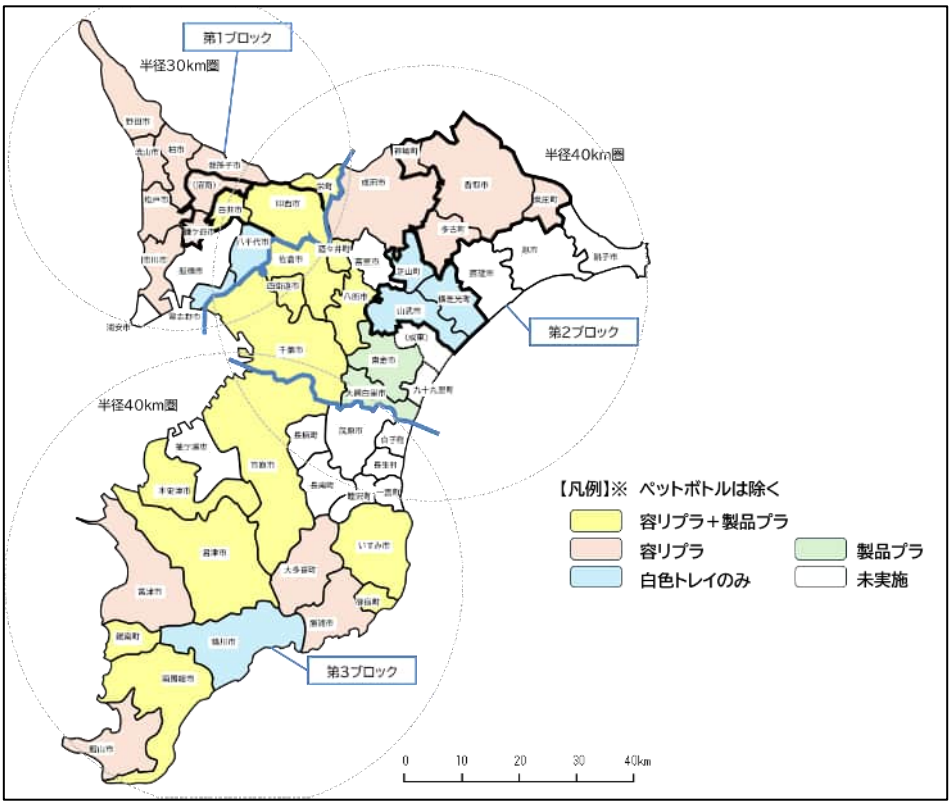


図5.3－2 プラスチックごみの再資源化等の取組状況(令和9(2027)年度末時点)

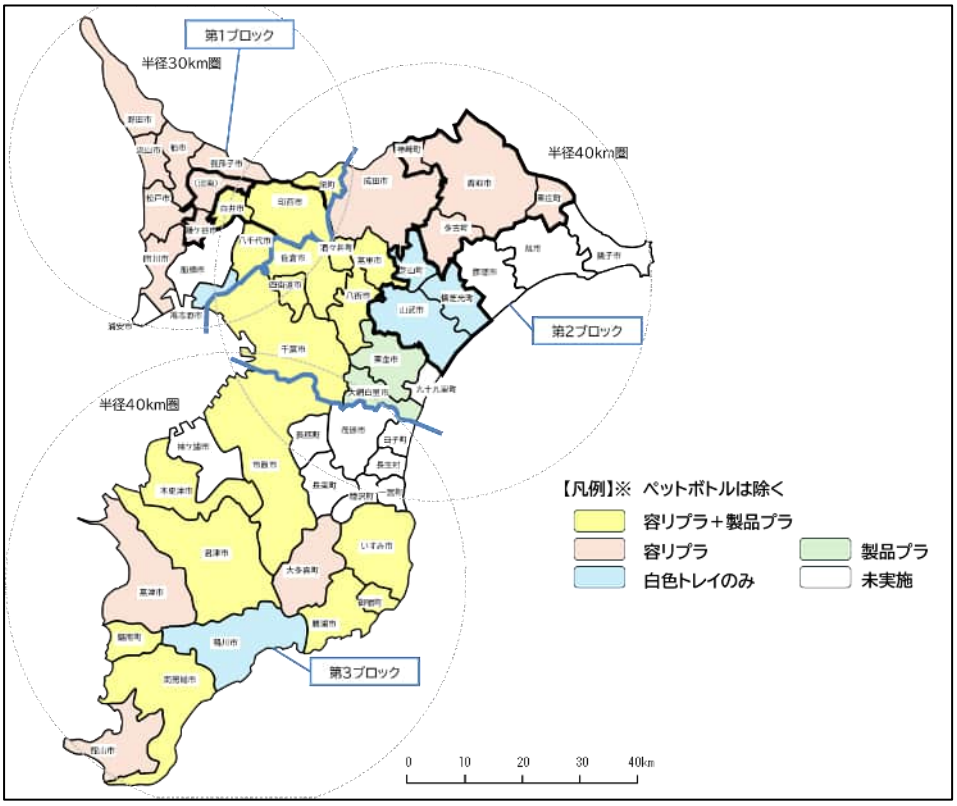


図5.3－3 プラスチックごみの再資源化等の取組状況(令和10(2028)年度末時点)

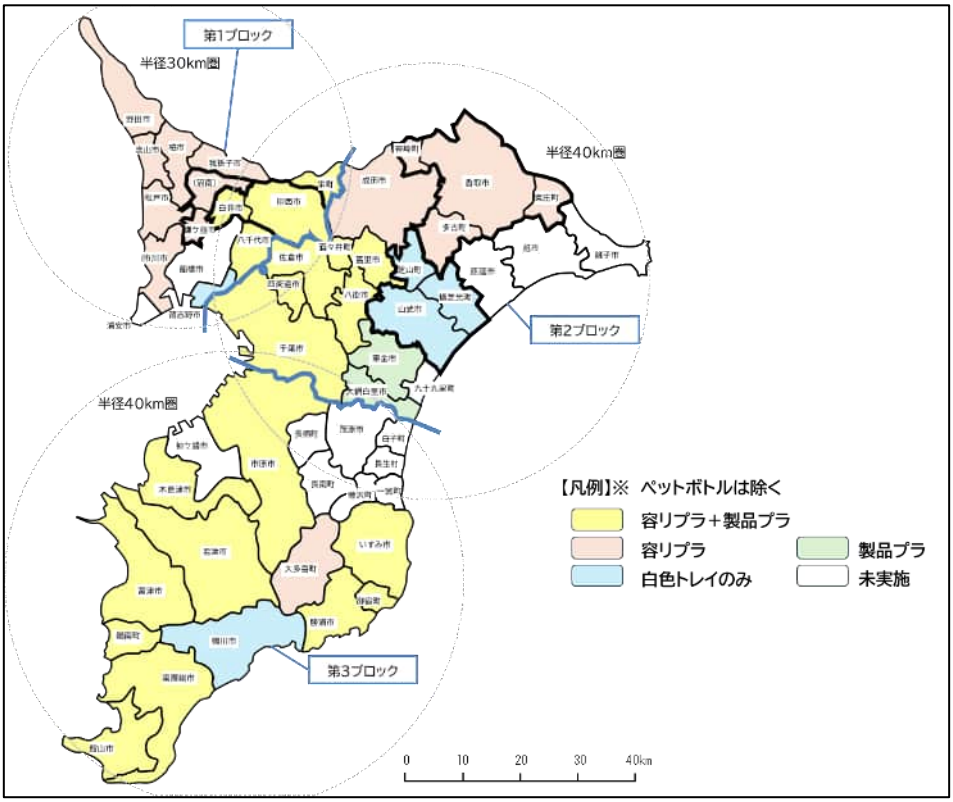


図5.３−４　プラスチックごみの再資源化等の取組状況（令和11（2029）年度末時点）

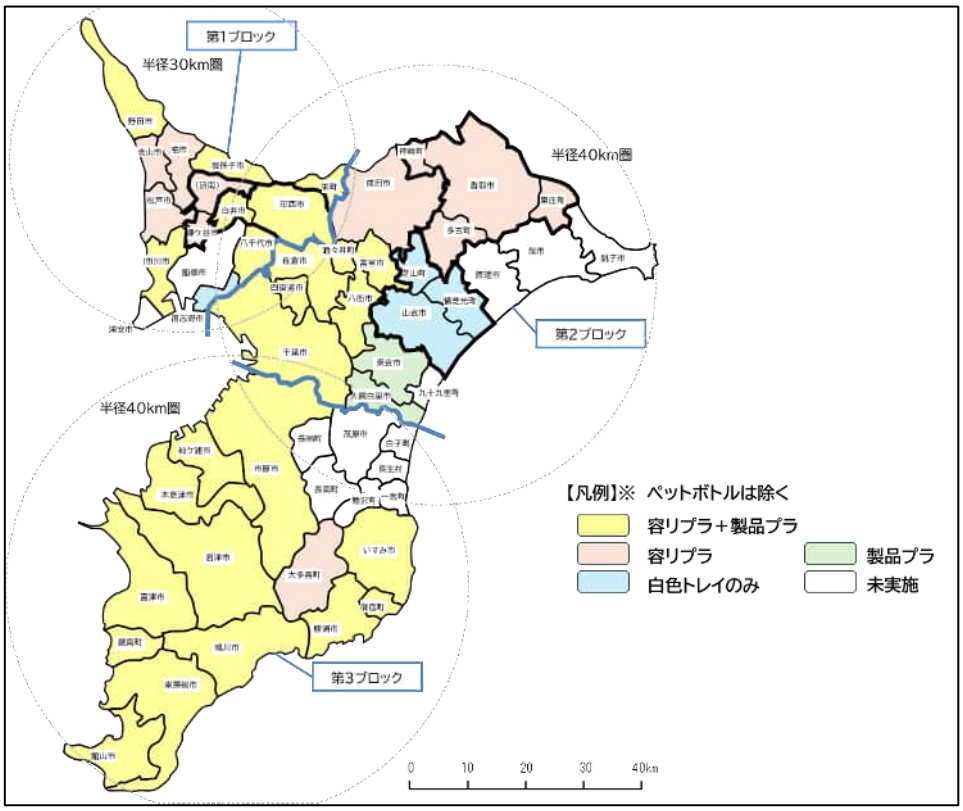


図5.３−５　プラスチックごみの再資源化等の取組状況（令和12（2030）年度末時点）

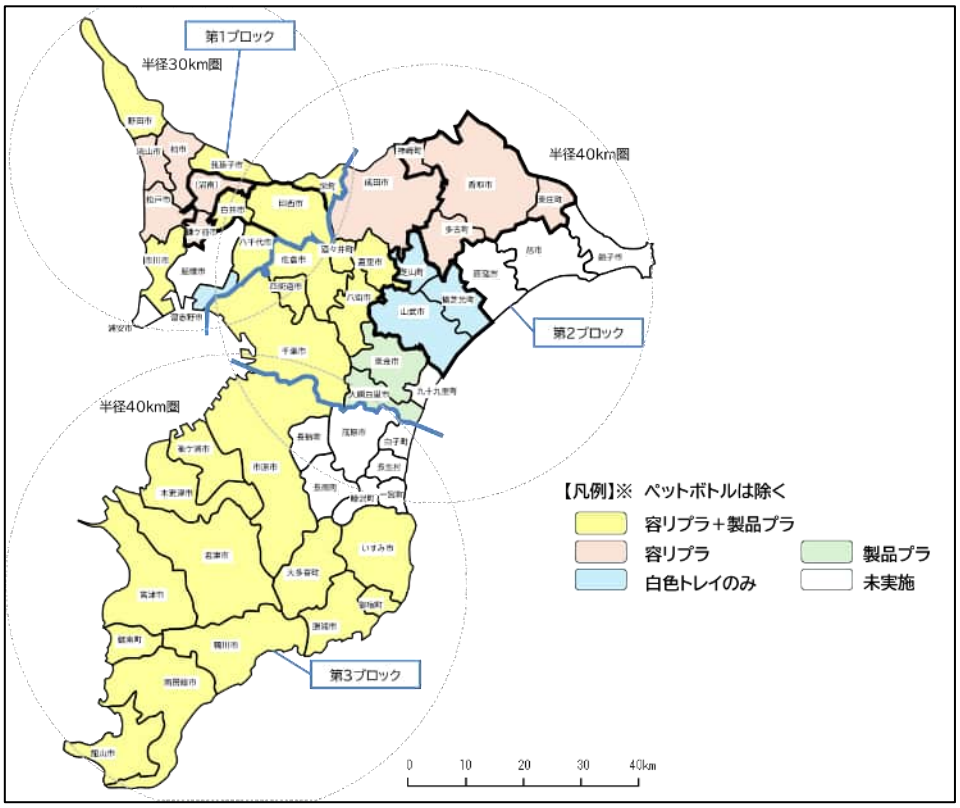


図5.3－6 プラスチックごみの再資源化等の取組状況（令和22（2040）年度末時点）

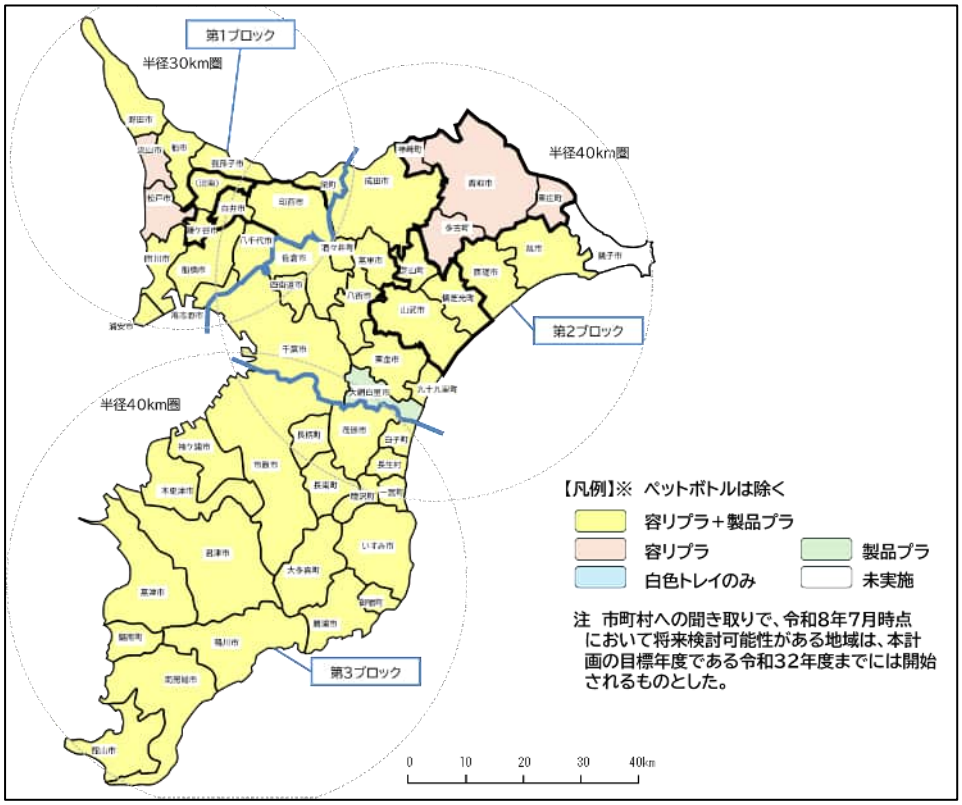


図5.3－7 プラスチックごみの再資源化等の取組状況（令和 32（2050）年度末時点）

## 3. プラスチックごみの再資源化ルートと広域化・集約化の考え方

プラスチックごみの再資源化ルートには、3つのルートがあり、市町村等の状況を踏まえ、近隣市町村等や民間事業者との連携により、広域化・集約化を検討することが可能です。

### (1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託するルート

容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法を選択した市町村等は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の分別収集物の基準及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き(令和4年(2022年)1月　環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室)」に従って、分別収集・再商品化を行う必要があります。

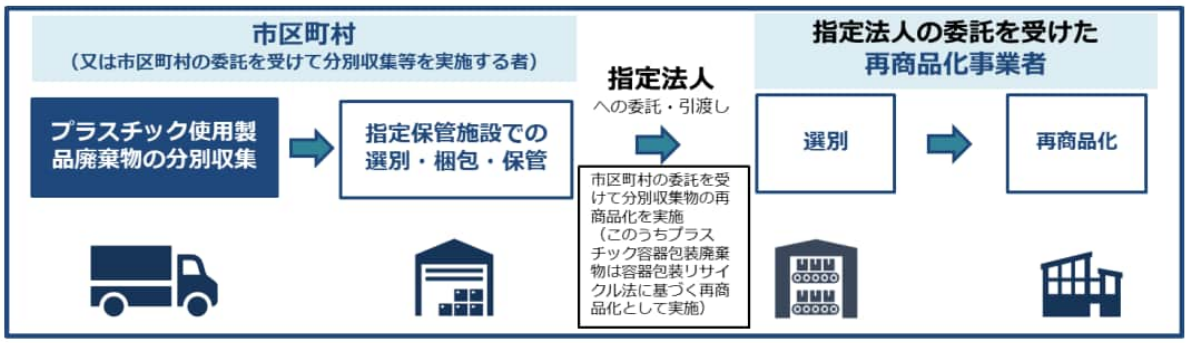


※「プラスチック使用製品廃棄物」＝本計画における「プラスチックごみ」

図5.3－8　容器包装リサイクル法に基づく再資源化の概略図

(出典　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について(令和4年(2022年)2月)　経済産業省　環境省)

＜広域化・集約化の考え方＞

中間処理(指定保管施設での選別・梱包・保管)の共同実施による広域化・集約化が考えられます。

その際、複数市町村等で集約化した施設を公共で整備・運営する方法、または、民間事業者に委託する方法が考えられます。

いずれの方法でも、複数市町村等で広域的に実施することで一定の処理量が確保でき、スケールメリットによる施設整備費や処理単価の低減が期待できます。

### (2) 認定再商品化計画に基づき再資源化を行うルート

プラスチック資源循環促進法に基づく認定再商品化計画の制度では、これまで容器包装リサイクル法において市町村と再商品化事業者がそれぞれ行っていた選別等の中間処理工程の一体化・合理化を可能とすることで、プロセス全体の負担軽減が期待されています。

市町村等が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合、市町村等による選別等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。

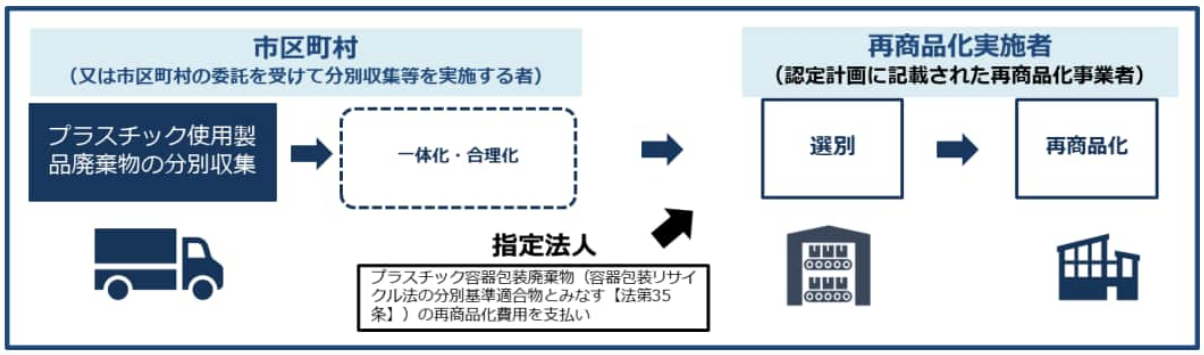


※「プラスチック使用製品廃棄物」＝本計画における「プラスチックごみ」

図5.３－９ 認定再商品化計画に基づく再資源化の概略図

（出典 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について（令和4年（2022年）2月） 経済産業省 環境省）

＜広域化・集約化の考え方＞

再商品化計画を作成・申請する際に、複数市町村等で共同申請することによる広域化・集約化が考えられます。

共同申請の法令上の明確な要件はありませんが、円滑な再商品化を実施するため、構成市町村等で分別回収基準が統一され、分別回収物の品質が一定であることが望まれます。

併せて、再商品化実施者の負担軽減や安定的な受入体制の確保の観点から、構成市町村等が連携し、再商品化実施者と十分な調整を行うことが重要です。

実際の処理に当たっては、認定再商品化計画に基づき、分別収集物の収集、運搬又は処分を再商品化実施者に委託することで行います。

複数市町村等での共同申請により、計画単位での処理量が確保しやすくなるため、再商品化実施者の事業効率化につながり、委託費の低減が期待できます。

### （3） 独自の再資源化ルート

地域の実情に合わせ、民間事業者と連携し、上記（1）及び（2）以外の独自の再資源化ルートを選択することも可能です。

## コラム：プラスチックの再資源化等における広域化・集約化の事例（北九州市、直方市）

**単独市町村が周辺市町村を代表し、指定法人への引渡しを行っている事例**

| 自治体 | 人口(万人) |
|---|---|
| 北九州市 | 約91 |
| 直方市 | 約5.4 |

**【事業概略スキーム】**指定保管施設は民間を活用




北九州市はプラ使用製品の一括回収
・プラ容器包装⇒容リ協ルート
・製品プラ⇒大臣認定ルート

直方市はプラ容器包装のみ資源化

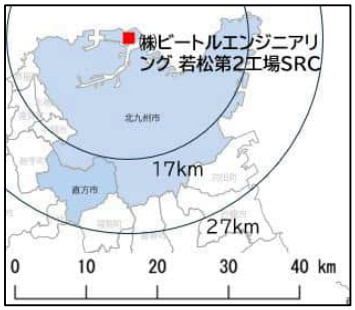


【北九州市】

手続きは北九州市が代表して実施

基本協定　三者契約※1

※1 プラスチック容器包装処理業務委託

指定保管施設　指定法人

【民間】
㈱ビートルエンジニアリング

（容リ協ルート）

プラスチック容器包装
再商品化事業者
（各年度の落札業者）

（大臣認定ルート）

製品プラ（北九州市のみ※2）
㈱ビートルエンジニアリングでフレーク化（再商品化）され、市内のマルソー産業株式会社により、ハンガーや教室机の引き出しにリサイクル
※2 現時点で、直方市では製品プラの分別収集は実施していない。

【直方市】　＜三原則＞の遵守

収集したプラスチック容器包装は直接民間事業者に搬入

### 【事業概要】

- 「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地域全体の環境保全や循環型社会を推進する観点から、一般廃棄物の広域処理を実施しており 、北九州市は、直方市の一般廃棄物 ※3受入に係る基本協定を締結し 、平成13年度から受入を開始している。
  ※3 可燃性ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル
- 北九州市と直方市では、受入または搬入を廃止する場合の規程などが定められた 基本協定を締結しており 、一般廃棄物の受入処理を開始して以降、受入が継続されている。
- 北九州市は、直方市を含む周辺8市町から主に可燃ごみ等の一般廃棄物の受入を行っており 、各市町の取組が次の「三原則」に適合していることを毎年度確認した上で、単年度の委託契約を締結している。

＜三原則＞
・北九州市のごみ処理に支障が生じるものでないこと
・北九州市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること
・北九州市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

### 【事例から考えられるメリット】

- ✓ 廃棄物処理に限らない既存の共同処理制度（連携協約）で構築している関係性から発展することが可能。
- ✓ 大都市が代表して事務手続きを実施することで 、新たな組合等の設立や 、組合規約の策定等が不要となり 、実施までの期間短縮が期待できる。
- ✓ 民間施設を活用することで、対象自治体が途中加入する場合の財産処分等の調整が不要となり、柔軟な見直しが可能となる。
- ✓ 代表自治体に事務負担（容リ協から合理化拠出金の支払いがあった場合の取扱い 、収入の管理など）が発生する一方、各自治体の処理が一元化できることから、事業者がスケールメリットが得られ、単独実施と比較して事業費の低減が期待できる。

### 【令和8年度再商品化事業者落札結果】

| 素材の種類 | 市町村 | 指定保管施設名 | 再商品化事業者名 | 工場名 | 落札数量（トン/年） | 落札単価（円/トン：税抜） | 構成市町村 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| プラスチック製容器包装 | 北九州市 | ㈱ビートルエンジニアリング若松第2工場SRC | 日鉄リサイクル㈱（指名競争入札等） | 大分プラスチック再商品化工場（コークス炉化学原料） | 1,508 | 64,900 | 直方市 |
| プラスチック製容器包装 | 北九州市 | ㈱ビートルエンジニアリング若松第2工場SRC | ㈱エコポート九州 | 本社工場（材料イクル） | 1,650 | 74,900 | 直方市 |
| プラスチック製容器包装 | 北九州市 | ㈱ビートルエンジニアリング若松第2工場SRC | 日鉄リサイクル㈱（指名競争入札等） | 八幡プラスチック再商品化工場（コークス炉化学原料） | 2,292 | 64,900 | 直方市 |

## コラム：プラスチックの再資源化等における広域化・集約化の事例（大仙市、美郷町）

複数市町村が共同でプラスチックごみの再商品化計画を申請し、大臣認定を取得した事例

**【事業概略スキーム】** 公共施設で一時保管後、民間が引取

| 自治体 | 人口（万人） |
|---|---|
| 大仙市 | 約7.4 |
| 美郷町 | 約1.7 |

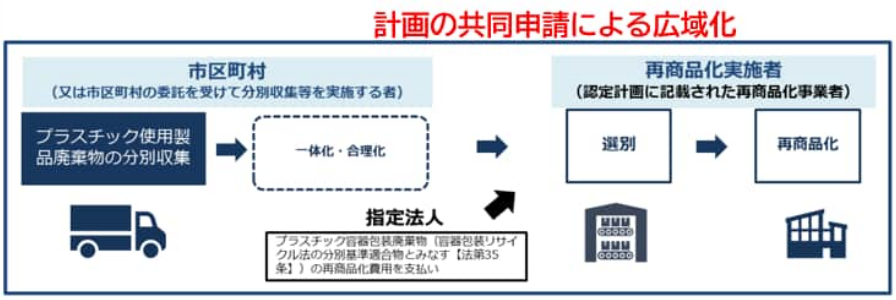


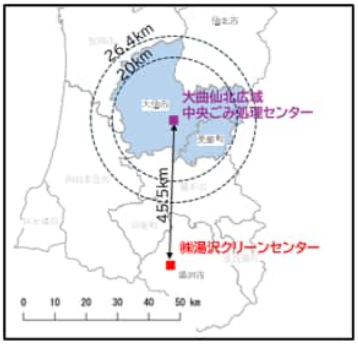


【大仙市】
【美郷町】
→ 【事務委託契約】 2市町それぞれ → 再商品化事業者
・㈱湯沢クリーンセンター

共同申請
再商品化計画
認定
環境大臣・経済産業大臣

一時保管
大曲仙北広域
中央ごみ処理センター
（大曲仙北広域市町村圏組合※）

※ 大曲仙北広域市町村圏組合構成市に仙北市も含まれるが、組合内の別施設でごみ処理を行っているため、同じ処理体系の大仙市・美郷町で取組を行っている。

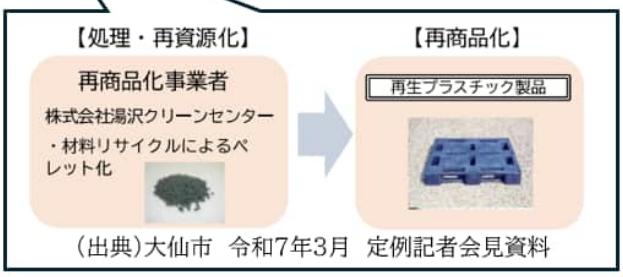


（出典）大仙市　令和7年3月　定例記者会見資料

### 【事業概要】

- 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチックごみのリサイクルを自治体が主体的に実施できることになったため、令和6年10月に国に対してプラスチックごみの再商品化計画を申請し、秋田県では第1号となる環境大臣・経済産業大臣の認定を取得した。
- 再商品化計画の作成に当たっては、令和5年度から、大仙市と美郷町が共同で、それまで焼却処理していた容器包装・製品プラスチックの一括回収とリサイクルに向けた実証試験に取り組んだ。
- 大仙市と美郷町で回収したプラスチックごみは、大曲仙北広域中央ごみ処理センター（大曲仙北広域市町村圏組合）に一次保管した後、再商品化事業者が中間処理なしで引き取りを行い、同事業者において選別からリサイクルまでの行程を一体的に行い、プラスチック製品の原料となる製品に再資源化を行っている。
- 委託契約は、再商品化事業者と各市町がそれぞれ締結している。

### 【事例から考えられるメリット】

- ✓ 既存の一部事務組合の構成市町で実施したことにより、組合の施設を一時保管場所として使用することができ、また、各市町の既存の収集ルートを活用することができる。
- ✓ 共同申請での広域化により、各市町単独で再商品化計画を作成する場合と比較し、スケールメリットが得られる。（再商品化事業者は、各市町単位での管理が必要なくなるため、作業効率が高まる。）
- ✓ 共同申請に当たっては、法令上の明確な要件がないため、新たな組合等の設立は不要であり、計画の変更・更新年度ごとの柔軟な見直しが可能。

### 【再商品化計画の概要】

- ◆ 認定を受けた者：大仙市、美郷町
- ◆ 認　定　日　：令和6年11月29日
- ◆ 計 画 期 間　：令和7年4月1日から令和10年3月31日
- ◆ 分別収集物の処分を行う者の名称：株式会社湯沢クリーンセンター
- ◆ 分別収集物の種類及び量：右表のとおり

| | プラスチック容器包装廃棄物 | それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 |
|---|---|---|
| 令和7年度 | 92.2 t/年 | 37.8 t/年 |
| 令和8年度 | 101.3 t/年 | 41.5 t/年 |
| 令和9年度 | 111.8 t/年 | 45.8 t/年 |

## コラム：プラスチックの再資源化等における広域化・集約化の事例（津軽地域8市町村）

複数市町村が共同でプラスチックごみの再商品化計画を申請し、大臣認定を取得した事例

**【事業概略スキーム】** 民間施設に直接搬入

**計画の共同申請による広域化**




【津軽地域 8市町村】

共同申請

再商品化計画

認定

環境大臣・経済産業大臣

（R6.2：連携協定の締結）

再商品化事業者

・㈱青南商事

【直接搬入】
市町村などが行っていた選別、圧縮、梱包を省略
【業務委託契約】
8市町村それぞれ

➢ 再商品化施設を黒石地区清掃施設組合の跡地に民間事業者が新設※1

※1 黒石地区清掃施設組合⇒広域化に伴い解散
＜条件付き公募型プロポーザルの実施＞
組合跡地のうち、グラウンドの利活用について、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック資源の選別及び再商品化施設の整備・運営が条件
⇒ ㈱青南商事が選定

| 自治体 | 人口（万人） |
|---|---|
| 弘前市 | 約15.7 |
| 黒石市 | 約3.0 |
| 平川市 | 約2.9 |
| 藤崎町 | 約1.4 |
| 大鰐町 | 約0.8 |
| 板柳町 | 約1.2 |
| 田舎館村 | 約0.7 |
| 西目屋村 | 約0.1 |



再商品化施設外観（弘前地区環境整備事務組合提供）

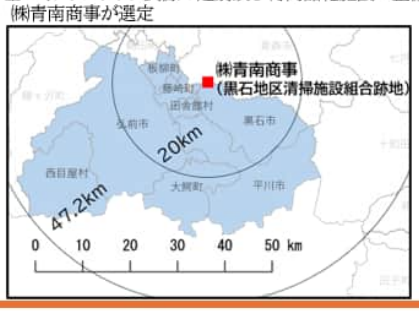


**【事業概要】**

- 弘前地区環境整備事務組合（弘前市、平川市※2、板柳町、藤崎町※2、大鰐町、西目屋村）と黒石地区清掃施設組合（黒石市、青森市※2、平川市※2、藤崎町※2、田舎館村）は、それぞれの組合でごみの広域処理を行っていたが、更なる効率的なごみ処理を目指し、令和元年10月15日に、上記の内、8市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村）が合同で、「津軽地域ごみ処理広域化協議会」を設置した。この協議会は地方自治法に基づかない任意協議会の位置付け。　※2は一部地域
- 8市町村で異なるごみ分別の区分となっており、プラスチックについても8市町村で区分が異なる状態であったが、プラスチック資源循環促進法公布に伴い、ごみ処理広域化協議会の場を利用して8市町村合同で制度設計等の協議を行うこととした。その後、令和6年2月に株式会社青南商事と8市町村それぞれが連携協定を締結し、令和8年4月には再商品化に係る委託契約を8市町村それぞれで締結した。
- プラスチックごみの再商品化計画策定前に必要となる品質調査のためのモデル事業については、8市町村それぞれが予算措置を行い実施した。

**【事例から考えられるメリット】**

- ✓ 共同申請による広域化により、各市町村単独で作成する場合と比較し、スケールメリットが得られる。（再商品化事業者は、市町村ごとの個別処理ではなく複数市町村の一括処理が可能となり、作業効率が高まる。）
- ✓ 公共跡地を有効利用した、民設民営施設であれば、施設整備費の直接負担が伴わない。
- ✓ 再商品化計画は、広域化に伴う組合加入協議とは別で、共同申請が可能であり、可燃ごみ等の広域処理の事務手続きに先行して開始することが可能。（申請者は組合である必要が無い。）

**【再商品化計画の概要】**

- ◆ 認定を受けた者：弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
- ◆ 認　定　日　：令和7年12月15日
- ◆ 計 画 期 間　：令和8年4月1日から令和11年3月31日
- ◆ 分別収集物の処分を行う者の名称：株式会社青南商事
- ◆ 分別収集物の種類及び量：右表のとおり

| | プラスチック容器包装廃棄物 | それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 |
|---|---|---|
| 令和8年度 | 894.0 t/年 | 215.0 t/年 |
| 令和9年度 | 894.0 t/年 | 215.0 t/年 |
| 令和10年度 | 894.0 t/年 | 215.0 t/年 |

# 第6章　計画の推進

## 第1節　県の役割

県は、本計画を着実に推進していくため、毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、本計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて本計画の見直し・改定を行います。

また、広域化・集約化を積極的に推進するため、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう市町村間の総合調整を行うほか、市町村間の意見交換の場の設定及び調整・進捗状況の把握や、技術的助言、県内事例での各種効果の情報収集及び提供、循環型社会形成推進交付金等に関する情報提供及び申請への対応を行います。

## 第2節　市町村等の役割

市町村等は、「広域化・集約化に係る手引き」（令和7年（2025年）3月改訂　環境省）によれば、都道府県の長期広域化・集約化計画の策定に協力することが求められています。

また、本計画策定後のブロックごとの広域化・集約化の検討及び関係市町村等での検討・調整に当たっては、県と連携しながら市町村等が主体となって実施することが求められています。

ごみ処理事業の広域化・集約化を検討する場合、表6．2－1及び表6．2－2に示す共同処理制度を参考に、市町村等の事情に応じて様々な選択肢から最適な方法を検討する必要があります。

＜共同処理制度とは＞

地方自治法に基づく共同処理制度は、地方公共団体が協力して事務を管理・執行し、効率的な行政運営を実現するための仕組みです。

共同処理制度は複数あり、その内、廃棄物処理に関連する制度を表6．2－1に示します。

表6.２－１ 共同処理制度の比較(1/2)

<table>
<tr><td rowspan="2">制度の種類</td><td colspan="2">別法人の設立を要する仕組み</td></tr>
<tr><td>一部事務組合</td><td>広域連合</td></tr>
<tr><td>概略図</td><td colspan="2">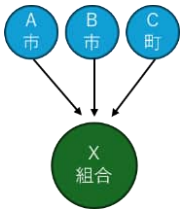
</td></tr>
<tr><td>組織</td><td colspan="2">独立した法人格あり</td></tr>
<tr><td>法的効力</td><td>一部事務組合に帰属</td><td>広域連合に帰属</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td colspan="2">複数の団体</td></tr>
<tr><td>設置</td><td colspan="2">①関係地方公共団体の協議、規約作成<br>②関係地方公共団体の議会の議決<br>③都道府県知事の許可</td></tr>
<tr><td>解散</td><td colspan="2">①関係地方公共団体の協議<br>②関係地方公共団体の議会の議決<br>③都道府県知事への届出</td></tr>
<tr><td>規約の変更等</td><td colspan="2">①関係地方公共団体の協議<br>②関係地方公共団体の議会の議決<br>③都道府県知事の許可</td></tr>
<tr><td>紛争解決方法の仕組み</td><td colspan="2">×<br>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)</td></tr>
<tr><td>特徴</td><td>・法人格を有するため、財産の保有が可能<br>・議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確<br>・構成団体は事務処理権限を失う</td><td>・一部事務組合とほぼ共通<br>・国、都道府県から直接権限委譲を受けることが可能<br>・規約の変更を要請することが可能</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>・構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる<br>・機動的な意思決定が難しい<br>・構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない</td><td>・一部事務組合とほぼ共通<br>・国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が破棄されている事例が少ない</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>財産を保有できる</td><td>・財産を保有できる<br>・首長を直接選挙できる<br>・連合長に代えて理事会を置くことができる</td></tr>
</table>

表6.２－２ 共同処理制度の比較(2/2)

| 制度の種類 | 別法人の設立を要しない仕組み | | |
|---|---|---|---|
| | 連携協約 | 協議会 | 事務の委託 |
| 概略図 | 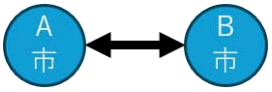<br>基本的な方針<br>役割分担 | 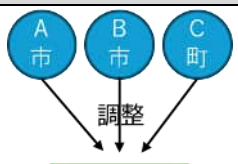 | 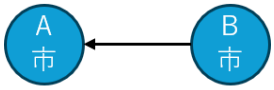 |
| 組織 | 法人格をもたない | | |
| | － | 構成団体の職員が処理<br>※機関が存在しない | 受託団体が事務を処理 |
| 法的効力 | － | 各構成団体に帰属 | 受託団体に帰属 |
| 当事者 | 1対1 | 複数の団体 | 1対1 |
| 設置 | ①関係地方公共団体の協議、規約作成<br>②関係地方公共団体の議会の議決(※)<br>③都道府県知事への届出　※　連絡調整協議会の場合には、議決不要 | | |
| 解散・規約の変更等 | ①関係地方公共団体の協議<br>②関係地方公共団体の議会の議決(※)<br>③都道府県知事への届出　※　連絡調整協議会の場合には、議決不要 | | |
| 紛争解決方法の仕組み | ○<br>・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる<br>・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受託を要しない) | ×<br>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能) | |
| 特徴 | ・連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める | ・各構成団体の長等の名において事務を管理執行<br>・各構成団体が形式的には主体性を保つ | ・権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う<br>・権限が受託側に一元化され責任の所在が明確<br>・事務処理の効率性が高い |
| 課題 | ・内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある | ・機動的な意思決定が難しい<br>・責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない | ・委託した団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる<br>・受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う |
| その他 | 基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない) | 協議会固有の財産・職員を有しない | 受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる) |

(「持続可能な地域を創る広域連携の深化に向けて　公共施設の集約化・専門人材の確保　取組事例集(令和7年(2025年)3月)　総務省自治行政局市町村課」資料編を基に作成)

## 第3節　千葉県ごみ処理広域化・集約化協議会等を活用した計画の推進体制及び計画の進行管理

### 1. 計画の推進体制

表6．3－1及び図6．3－1に示すとおり、本県及び県内市町村等が参加する千葉県ごみ処理広域化・集約化協議会（以下「全体協議会」という。）及び「第5章第1節　ブロック区割りの設定」で設定した3ブロックごとの協議会（以下「ブロック協議会」という。）において、広域化・集約化の協議・検討を行います。

また、各協議会の開催に加えて、必要な場合には個別の市町村間での協議も別途行います。

表6．3－1　千葉県ごみ処理広域化・集約化協議会及びブロック協議会の概要

| 項目 | 全体協議会 | ブロック協議会 |
|---|---|---|
| 所掌事務 | (1)長期広域化・集約化計画の策定、改定及び進捗管理に関すること。<br>(2)広域化ブロック区割りに関すること。<br>(3)広域化ブロック内の施設整備の方向性に関すること。<br>(4)その他必要な事項に関すること。 | 各ブロックにおいて必要事項を検討するため、全体協議会にブロック協議会を置く。 |
| 構成員 | ・千葉県<br>環境生活部循環型社会推進課長<br>・県内全市町村<br>市：一般廃棄物行政主管部長又はこれに準ずる者<br>町村：一般廃棄物行政主管課長又はこれに準ずる者<br>・ごみ処理を所管する一部事務組合<br>事務局長又はこれに準ずる者 | ・千葉県<br>環境生活部循環型社会推進課長<br>・各ブロックの市町村及びごみ処理を所管する一部事務組合※<br>一般廃棄物行政主管課長又はこれに準ずる者<br><br>※　各ブロックの構成市町村及び一部事務組合は、第5章に記載のとおり |
| 設立年月日 | 令和7年6月26日（設置要綱施行日） | 令和7年6月26日（設置要綱施行日） |
| 会長ブロック長 | 千葉県環境生活部循環型社会推進課長 | 千葉県環境生活部循環型社会推進課長 |

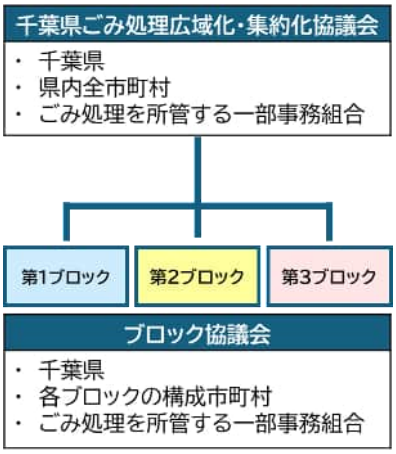


図6．3－1　千葉県ごみ処理広域化・集約化協議会及びブロック協議会の構成

### 2. 計画の進行管理

ブロック協議会等において情報共有・意見交換を行うとともに、毎年度、県で進捗状況の把握を行います。